

ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社

2018

アニュアルレポート
(ディスクロージャー誌)

2017年4月1日～2018年3月31日

目次

ソニーフィナンシャルグループの軌跡	2
社長メッセージ	4
ビジョンと戦略	6
Strength – 独自性ある事業ポートフォリオ	6
Growth – 着実な成長力	8
Future – 企業価値の最大化のために	12
ソニーフィナンシャルグループの財務ハイライト(主要子会社)	14
ソニーフィナンシャルグループの中期経営計画	16
事業概況および業績分析	31
事業(セグメント)別ハイライト	32
SFH連結	33
生命保険事業	36
損害保険事業	44
銀行事業	50
持続可能な社会の実現に向けて	57
コーポレートガバナンス	
取締役・監査役紹介	58
社外取締役対談：コーポレートガバナンスについて	60
コーポレートガバナンスの考え方	64
経営態勢について	65
コンプライアンス	70
リスク管理	72
株主・投資家との対話	74
CSR	
ソニーフィナンシャルグループのCSR	75
ステークホルダーとのコミュニケーション	76
地球環境保全活動	81
コーポレート・セクション	82
会社概要	83
グループ各社の概要	84
株式情報	85
財務セクション	87
SFH連結財務諸表	88
自己資本の充実の状況等について	116
ソニー生命の2018年3月末のMCEV	136
用語集	141
開示項目一覧	144
SFHホームページのご案内	145



「データ集」もあわせてご覧ください。

各事業会社の詳細な財務データについては、別冊「データ集」をご参照ください。なお「データ集」は、SFHウェブサイトのみでの開示とさせていただきます。

https://www.sonyfh.co.jp/ja/financial_info/annualreport

社名の略称表記

本誌では、社名表示に次の略称を使用している箇所があります。

ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社	...SFH
ソニー生命保険株式会社ソニー生命
ソニーライフ・エイゴン生命保険株式会社ソニーライフ・エイゴン生命
SA Reinsurance Ltd.SA Reinsurance
ソニー損害保険株式会社ソニー損保
ソニー銀行株式会社ソニー銀行
ソニーペイメントサービス株式会社ソニーペイメントサービス
SmartLink Network Hong Kong LimitedSmartLink Network Hong Kong
ソニー・ライフケア株式会社ソニー・ライフケア
ライフケアデザイン株式会社ライフケアデザイン
ブラウドライブ株式会社ブラウドライブ
ソニーフィナンシャルベンチャーズ株式会社ソニーフィナンシャルベンチャーズ
ソニー株式会社ソニー(株)

見通しに関する注意事項

本誌に記載されている、ソニーフィナンシャルグループの現在の計画、見通し、戦略、確信などのうち、過去の事実でないものは、将来の業績に関する見通しや試算です。将来の業績に関する見通しは、将来の営業活動や業績、出来事・状況に関する説明における「確信」、「期待」、「計画」、「戦略」、「見込み」、「想定」、「予測」、「予想」、「目的」、「意図」、「可能性」やその類義語を用いたものに限定されません。口頭または書面による見通し情報は、広く一般に開示される他の媒体にも度々含まれる可能性があります。これらの見通しまたは試算に関する情報は、現在入手可能な情報から得られたソニーフィナンシャルグループの経営者の仮定、決定ならびに判断に基づいています。実際の業績は、多くの重要なリスクや不確実な要素により、これら業績見通しと大きく異なる結果となりうるため、これら業績見通しにのみ全面的に依拠することは控えるようお願いします。また、新たな情報、将来の事象、その他の結果にかかわらず、ソニーフィナンシャルグループが将来の見通しや試算を見直して改訂するとは限りません。ソニーフィナンシャルグループはそのような義務を負いません。また、本誌は日本国内外を問わずいかなる投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものでもありません。

- 本誌は、保険業法第271条の25および銀行法第52条の29に基づいて作成したディスクロージャー資料(業務及び財産の状況に関する説明書類)です。
- 「ライフプランナー」および「カルテ」はソニー生命の登録商標です。
- 「SURE」および「ZIPP」はソニー損保の登録商標です。
- 「MONEYKit」はソニー銀行の登録商標です。
- 「Sony Bank GATE」はソニー株式会社の登録商標です。
- その他、本誌に掲載されている会社名・商品名は、各社の商標または登録商標です。
- ソニーフィナンシャルグループは、ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社と、その傘下のソニー生命保険株式会社、ソニー損害保険株式会社、ソニー銀行株式会社、ソニー・ライフケア株式会社ならびにその子会社および関連会社から構成される金融サービスグループを指します。
- 本誌に掲載されている金額は、特に記載のない限り、数値は表示単位未満は切り捨て、比率や増減率は四捨五入で表示しています。

About Sony Financial Holdings

ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社は、ソニー生命保険株式会社・ソニー損害保険株式会社・ソニー銀行株式会社の3社を中核とする金融持株会社です。

Corporate Vision

ソニーフィナンシャルグループは、金融の持つ多様な機能（貯める・増やす・借りる・守る）を融合して、お客さま一人ひとりの経済的ニーズに合わせた付加価値の高い商品と質の高いサービスを提供することにより、お客さまから最も信頼される金融サービスグループになることを目指します。

Corporate Philosophy

お客さま本位

私たちは、お客さまが安心して豊かに暮らせるお手伝いをさせていただくために、お客さま一人ひとりの「声」を真摯に受けとめ、お客さまに満足される商品とサービスを提供します。

社会への貢献

私たちは、金融サービス事業に特段の公共性が求められることを自覚し、高い倫理観と使命感をもってビジョンを実現し、社会に貢献します。また、社会の一員として、よき市民としての責任を果たします。

独自性の追求

私たちは、常に原点から発想し、慣例等にとらわれず創造と革新を追求します。

自由豁达な組織文化

私たちが目指す金融サービス事業では、社員一人ひとりの貢献が重要であると認識しています。私たちは、個性を活かし、能力を十二分に発揮できる自由豁达な組織文化を支持します。

ソニーフィナンシャルグループの軌跡

ソニーフィナンシャルホールディングスは、2004年にソニー株式会社からの会社分割により設立した金融持株会社です。日本で初めて保険と銀行を傘下に置く持株会社として誕生しました。



1970s

1980s

1990s

2000s

ソニー生命

1979年8月「ソニー・ブルデンシャル生命保険株式会社」(現、ソニー生命)設立

> 1981年4月

ソニー・ブルデンシャル生命、
営業開始。ライフプランナー
制度を発足

> 1991年4月

商号を「ソニー生命保険株式会社」
に改称

> 2001年5月

ソニー生命のライフプランナー、
ソニー損保の自動車保険の販売
を開始

> 1987年7月

ブルデンシャルとの合併契約
終了に合意

ソニー損保

1998年6月「ソニーインシュアランスプランニング株式会社」(現、ソニー損保)設立

> 1999年9月

商号を「ソニー損害保険株式会社」に改称
ソニー損保、自動車保険の販売開始
(9月～インターネット、10月～電話)

> 2002年6月

『ガン重点型の医療保険
SURE<シュア>』の販売を
開始

ソニー銀行

2001年4月「ソニー銀行株式会社」設立

> 2001年6月

ソニー銀行、営業開始
サービスサイト「MONEYKit」を開設
円預金、投資信託、カードローンの取扱い
を開始

> 2002年3月

住宅ローンの取扱いを
開始

> 2001年9月

外貨預金の取扱いを開始

ソニーフィナンシャルホールディングス

2004年4月 金融持株会社として「ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社」設立

> 2007年10月

東京証券取引所市場第一部に上場



> 2011年4月

株式の分割、単元株制度の採用

> 2013年11月

「シニア・エンタープライズ株式会社」(現、ライフケアデザイン株式会社)を子会社化し、介護事業に参入

> 2014年4月

介護事業を統括する持株会社「ソニー・ライフケア株式会社」を設立

> 2016年4月

ライフケアデザイン株式会社、ソニー・ライフケアグループ初の有料老人ホーム新規開設

> 2017年7月

ソニー・ライフケア株式会社、「株式会社ゆうあいホールディングス」を子会社化(2017年8月、ゆうあいホールディングスグループは会社統合を行い、「プラウドライフ株式会社」に商号変更)

> 2018年7月

投資子会社「ソニーフィナンシャルベンチャーズ株式会社」を設立

2010s

> 2004年12月

ソニー生命のライフプランナー、ソニー銀行の住宅ローンの申込取次業務を開始

> 2007年8月

「ソニーライフ・エイゴン・プランニング株式会社」(現、ソニーライフ・エイゴン生命保険株式会社)を設立

> 2007年12月

ソニー生命のライフプランナー、ソニー銀行の銀行代理業に関する許認可を取得

> 2009年10月

変額年金再保険会社「SA Reinsurance Ltd.」をイギリス領バミューダに設立

> 2009年12月

ソニーライフ・エイゴン生命保険株式会社、営業開始
ソニー生命のライフプランナー、変額個人年金保険の販売を開始

> 2017年6月

100%子会社「Sony Life Singapore Pte. Ltd.」をシンガポールに設立(2017年8月、「Sony Life Financial Advisers Pte. Ltd.」を、スターツ証券株式会社との共同出資により、設立)

> 2004年10月

ソニー銀行の住宅ローン利用者向けの火災保険の販売を開始

> 2009年1月

アニコム損害保険株式会社と提携し、ペット保険の販売を開始

> 2017年1月

『入院実費型の医療保険 ZiPPI〈ジッピー〉』の販売を開始

> 2018年6月

海外旅行保険の販売を開始

> 2010年6月

初の対面相談窓口「住宅ローンプラザ」を開設(現「CONSULTING PLAZA(コンサルティングプラザ)」)

> 2016年1月

Visa デビット付きキャッシュカード「Sony Bank WALLETT」サービス開始

> 2011年7月

「株式会社スマートリンクネットワーク」(現、ソニーペイメントサービス株式会社)の57%株式を取得

> 2017年8月

投資型クラウドファンディングのプラットフォーム「Sony Bank GATE」の運営を開始

社長メッセージ



既存事業の強化による成長を着実に進める一方で、 今後10年超の長期視点で起こる変革を“機会”ととらえ、 次の成長につながる布石を打つ。

皆さまには日頃よりソニーフィナンシャルグループに格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

2018年3月期も、日本国内の長期金利が低水準で推移するなど、厳しい経営環境が続きましたが、ソニーフィナンシャルグループは、収益性改善とお客さまサービスの拡充を進め、引き続き中核3事業において業容を着実に拡大いたしました。

ソニー生命では、国内の低金利環境を受けて、米ドル建保険のラインアップの拡充やコンサルティングセールス・フォローの深化など、経済価値ベースの利益成長に向けたさまざまな取り組みを進めました。ソニー損保では、主力の自動車保険で契約獲得を順調に伸ばすとともに、『セコム事故現場かけつけサービス』を開始するなど、サービス品質の向上に努めました。ソニー銀行では、住宅ローン残高の積み上げに加え、11通貨対応のVisaデビット付きキャッシュカード『Sony Bank WALLET』の発行枚数も順調に拡大しました。

2018年3月期のソニーフィナンシャルグループ連結の経常収益は1兆5,036億円（前期比8.8%増）、経常利益は、668億円（同0.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は518億円（同24.7%増）となりました。また、経営上重視している指標である連結修正ROEは6.1%（前期比2.2ポイント上昇）と改善しました。

当社グループは、経営環境の変化などに鑑み、この度、新たに2019年3月期から3力年の中期経営計画を策定しました。新中期経営計画では、将来10年超を見据えた上で、その長期視点で起こる変革を「機会」にするべく、次の成長へつな

る布石を打つ期間としてこの3年をとらえています。また、新中期経営計画を策定するにあたり、当社グループでは「お客さま本位」と「変革への対応」の2点を強く意識しました。

この3年間において、「お客さま本位」の業務運営をグループ丸となって一層推進し、グループ各社に対するガバナンス体制をさらに強化させるとともに、技術進歩や社会環境変化などの「変革への対応」を機会に、次の成長への基盤づくりを行ってまいります。

これらの取り組みにより、10年後も20年後も成長し続け、お客さまから信頼されるグループであり続けることを目指します。

なお、株主の皆さまへの2018年3月期の配当につきましては、前期から5円増配の1株当たり60円としました。当社では、中長期の収益拡大に応じた配当の安定的な増加を目指しており、法定会計上の利益のみならず、生命保険事業の成長実態により近い、経済価値ベースの利益指標をより重視した上で、総合的に配当の判断を行っています。2019年3月期の配当予想については、2円50銭増配の1株当たり62円50銭としました。

引き続き、グループの持続的成長を推進し、企業価値の向上に努めるとともに、社会全体の発展に貢献してまいります。

2018年7月
代表取締役社長

石井 茂

1 STRENGTH

Business Portfolio

独自性ある事業ポートフォリオ

ソニーフィナンシャルグループは、既存の業界他社と異なるビジネスモデルを実現することで差別化を図り、合理的かつ利便性の高い商品・サービスをお客さまに提供しています。今後もグループ各社それぞれの業界におけるプレゼンスを高めてまいります。

ソニー生命

- ▶ ライフプランニングに基づくオーダーメイドの生命保険の設計・販売とコンサルティングフォローを通じた業容拡大
- ▶ 長期の負債特性に合わせたALMにより、金利リスクを縮減
- ▶ 将来の資本規制に対応した財務健全性

戦略ハイライト

- 死亡保障提供の強化
- 法人マーケットへの展開
- ライフプランナーチャネルの拡大

主力商品

- 死亡保障保険
- 生前給付・学資・医療保険など

主な販売チャネル

- ライフプランナー(営業社員)
- パートナー(募集代理店)



生命保険 事業





損害保険
事業

ソニー損保

- 一人ひとりのリスクに合わせた合理的な保険料設定
- 事故対応、カスタマーセンター、ウェブサイトなどにおける高品質なサービス

戦略ハイライト

- 自動車保険の成長持続
- 自動車保険以外の種目拡大
- 先進技術活用や業務システム刷新などを通じた、顧客サービス向上と業務効率改善

主力商品

- 自動車保険
- 医療保険（定期型実費保障タイプ・終身型定額保障タイプ）

主な販売チャネル

- インターネット
- 電話



銀行
事業

ソニー銀行

- インターネットの特性を活かした利便性と質の高い豊富な商品ラインアップ
- 顧客満足度の高い業務運営

戦略ハイライト

- 外貨預金の強化
- 資産運用層向けの商品・サービスの提供

主力商品

- 外貨預金
- 住宅ローン
- 11通貨対応のVisaデビット付きキャッシュカード『Sony Bank WALLET』

主な販売チャネル

- インターネット
- 銀行代理業者



Consistently Strong GROWTH

着実な成長力

ソニーフィナンシャルグループは、独自性のある事業ポートフォリオそれぞれでお客様の支持を得て着実に業容を拡大してまいりました。今後も、お客様一人ひとりのニーズに合わせた質の高い商品・サービスの提供を通じて、中長期的に成長することを目指します。

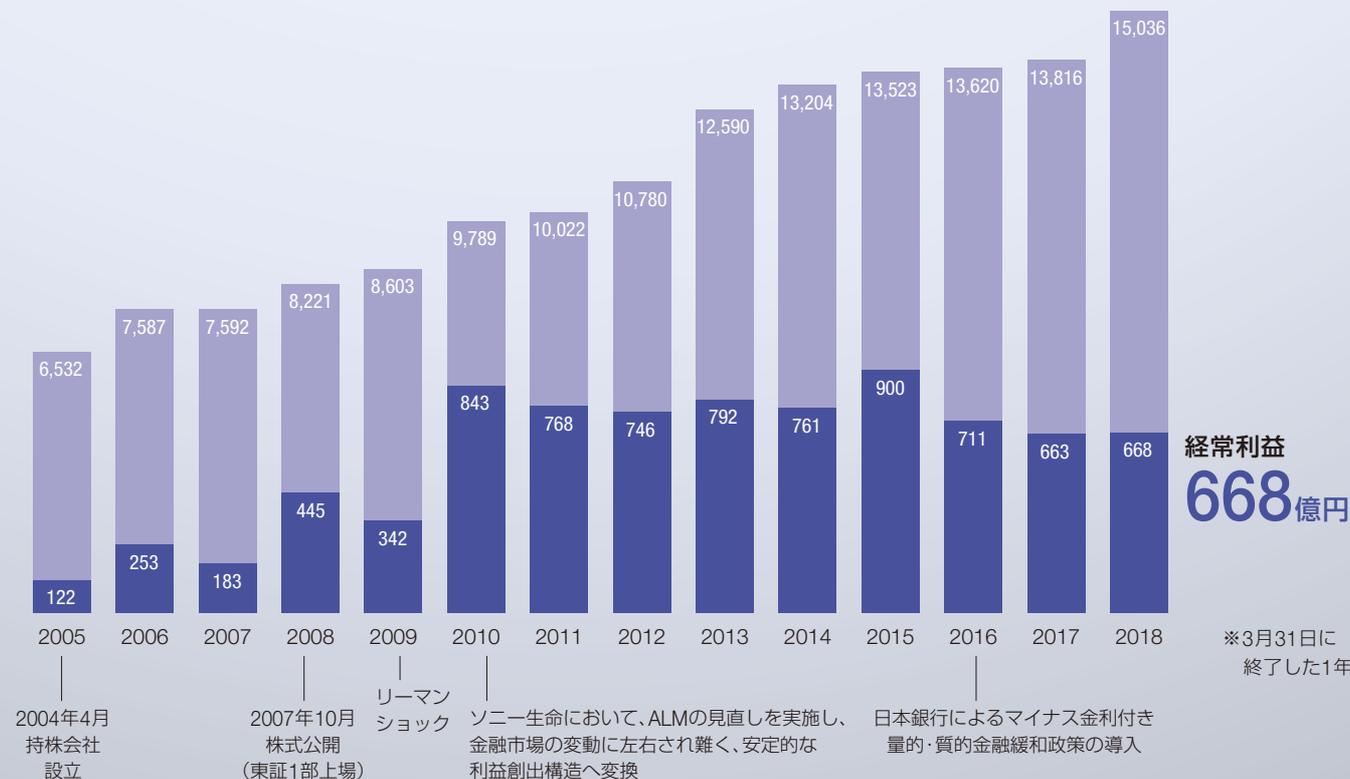
SFH 連結

経常収益、経常利益の推移

マーケットに革新を起こし、お客様の支持を得て成長持続

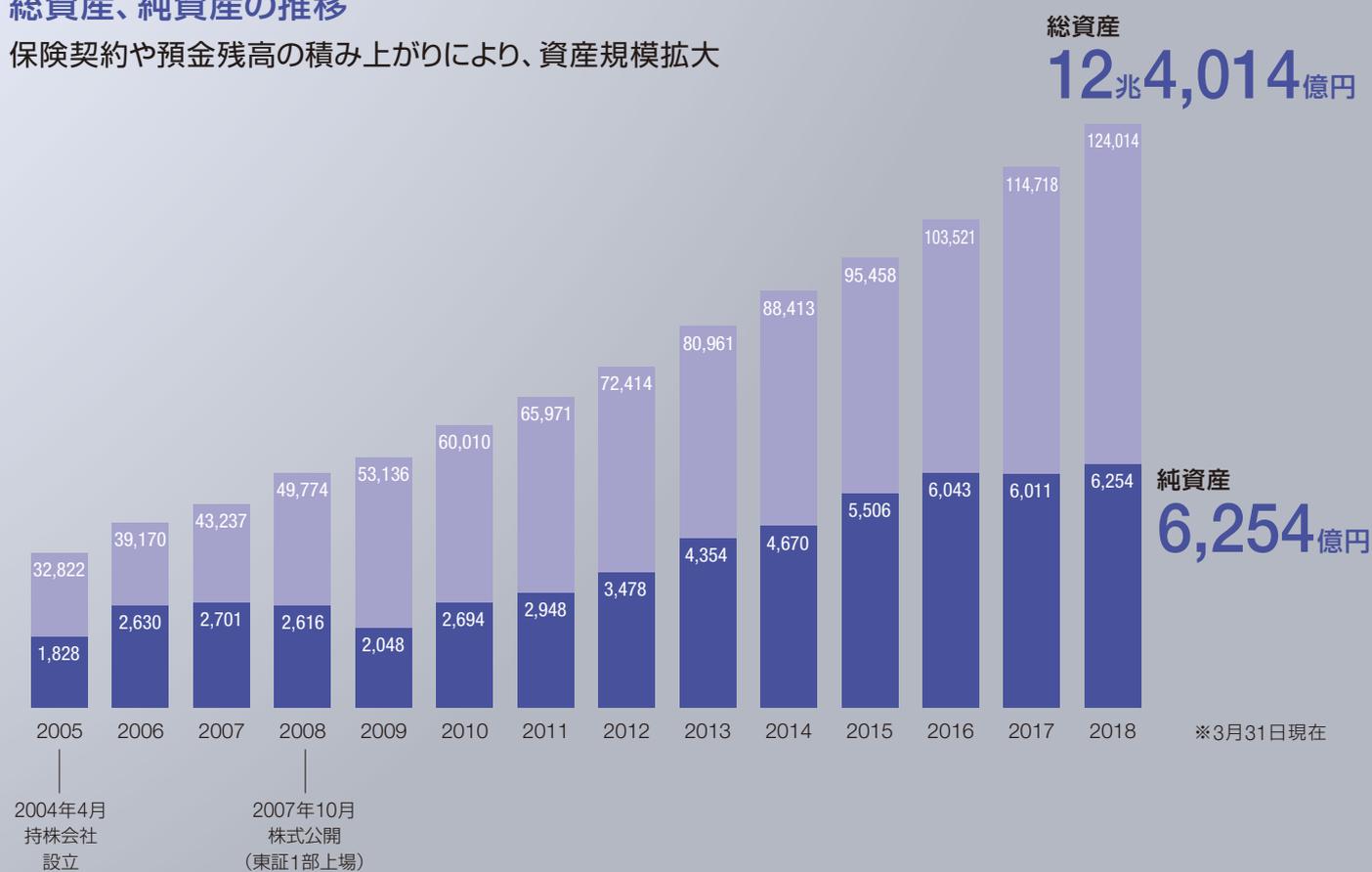
経常収益

1兆5,036億円



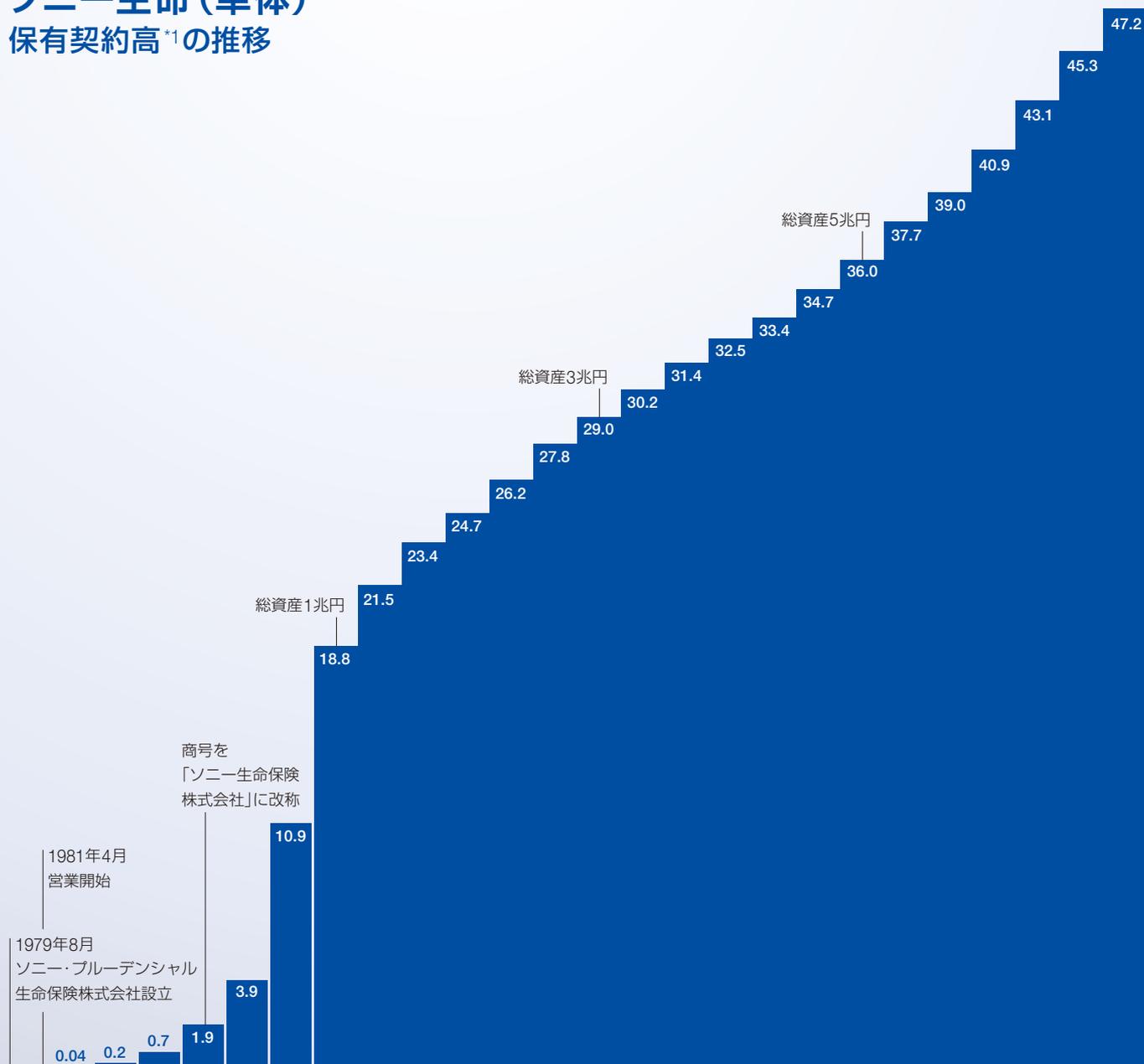
総資産、純資産の推移

保険契約や預金残高の積み上がりにより、資産規模拡大



生命保険事業 ソニー生命(単体) 保有契約高^{*1}の推移

47.2兆円



1980 1982 1985 1988 1991 1994 1997 2000 2001 2002 2003 2004 2005 2006 2007 2008 2009 2010 2011 2012 2013 2014 2015 2016 2017 2018
^{*1} 個人保険および個人年金保険の合計 ※3月31日現在

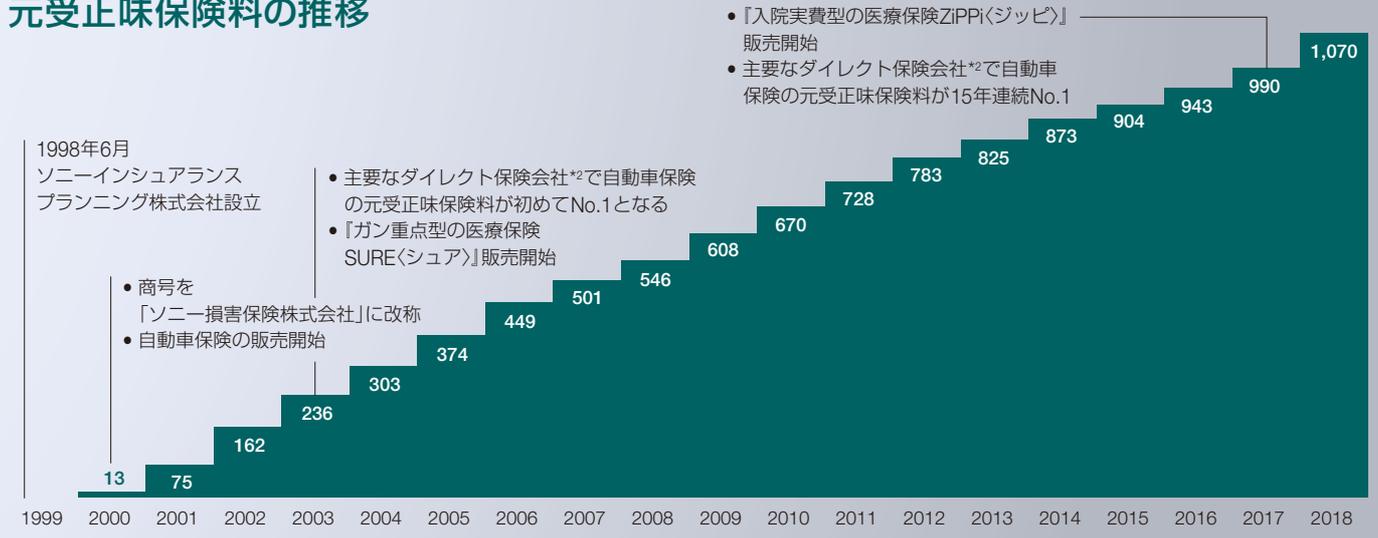
ライフプランナーによる
コンサルティングの様子



コンサルティングにあたっては、ソニー生命独自のソフト「LiPSS」を用いて、お客さまの夢や希望を実現するためのライフプラン表を作成します。

損害保険事業 ソニー損保 元受正味保険料の推移

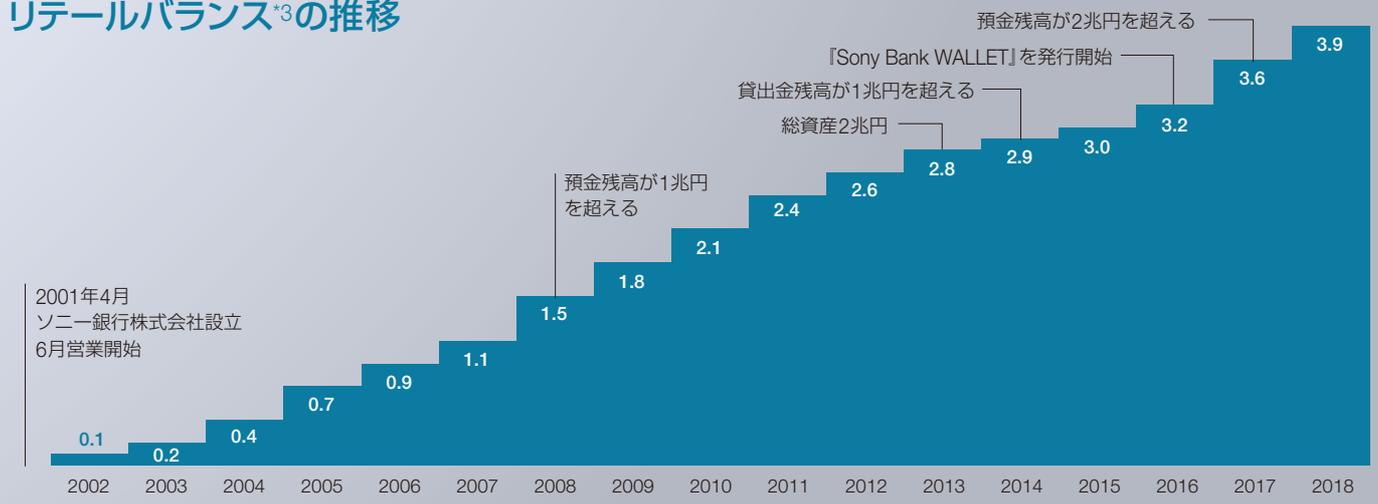
1,070億円



*2 主要なダイレクト保険会社とは、ここでは、各年の3月期時点で自動車保険を主にダイレクトで販売している損害保険会社を指します。 ※3月31日に終了した1年間

銀行事業 ソニー銀行(単体) リテールバランス*3の推移

3.9兆円



*3 預金、投資信託、個人ローンの合計。2018年3月期より、証券仲介、一任勘定媒介も含む。 ※3月31日現在

「Sony Bank WALLET」には、国内のショッピングでのキャッシュバック、割引特典、ショッピング保険、不正利用補償などさまざまな特典やサービスが付きまます。



ソニー損保はダイレクト保険で15年連続売上No.1 (2017年3月末現在)

Inspiring the FUTURE

企業価値の最大化のために

ソニーフィナンシャルグループは、お客さまにより近い存在となることを目指し、以下の経営施策を実行することによって、中長期的にグループ企業価値の最大化を図ります。

— 1 —

グループ各社の持続的・ 安定的な成長

各社それぞれの強みを活かし、さらなる業容拡大を通じて持続的・安定的な成長を目指します。

- ▶ P6 ビジョンと戦略：Strength
- ▶ P8 ビジョンと戦略：Growth

ソニー生命のライフプランナーによる販売提携

ライフプランナーは、ソニー損保の自動車保険およびソニー銀行の住宅ローンなどの当社グループ商品を取扱っています。

2018年3月期の、ライフプランナーを経由した自動車保険の取扱状況はソニー損保における新規契約件数の4%、住宅ローンの取扱状況はソニー銀行における新規融資実行金額の16%を占めています。

— 2 —

グループ各社間の 連携によるシナジーの発揮

グループ各社の成長に加え、グループ各社間の連携をより一層強めることで、商品・サービスの提供や販売チャネル・インフラの共有化、相互活用などを通じてグループとしての相乗効果を高め、従来の金融機関では提供できなかったような付加価値の高い魅力的な商品・サービスをお客さまに提供していきます。

— 3 —

既存の枠組みを超えた新規事業 領域への展開

既存事業と連携のある事業領域を中心に、お客さまのご期待に応える商品・サービスを継続的に拡充し、着実な業容拡大に努めてまいります。

ソニーフィナンシャルグループは、2013年11月に介護事業に参入し、中長期的な成長に向けた取組みを着実に推進しています。また、テクノロジーの進展を背景に、革新的な金融サービスを提供する動きが活発化している中、2018年7月にはFintechをはじめとする分野に強みを持つベンチャー企業への投資などを行う子会社を設立しました。

▶ P30 ビジョンと戦略 介護事業

— 4 —

お客さま本位の業務運営の推進と グループガバナンスのさらなる強化

当社グループは、設立以来その理念に沿ってお客さま本位の業務運営に取り組んできました。当社およびグループ主要3社（ソニー生命、ソニー損保、ソニー銀行）においても、それぞれ「お客さま本位の業務運営方針」を策定・公表して適切な業務運営に努めています。また、当社としてもグループ各社に対するガバナンス体制のさらなる強化を進めてまいります。

▶ P20 ビジョンと戦略 ソニーフィナンシャルグループ

ソニーフィナンシャルグループの財務ハイライト (主要子会社)

	3月31日に終了した1年間		
	2009	2010	
ソニーフィナンシャルホールディングス(連結)	経常収益	¥ 860,323	¥ 978,991
	経常利益	34,253	84,373
	親会社株主に帰属する当期純利益	30,722	48,126
	包括利益	—	71,066
	3月31日現在		
	総資産	5,313,677	6,001,088
	純資産	204,897	269,439
	連結自己資本比率(国内基準) ^{(注1)(注2)}	13.32%	12.05%
	連結ソルベンシー・マージン比率 ^(注1)	—	—

	3月31日に終了した1年間		
ソニー生命(単体)	経常収益	¥ 765,910	¥ 881,798
	経常利益	32,409	80,099
	当期純利益	33,783	46,138
	3月31日現在		
	総資産	3,810,929	4,286,540
	純資産	140,730	191,312
	単体ソルベンシー・マージン比率 ^(注1)	2,060.5%	2,637.3%

	3月31日に終了した1年間		
ソニー損保	経常収益	¥ 61,882	¥ 68,174
	経常利益	2,178	2,565
	当期純利益(△損失)	△1,556	1,604
	3月31日現在		
	総資産	86,698	98,340
	純資産	13,678	15,482
	単体ソルベンシー・マージン比率 ^(注1)	993.0%	1,018.5%

	3月31日に終了した1年間		
ソニー銀行(単体)	経常収益	¥ 33,361	¥ 30,500
	経常利益	414	2,930
	当期純利益(△損失)	△710	1,646
	3月31日現在		
	総資産	1,411,956	1,612,186
	純資産	46,264	58,989
	単体自己資本比率(国内基準) ^{(注1)(注2)}	13.37%	12.09%

(注1) それぞれの時点で適用される規制に基づいて算出しています。

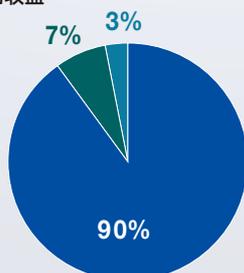
(注2) 2017年3月末より基礎的內部格付手法で算出しています。

事業(セグメント)別構成比率

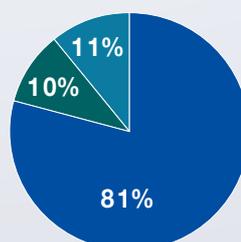
(2018年3月期)

- 生命保険事業
- 損害保険事業
- 銀行事業

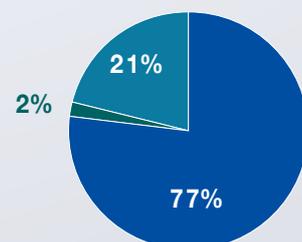
経常収益



経常利益



総資産



(注) ソニーフィナンシャルホールディングス(連結)に対する、各事業の比率を表しています。

百万円

2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
¥1,002,201	¥1,078,070	¥1,259,041	¥1,320,456	¥1,352,325	¥ 1,362,044	¥ 1,381,667	¥ 1,503,630
76,860	74,625	79,252	76,136	90,062	71,103	66,326	66,843
41,716	32,812	45,064	40,504	54,419	43,355	41,621	51,895
31,963	60,376	96,225	44,794	90,707	71,105	21,433	52,207
6,597,140	7,241,414	8,096,164	8,841,382	9,545,868	10,352,114	11,471,845	12,401,446
294,877	347,800	435,444	467,050	550,672	604,377	601,139	625,406
10.96%	10.14%	9.88%	12.02%	11.91%	10.70%	14.39%	17.18%
—	1,380.3%	1,520.6%	1,563.8%	1,634.9%	1,637.1%	1,632.9%	1,748.7%
¥ 900,091	¥ 967,400	¥1,142,274	¥1,197,109	¥1,223,827	¥ 1,230,141	¥ 1,243,739	¥ 1,351,076
73,176	69,436	74,659	69,205	79,665	60,792	60,180	56,338
40,220	31,426	42,444	37,063	42,524	37,096	35,185	45,134
4,723,332	5,222,846	5,952,750	6,624,903	7,301,350	8,035,408	8,873,613	9,567,689
215,387	264,836	342,333	369,230	432,526	482,195	473,589	492,787
2,900.1%	1,980.4%	2,281.8%	2,358.7%	2,555.0%	2,722.8%	2,568.8%	2,624.3%
¥ 74,166	¥ 80,096	¥ 84,711	¥ 89,864	¥ 93,022	¥ 96,905	¥ 102,333	¥ 110,092
2,144	2,859	2,371	3,003	4,209	4,680	4,996	6,574
1,297	1,299	1,454	1,664	2,233	2,586	3,515	4,821
109,382	118,612	127,421	142,714	157,919	172,323	186,537	204,362
16,772	18,009	19,934	21,418	24,741	28,305	29,409	33,189
981.4%	557.8%	504.2%	527.6%	629.6%	693.5%	730.8%	782.1%
¥ 29,521	¥ 30,075	¥ 31,351	¥ 33,994	¥ 35,714	¥ 34,892	¥ 35,105	¥ 36,270
3,377	4,033	4,282	5,845	7,298	5,857	4,634	6,557
2,054	2,340	879	3,585	4,634	3,912	3,176	4,474
1,761,830	1,890,503	2,005,081	2,056,704	2,062,525	2,126,564	2,424,236	2,635,028
59,971	62,796	67,811	72,774	77,064	77,428	81,332	85,729
10.84%	11.58%	11.98%	11.72%	10.65%	9.89%	9.75%	10.45%

格付情報(2018年7月1日現在)

格付機関	ソニーフィナンシャル ホールディングス	ソニー生命	ソニー銀行
(株)格付投資情報センター (R&I)	発行体格付け AA-	保険金支払能力格付け AA	
(株)日本格付研究所 (JCR)			長期発行体格付け AA-
S&Pグローバル・レーティング (S&P)		保険財務力格付け A+	カウンターパーティ格付け 長期 A 短期 A-1

ソニーフィナンシャルグループの

2019年3月期

中期経営計画 2021

年3月期

当社グループを取巻く経営環境は、総人口の減少などによる市場全体の縮小や低金利による収益性の低下などにより、引き続き厳しい状況が続くと想定されます。とりわけFintechをはじめとする技術革新のスピードは目覚ましく、異業種参入などを通じて既存の金融サービスが陳腐化する脅威は、日に日に高まっています。また、顧客本位の業務運営への対応が、金融機関経営において強く意識されるようになってきています。

このような経営環境の中、既存事業の強化による成長に加え、10年超の長期視点で起こる変革を「機会」とするべく、将来の成長に向けた基盤作りとして、新たな取組みを進めます。グループ成長戦略においては、「**お客さま本位**」と「**変革への対応**」の2つをキーワードとして、既存事業のバリューチェーンを超え、信頼あるサービスの提供、新たな技術の活用により、お客さまの金融行動全般をサポートしてまいります。

新中期経営計画2つのポイント

お客さま本位 — お客さま本位の業務運営の一層の推進

変革への対応 — 変革（技術進歩／社会・規制環境の変化など）を機会とした次の成長への基盤作り

TARGETS 2021年3月期中期目標

	2018年3月期 実績	2021年3月期 中期目標
経常収益	1.50兆円	1.76兆円
経常利益	668億円	770億円
親会社株主に帰属する当期純利益	518億円	500億円
US-GAAP 営業利益*1	1,789億円	1,800億円
連結修正ROE	6.1%*2	約7%

*1 2018年3月期実績の億円単位未満は四捨五入。2021年3月期中期目標には市場の影響を受けない基礎率の変更を含む。2019年3月期より米国会計基準の変更にともない、資本性投資について公正価値で測定されることから、株式等売却益を見込んでいない。

*2 2018年3月期実績はソニー生命における保険リスクの計測手法などの見直しの影響を含まない。

▶ P21 連結修正ROEの算式

MANAGEMENT MESSAGES

ソニーフィナンシャルグループ

Page
18

石井 茂
ソニーフィナンシャルホールディングス
代表取締役社長



ソニー生命

Page
22

萩本 友男
ソニー生命保険
代表取締役社長



ソニー損保

Page
26

丹羽 淳雄
ソニー損害保険
代表取締役社長



ソニー銀行

Page
28

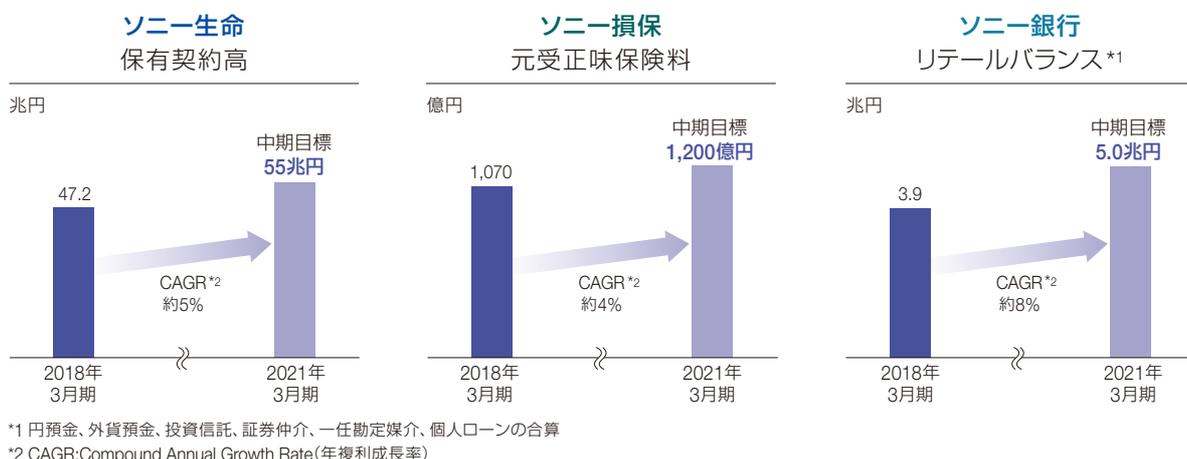
住本 雄一郎
ソニー銀行
代表取締役社長



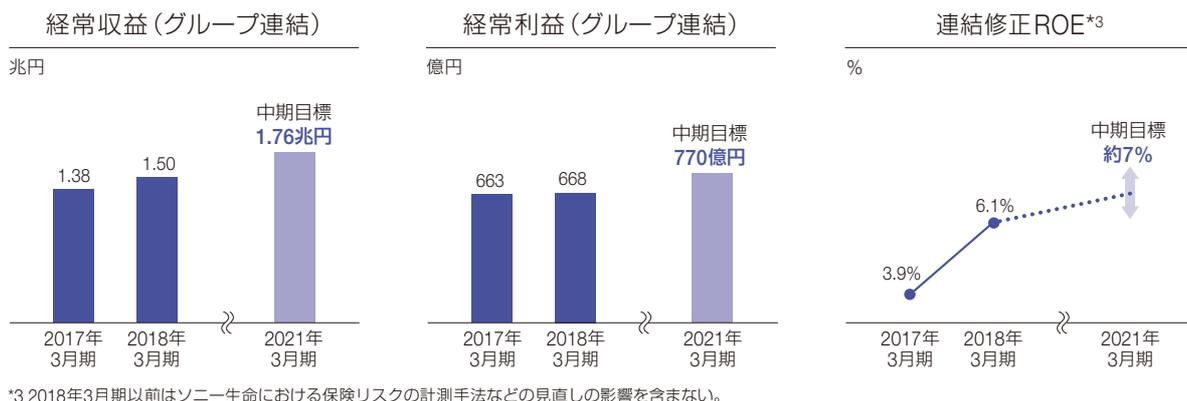
ソニーフィナンシャルグループ

業容および業績

業容



業績



ソニーフィナンシャルグループの主要子会社3社は、2021年3月期に向けて引き続き業容を拡大する見込みです。2021年3月期のグループ連結の経常収益および経常利益は、2018年3月期に比べ、ともに増加する見通しです。また、ソニー生命のコアROEVが大宗を占めている連結修正ROEについては、2021年3月期に約7%を目指します。



石井 茂
ソニーフィナンシャルホールディングス
代表取締役社長

グループ成長戦略

ソニーフィナンシャルグループの成長戦略として、既存事業の強化によるオーガニック成長に加え、2019年3月期から2021年3月期までの中期計画では、将来の成長に向けた基盤作りとして、新たな取組みを進めてまいります。

既存事業強化による成長

<p>生命保険事業</p> <p>コンサルティングセールス・フォローの深化</p> <p>▶ P22 ソニー生命</p>	<p>損害保険事業</p> <p>自動車保険の成長持続、損害保険種目ポートフォリオの多様化</p> <p>▶ P26 ソニー損保</p>	<p>銀行事業</p> <p>提案力強化とアライアンスの活用による外貨預金と住宅ローンのさらなる伸長</p> <p>▶ P28 ソニー銀行</p>	<p>介護事業</p> <p>確実な立ち上げの推進</p> <p>▶ P30 介護事業</p>
---	---	--	--

さらなる成長に向けた新たな取組み

1. Fintechの活用

より高品質な金融サービスをお客さまへ効率的に提供するため、機械学習などのAI技術をはじめとする新技術を、グループ内外の企業との連携を通じて積極的に取り込み、よりお客さまに近づくことを目指します。

2. 投資子会社の設立

2018年7月に、SFHは投資子会社ソニーフィナンシャルベンチャーズ株式会社を設立しました。Fintechやヘルスケアなど、当社グループの事業およびその周辺分野に強みを持つベンチャー企業への投資を通じて、財務的なリターンを獲得に加え、ベンチャー企業と当社グループ各社との連携や協業により、当社グループの既存事業の強化や新規事業の創出に取り組めます。

3. リアル×デジタルチャネルの構築

当社グループには、ソニー生命のリアルチャネルの強み、ソニー損保とソニー銀行のデジタルチャネルの強みがあります。今後、両チャネルの特性を損なうことなく、グループ内連携の強化やM&A/アライアンスなどを通じ、リアルとデジタル、双方の強みを活かしてまいります。

また、お客さまの消費・行動データなどの分析により接点の多面化や機能拡充を図り、お客さまのニーズに沿った金融サービスの提供を実現し、お客さまにより近づいた存在となることを目指します。

グループガバナンスの一層の強化

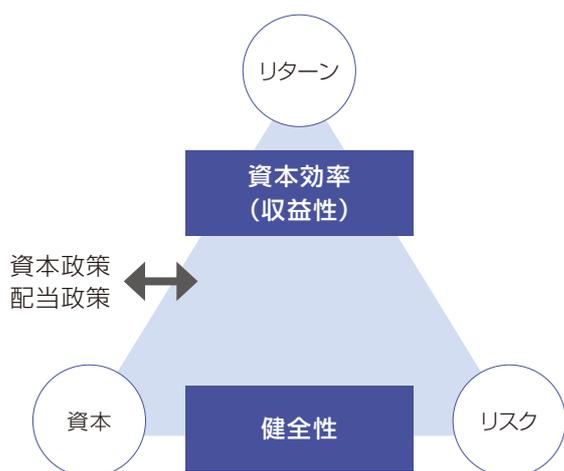
ソニーフィナンシャルグループでは、これまでも譲渡制限付株式報酬制度の導入や、第三者による取締役実効性評価の実施、独立社外取締役の増員などコーポレートガバナンス

コードに係る対応を行ってまいりました。引き続き、グループガバナンス体制のさらなる強化に向けた取組みを進めてまいります。

グループERM※の推進

当社グループは、グループERMの枠組みを導入しています。すでにグループ各社で導入していた統合的なリスク管理の枠組みをグループ全体に広げることで、資本・リスク・リターンのバランスおよび最適化を図るとともに、資本効率の向上をグループ全体の経営に浸透させ、当社グループの持続的な

成長と中長期的な企業価値の最大化を目指します。リスクアペタイトに基づく経営計画の策定・実行およびモニタリングを通じて、PDCAサイクルの構築を進めています。また、関連規制動向も視野に入れつつグループERMの高度化も図ってまいります。



資本効率(収益性)指標

- ソニー生命: コアROEV
- ソニー損保: 修正ROE
- ソニー銀行: ROE

健全性指標

- 保険事業: ソルベンシー・マージン比率
- 銀行事業: 自己資本比率
- 規制ベースと経済価値ベースで管理

※ ERM(エンタープライズ・リスク・マネジメント): 統合的リスク管理

お客さま本位の業務運営方針(概要)

ソニーフィナンシャルグループは、そのビジョンと理念に基づき、お客さま本位の業務運営に取り組んでいます。

SFHは、この取組みを「お客さま本位の業務運営方針」として明確化するとともに、ソニー生命、ソニー損保、およびソニー銀行それぞれにおいて、さらに具体化した業務運営方針を定めています。

SFHの定める当該方針およびグループ会社の定める方針は、事業環境の変化等を踏まえて、定期的に見直します。また、SFHは、金融持株会社として、グループ各社それぞれにおいて定める「お客さま本位の業務運営方針」が適切な内容であることを確認し、また、当該方針に基づき、グループ各社において適切な業務運営が行われているかどうかをモニタリングし、必要な支援・指導等を行います。

グループ各社においても、お客さま本位の業務運営の取組み状況について、取締役会などへの定期的報告等を通じて自ら検証するとともに、定期的に公表します。

▶ 詳細はSFHのウェブサイトをご覧ください。 <https://www.sonyfh.co.jp/ja/info/operation.html>

連結修正 ROE

当社グループは、保険事業や銀行事業などグループ各社の業態が異なるため、事業ごとに、修正利益および修正資本に基づく「連結修正 ROE」を算出し、企業価値や資本効率の的確な把握に努めています。ソニー生命のコア ROEV は、

2021年3月期には6%以上、ソニー損保の修正 ROE は約13%、ソニー銀行の ROE は6.8%を中期目標とし、連結修正 ROE は約7%を目指します。

	2018年3月期 実績	2021年3月期 中期目標
連結修正 ROE *	6.1%	約7%
(ソニー生命) コア ROEV *	5.9%	6%以上
(ソニー損保) 修正 ROE	16.1%	約13%
(ソニー銀行) ROE	5.5%	6.8%

* 2018年3月期の実績には、ソニー生命の保険リスクの計測手法などの見直しの影響を含まない。

連結修正 ROE の算式

グループ各社の修正 ROE、ROE、連結修正 ROE は以下のとおり

※ソニー生命のコア ROEV の算式

$$\frac{\text{新契約価値} + \text{保有契約価値からの貢献}}{(\text{前年度末 MCEV}^* - \text{配当額} + \text{当年度末 MCEV}^*) \div 2}$$

※ソニー損保の修正 ROE の算式

$$\frac{\text{当期純利益 (損失)} + \text{異常危険準備金繰入額 (税後)} + \text{価格変動準備金繰入額 (税後)}}{(\text{純資産の部} + \text{異常危険準備金 (税後)} + \text{価格変動準備金 (税後)}) \text{の期中平均値}}$$

※ソニー銀行の ROE の算式

$$\frac{\text{親会社株主に帰属する当期純利益 (損失)}}{\text{純資産の部の期中平均値}}$$

※グループ全体の当事業年度の連結修正 ROE の算式

連結修正 ROE = 連結修正利益 ÷ 連結修正資本

$$\frac{\text{ソニー生命 [新契約価値} + \text{保有契約価値からの貢献]} + \text{ソニー損保 [当期純利益 (損失)} + \text{異常危険準備金繰入額 (税後)} + \text{価格変動準備金繰入額 (税後)}] + \text{ソニー銀行 [親会社株主に帰属する当期純利益 (損失)]}}{\text{ソニー生命 [(前年度末 MCEV}^* - \text{配当額} + \text{当年度末 MCEV}^*) \div 2] + \text{ソニー損保 [(純資産の部} + \text{異常危険準備金 (税後)} + \text{価格変動準備金 (税後)}) \text{の期中平均値}] + \text{ソニー銀行 [純資産の部の期中平均値]}}$$

* ヨーロッパの主だった保険会社の CFO フォーラムにより公表された MCEV ディスクロージャーの国際統一基準 MCEV Principles© ** に準拠した EV。

** Copyright© Stichting CFO Forum Foundation 2008

2019年3月期以降の成長に向けた取組み

お客さま本位

変革への対応

事業基盤のさらなる強化

- ライフプランナーチャンネルの質の追求
- 代理店チャンネルの着実な回復

新たな価値の提供

- 保障の提供範囲拡大(新たな医療保険)
- お客さま本位のサービスの進化(Fintech)

企業価値の着実な成長

- 経済価値ベースでの利益成長の実現



萩本 友男

ソニー生命保険
代表取締役社長

チャンネル別戦略：ライフプランナーチャンネル

厳選採用・教育および育成の強化

ソニー生命のライフプランナーチャンネルを通じた販売は、新契約全体の約80%を占め、堅調に成長しています。

ソニー生命では、毎年着実にライフプランナーの採用を進めており、2018年3月末の人員数は5,142名となりました。ライフプランナーの生産性については、引き続き高い水準を維持しています。

今後は、面接プロセスの強化などを通じ、採用の過程で従来以上に候補者を厳選し、一層の高質化を進めます。また、定期的な本社とのコミュニケーションやベストプラクティスの水平展開などにより各支社の教育・育成水準の引き上げを進め、初期教育を含めた教育および育成の強化・徹底を図ります。

これらの施策を通じ、ライフプランナーの高質化を図りながら着実に陣容を拡大し、2021年3月末にはライフプランナー人員数が5,700名を超える見通しです。

コンサルティングセールス・フォローの深化

ソニー生命のライフプランナーチャンネルでは、お客さまのニーズに基づくコンサルティングセールス・フォローのさらなる深化に向けて、お客さまのライフプランに必要な保障を設計するためのシミュレーションツールである、『LiPSS』をはじめ、お客さまとのコミュニケーションで得た情報を蓄積・更新・維持する『カルテ』の活用を進めています。お客さまへのご提案の根拠を可視化し、お客さまのご意向に沿った保障を提供するとともに、契約後のコンサルティングフォローの活動を通じて保障の点検や最適化を図り、ライフプランナーの提供価値をさらに高めてまいります。

ライフプランナーの末人員数*1・生産性*2



■末人員数 ●生産性
 *1 嘱託・契約ライフプランナーを含む。
 *2 2015年3月期新契約高生産性を100として指数化

チャンネル別戦略：代理店チャンネル

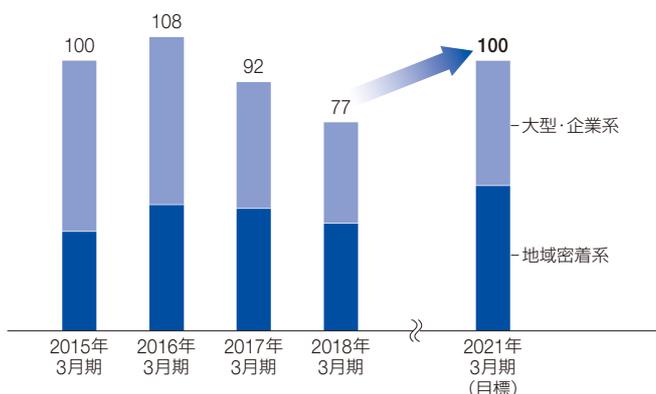
ソニー生命におけるパートナー（募集代理店）を通じた販売は、新契約全体の約20%を占めています。

地域密着系代理店*、大型・企業系代理店**、それぞれのパートナーの特性に応じた支援を拡充するとともに、サポーター（代

理店営業職）の育成を徹底するなど、新契約高の回復に向けた取組みを進めてまいります。

*地域密着系代理店：バリューパートナーなど、地域に根差した代理店
 **大型・企業系代理店：おもに広域で展開するショップ型代理店・プロ代理店

新契約高指数*1(代理店チャンネル)



*1 2015年3月期新契約高を100として指数化

新契約高*2



*2 個人保険・個人年金保険

さらなる提供価値の拡大—新医療保険の発売・Fintechの活用によるお客さまサービスの進化

ソニー生命では、従来死亡保障商品を主軸にお客さまへ着実に保障を提供してまいりました。日本国内において低金利環境が続く中、日本円より金利が高い米ドル建で運用することで、お客さまに、より合理的な保険料で保障を提供できるよう、2017年10月には、米ドル建の新商品を発売しました。さらに、医療保険分野でも、昨今の医療現場を取巻く環境の変化などを踏まえ、お客さまの医療保障ニーズに応えるべく2018年7月に新医療保険を発売しました。本商品は、保険料重視と貯

蓄志向という2つのタイプを用意することで、幅広いお客さまのニーズに応えることが可能です。

また、中期的にはFintechを活用してお客さまへの提案強化を進めてまいります。コンサルティングを通じて得られたお客さまのライフプランや夢、想いなどのデータを活用したAIの開発を進めることにより、セールス・フォローの双方の局面で、お客さまへの客観的な提案の支援とサービスの品質向上につなげたいと考えています。

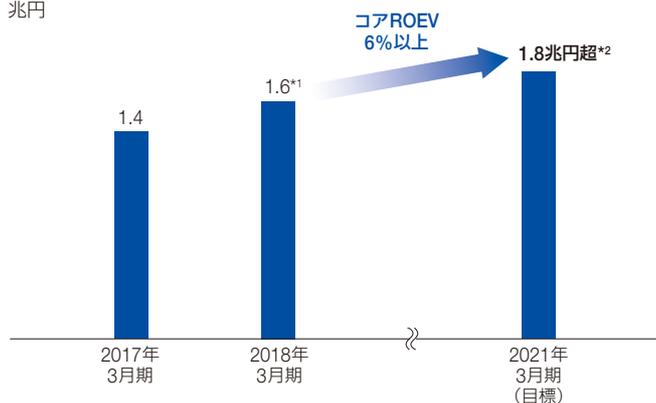
経済価値ベースの利益成長の実現

ソニー生命では、生命保険事業の成長実態により近い、経済価値ベースの中期的な利益成長を経営指標のひとつとして重視しています。2018年3月末時点で1兆6,332億円となったソニー生命のMCEVについては、2021年3月末時点で、1兆8,000億円超を目指しています。また、ソニー生命では、「新契約価値」と「保有契約価値からの貢献」を、保険の引き受けによって得られる企業価値の成長のベースと考えています。その合計額のMCEVに対する比率を、資本効率(収益性)を測る指標(コアROEV)として定義しています。2021年3月期のコアROEVは、6%以上となる見通しです。

引き続き、お客さま本位の業務運営の徹底やコンプライアンス態勢の強化に取組みつつ、経済価値ベースでの中期的な利益成長を目指してまいります。

MCEV

兆円



*1 2018年3月期以降は保険リスクの計測手法などの見直し後

*2 2018年3月末の金利水準に基づく目標

2021年3月期に向けた中期目標

	2018年3月期 実績	2021年3月期 中期目標
保有契約高	47.2兆円	55兆円
ライフプランナー在籍数 ^{*1}	5,142名	5,700名超
MCEV ^{*2}	1.6兆円	1.8兆円超
コアROEV ^{*3}	5.9%	6%以上
経常利益(生命保険事業)	541億円	620億円

*1 嘱託・契約ライフプランナーを含む。

*2 2021年3月期中期目標は2018年3月末の金利水準

*3 2018年3月期実績は、保険リスクの計測手法などの見直しの影響は含まない。

『カルテ』とは ～より質の高いコンサルティングフォローを目指して～

お客さまへのご提案・ご契約やその後のフォローにいたるまでのさまざまな情報と履歴を記録して電子化したものが、ソニー生命の『カルテ』です。

ご契約時に交わしたお客さまとの「遠い約束」をライフプランナーがカタチにして、お客さま一人ひとりの人生に伴走していきます。

ライフプランナーは、ご契約後も面談の都度、お客さまの状況や関心事の変化についてお聞きし、『カルテ』に確実に記録することで、将来の収支バランスの確認や数年後に訪れるライフイベントの対策などのご提案を行ってまいります。



▶「生命保険事業 事業概況」P36もあわせてご覧ください。

ソニー損保

2019年3月期以降の成長に向けた取組み

お客さま本位

変革への対応

自動車保険の成長持続・シェア拡大

- 商品力・サービス品質の向上、効果的マーケティングにより、ダイレクト保険への安心感を高め、“信頼のブランド力”を確立
- 先進技術活用による商品、マーケティング、サービスの高度化

自動車保険以外の種目拡大

- 長期安定収益基盤の確立を目指し、多目展開を推進
- 医療保険分野：商品の強化・拡充により多様なニーズに対応
- 火災新種分野：ダイレクトの強みを活かせる新領域での拡大

顧客価値の最大化

- CX(カスタマーエクスペリエンス)向上の推進、高品質なサービス提供により顧客リテンション力を強化
- 商品・サービスのスペック向上を通じた知覚品質の訴求によって、契約獲得力を強化

オペレーション改革と業務効率の改善

- 中長期の環境変化を見据え、先進技術の活用などにより業務効率改善・コスト競争力強化を推進
- 基幹業務システムの大規模刷新によって、オペレーション改革と顧客サービス向上を実現

ソニー損保の2018年3月期の経常利益は、主力の自動車保険の販売好調にともなう増収や損害率の低下により、65億円となり、2014年3月期から5期連続で過去最高益を更新しました。主力の自動車保険では、今後も商品力の強化やサービス品質のさらなる向上により、お客さまのダイレクト保険に対する安心感を高め、信頼のブランド力を確立するとともに、効果的なマーケティング・コミュニケーションの積極的な展開などにより、シェア拡大を目指します。先進的商品については、引き続き、ヤフー(株)(以下「Yahoo! JAPAN」)およびソニーグループとの連携により、スマートフォンを利用した新しいPHYD型*テレマティクス保険商品の開発を進めています。

その一方で、ソニー損保では自動車保険一極集中の構造を転換し、長期的な安定収益基盤の確立を目指して多目展開を推進しています。医療保険分野においては、現在、定額保障タイプのガン重点型医療保険と実費保障タイプの入院実費型の医療保険を販売しており、今後も、商品力の一層の強化を図ることで、多様なニーズに対応してまいります。また、火災新種領域では、商品の独自性とダイレクトの強みを活かした新種目の拡大を進めています。2018年6月には、ネット専用のリスク細分型商品として合理的な保険料を訴求した、海外旅行保険を発売しました。この海外旅行保険を通じ、新規顧客を獲得していくとともに、既存種目とのクロスマーケティングによる相乗効果も目指します。

また、顧客価値最大化に向けた商品・サービスの向上、

Fintechなどの先進技術の活用や基幹システムの大規模刷新によるオペレーションコストの低減も図ります。

今後とも、徹底したお客さま本位の高品質な商品・サービスの提供と、環境変化を見据えた変革への対応を行い、持続的な成長と高い収益性を維持してまいります。

*PHYD型：運転行動連動型(Pay How You Drive)

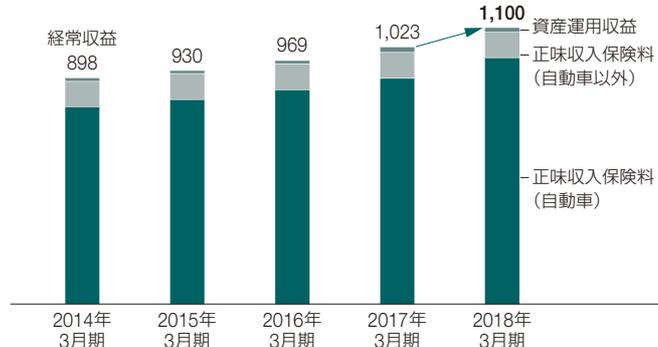


丹羽 淳雄

ソニー損害保険
代表取締役社長

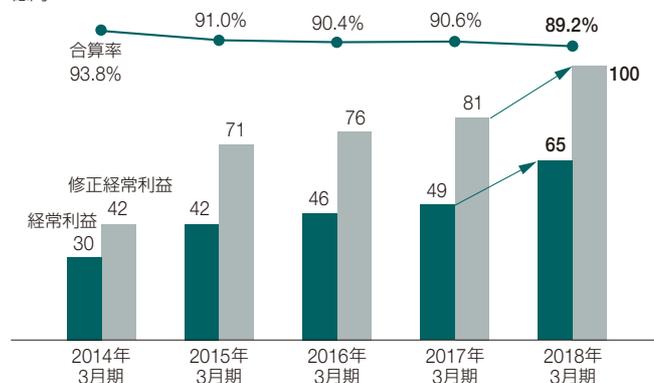
経常収益の推移

億円



経常利益・合算率

億円



※修正経常利益=経常利益+異常危険準備金繰入額

※合算率=E.I.損害率+正味事業費率

E.I.損害率=(正味支払保険金+支払備金繰入額+損害調査費)÷既経過保険料

正味事業費率=保険引受に係る事業費÷正味収入保険料

2021年3月期に向けた中期目標

	2018年3月期 実績	2021年3月期 中期目標
元受正味保険料	1,070億円	1,200億円
合算率 (E.I.損害率) (正味事業費率)	89.2% (60.7%) (28.5%)	合算率 89%
経常利益	65億円	70億円
修正経常利益*	100億円	110億円
修正ROE	16.1%	約13%

*修正経常利益=経常利益+異常危険準備金繰入額

▶「損害保険事業 事業概況」P44もあわせてご覧ください。

2019年3月期以降の成長に向けた取組み

お客さま本位

商品力強化とサービス向上

- 11通貨対応のVisaデビット付きキャッシュカード『Sony Bank WALLET』の利便性向上と提携拡大
- 住宅ローンの競争力強化
- バンキングアプリによる利便性提供
- クラウドファンディングで運用選択肢を拡充

提案力強化

- デジタルマーケティング強化
- デジタルコンサルティングの導入
- ネットとリアルによるコンサルティング展開

変革への対応

Fintech活用と業務改革

- 住宅ローンAI仮審査の開始
- Open APIを活用したアライアンス推進
- RPA導入による業務効率化

ソニー銀行は今後の成長に向けて、引き続き、外貨預金と住宅ローンビジネスの強化を図ります。外貨預金については、米ドル定期預金の金利訴求を行ったことや、『Sony Bank WALLET』の発行枚数が2018年3月末時点で37万枚を超えたことも寄与し、2018年3月末の外貨預金残高は4,000億円を突破しました。ソニー銀行では、『Sony Bank WALLET』に

ついて、これまでも(株)ソニー・インタラクティブエンタテインメントや(株)高島屋などとの提携を行ってきましたが、引き続き提携先の拡大を進めるほか、『Sony Bank WALLETアプリ』の機能充実など、一層の利便性の向上を図ります。さらに外貨預金を海外旅行や海外出張でそのまま使えるという利便性や、手数料の安さをより強力で訴求し、2021年3月末には外貨預金残高5,300億円を目指します。

住宅ローンについては、金利水準が依然として低く、獲得競争は厳しさを増しています。ソニー銀行では、固定金利商品の競争力強化や新しい団体信用生命保険の導入を図るとともに、AIを活用した仮審査を開始し、競争力の強化とお客さまの利便性向上を実現してまいります。引き続き、不動産提携業者や銀行代理業者との提携チャネルの拡充を進め、2021年3月末において住宅ローンを中心に、個人ローン残高2.1兆円を目指します。

また、ソニー銀行はお客さまからより一層選ばれる銀行になるべく、提案力の強化に取り組めます。デジタルマーケティングの推進により、お客さまの特性や志向を分析し、そのニーズに合った商品を適切なタイミングで提案する取組みを進めています。今後スマートフォンでのライフプラン・シミュレーションと運用商品提案が可能なアプリを開発するとともに、「CONSULTING PLAZA」における対面での提案も充実してまいります。

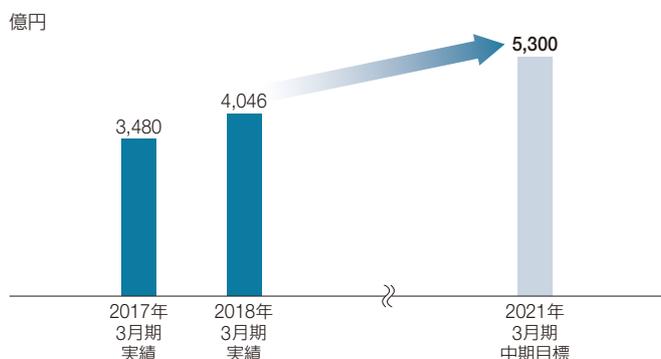
以上の取組みに加え、高付加価値業務へのリソース集中など引き続き経営効率の向上を図り、ROEは6.8%を目指します。



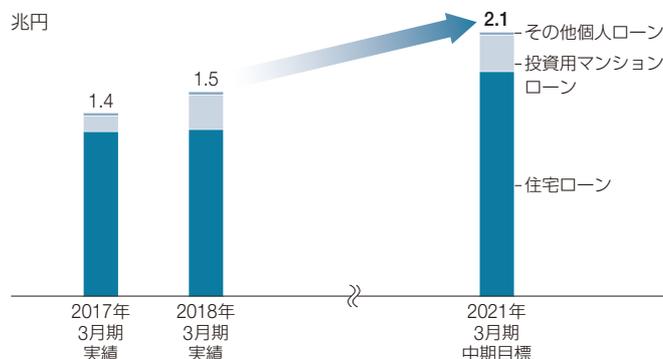
住本 雄一郎

ソニー銀行
代表取締役社長

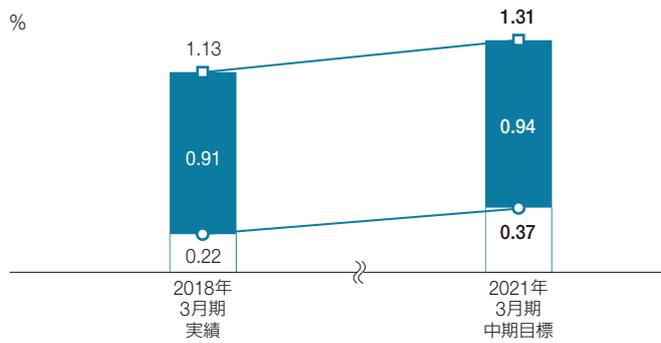
外貨預金残高の推移



個人ローン残高推移

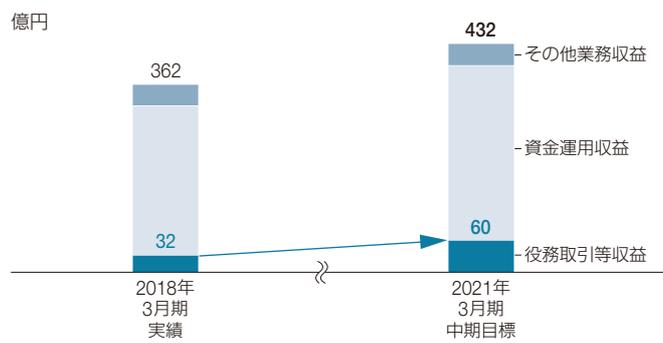


資金利ざや



■ 資金利ざや □ 資金運用利回り ○ 資金調達利回り

経常収益(ソニー銀行単体)



2021年3月期に向けた中期目標

	2018年3月期 実績	2021年3月期 中期目標
リテールバランス(単体)*1	3.9兆円	5.0兆円
業務粗利益	246億円	335億円
経常利益	71億円	97億円
ROE	5.5%	6.8%
(参考: ソニーペイメントサービス業績)		
売上高	36億円	51億円
経常利益	6億円	12億円

*1 円預金、外貨預金、投資信託、証券仲介、一任勘定媒介、個人ローン

▶ 「銀行事業 事業概況」P50もあわせてご覧ください。

介護事業

介護事業の成長に向けた取り組み

介護事業を統括する持株会社のソニー・ライフケアでは、事業コンセプト「Life Focus～本当の長生き』とは何かを追求します～」の実現に向け、ライフケアデザインが手掛ける、アップアーミドルゾーンを対象とした「ソナーレ」と、プラウドライフが手掛ける、ボリュームゾーンを対象とした「はなことば」の2つのブランドで、有料老人ホーム等の展開を推進しています。

「ソナーレ」については、一層の市場拡大が見込まれる首都圏においてホーム新設を進めており、3号ホームとして2018年11月に「ソナーレ石神井」の開業を予定しています。引き続き高品質で独自性を訴求しうるブランドの確立に向けた取り組みを進めています。一方、「はなことば」については、既存の26ホームに加え、ホーム新設に向けた準備を進めており、事業基盤の拡大を目指しています。

今後も、多様化する有料老人ホーム市場のニーズに対し、

「ソナーレ」と「はなことば」のラインアップ展開でソリューションを提案するとともに、両ブランド間での相乗効果の創出や、グループにおける経営リソースの有効活用を推進してまいります。



2018年11月開業予定 介護付有料老人ホーム「ソナーレ石神井」

日本の介護市場の動向

進む高齢化の状況

日本の65歳以上の高齢者（以下「高齢者」）人口は3,519万人（2017年11月1日現在）で、総人口に占める割合は27.8%となり、人口、割合ともに過去最高を更新しました。高齢者の人口が総人口に占める割合は、10年前（2007年11月1日現在）の4.7人に1人から、直近では3.6人に1人と上昇を続けており、総人口の減少もあって2036年には3人に1人が高齢者になると見込まれています。

高齢化の進展につれて介護ニーズも増大しており、2017年3月期の介護給付は、受給者数が561万人、介護費の総額は年度ベースで初めて10兆円を超える10兆1,804億円と、いずれも過去最高を更新しました。

政府は、質が高く効率的な介護の提供体制の整備を推進

2018年4月に、政府は介護サービスの公定価格である介護報酬を改定し、報酬総額では6年ぶりのプラス改定（0.54%増）となりました。

今回の改定における基本的な考え方として、政府は「地域包括ケアシステムの推進」「自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現」「多様な人材の確保と生産性の向上」「介護サービスの適正化・重点化を通じた制度の安定性・持続可能性の確保」の4点を掲げています。

このうち、可能な限り住み慣れた地域で介護サービスを継続的・一体的に受けることのできる体制として政府が実現を目指す、地域包括ケアシステムの推進については、介護と医療が連携する取り組みに対する評価の充実が図られ、また、自立支援・重度化防止の観点では、リハビリの重視や、要支援状態の維持・改善で一定の成果をあげた事業者を評価する仕組みなどが盛り込まれました。

（出所）「人口推計」（総務省統計局）、「日本の将来推計人口」（国立社会保障・人口問題研究所）、「介護費等の動向」（国民健康保険中央会）、「平成29年版高齢社会白書」（内閣府）、閣議決定資料、各種審議会資料（厚生労働省）など

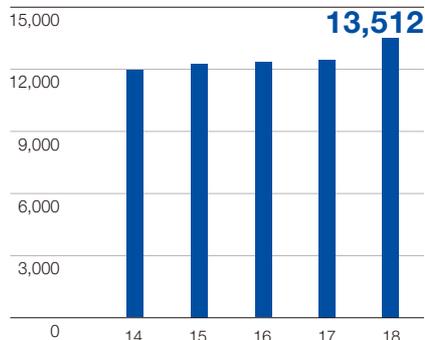
事業概況および業績分析

事業(セグメント)別ハイライト

生命保険事業 ▶ 詳細：P36

経常収益

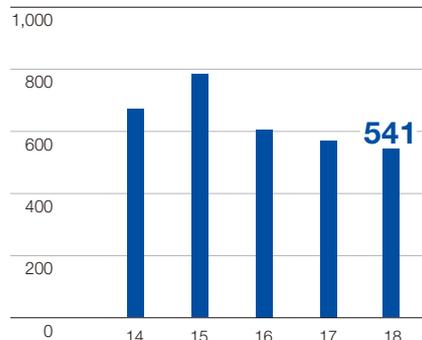
億円



※3月31日に終了した1年間

経常利益

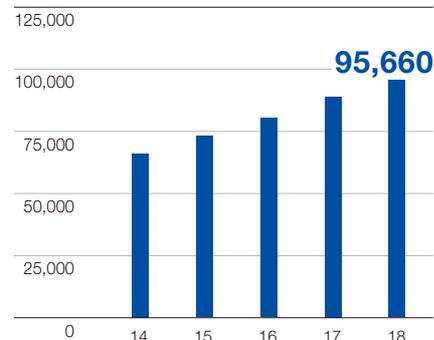
億円



※3月31日に終了した1年間

総資産

億円

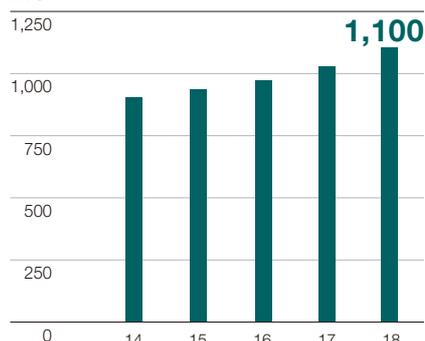


※3月31日現在

損害保険事業 ▶ 詳細：P44

経常収益

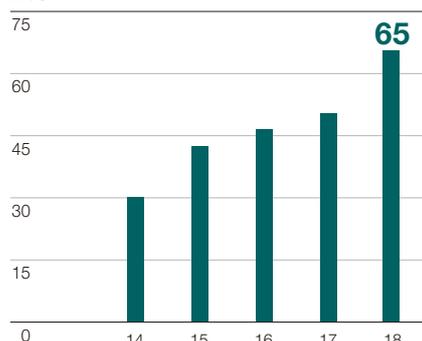
億円



※3月31日に終了した1年間

経常利益

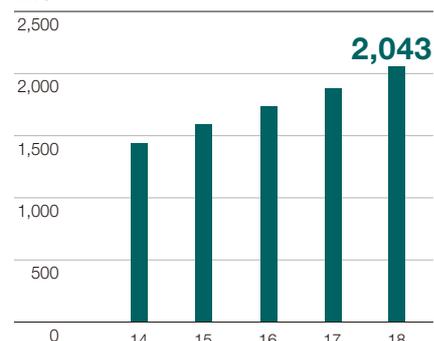
億円



※3月31日に終了した1年間

総資産

億円

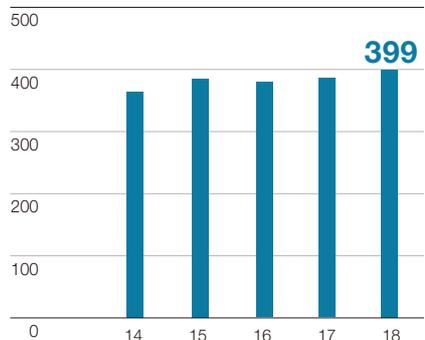


※3月31日現在

銀行事業 ▶ 詳細：P50

経常収益

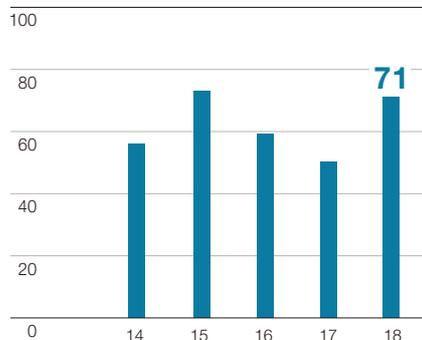
億円



※3月31日に終了した1年間

経常利益

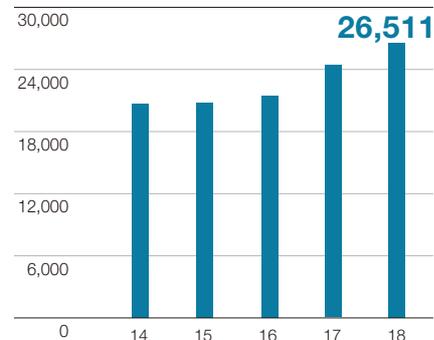
億円



※3月31日に終了した1年間

総資産

億円



※3月31日現在

SFH 連結

損益の状況

2018年3月期における日本経済は、回復が続きました。世界的なIT製品需要の拡大が外需を牽引する一方、内需は雇用の回復を追い風に堅調に推移し、2012年12月に始まった今景気回復局面は、高度経済成長期の「いざなぎ景気」を超える戦後二番目の長さになりました。ただし、2018年に入ると、海外の政治経済情勢の不透明感が高まり、金融市場では円高・株安が進行するなど不安定な動きがみられました。

債券市場では、10年国債利回りは△0.02%から0.09%のレンジで推移しました。国内長期金利は、日本銀行の緩和的金融政策により、依然として低水準にとどまっています。

外国為替市場では、ドル円レートは2017年4月から2018年1月上旬にかけて、1ドル＝112円近辺で推移しました。2017年10月以降は利上げ期待も高まり、114円台までドル高・円安が進行する局面もありましたが、2018年1月中旬以降は、円高が急進し、3月下旬には一時104円台をつけました。

こうした状況のもと、当社グループは、お客さまに最も信頼される金融サービスグループを目指して、健全な財務基盤を維持しつつ、お客さま一人ひとりに付加価値の高い商品と質の高いサービスを提供すべく、商品・サービスの強化・拡充、内部管理態勢の一層の充実など、さまざまな取組みを行ってまいりました。

2018年3月期の経常収益は、生命保険事業、損害保険事業および銀行事業のすべての事業において増収となった結果、1兆5,036億円（前期比8.8%増）となりました。経常利益は、生命保険事業において減益、損害保険事業および銀行事業において増益となった結果、668億円（同0.8%増）となりました。経常利益に特別損益、契約者配当準備金繰入額、法人税等合計などを加減した親会社株主に帰属する当期純利益は、特別利益として生命保険事業において投資用不動産の売却にともなう固定資産等処分益132億円を計上した影響もあり、518億円（同24.7%増）となりました。

セグメントの業績は、連結相殺消去前の数値で次のとおりです。

生命保険事業 経常収益は、保有契約高の堅調な推移を受けた保険料等収入の増加により、1兆3,512億円（同8.6%増）となりました。経常利益は、541億円（同4.7%減）となりました。標準利率改定による新契約獲得にともなう責任準備金繰入額の増加および一般勘定における有価証券売却益の減少により、前年度に比べ減益となりました。なお、変額保険の市場変動にともなう損益*が前年度に比べ改善し、上記減益要因の影響を一部相殺しました。

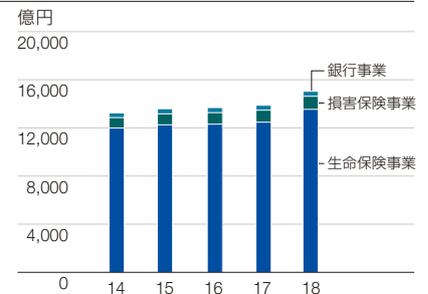
* 変額保険の市場変動にともなう最低保証に係る責任準備金の変動額およびデリバティブ取引のヘッジ損益の合計金額

損害保険事業 経常収益は、主力の自動車保険で正味収入保険料が増加したことにより、1,100億円（同7.6%増）となりました。経常利益は、自動車保険の事故率の低下などにともなう損害率の低下により、65億円（同31.5%増）となりました。

銀行事業 経常収益は、住宅ローン残高の積み上がりなどにともなう貸出金利の増加や、有価証券利息の増加により、399億円（同3.7%増）となりました。経常利益は、カードローンに係る広告宣伝費を中心に営業経費が減少したことなどにより、71億円（同41.4%増）となりました。

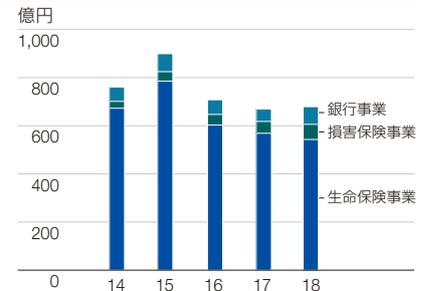
経常収益

3月31日に終了した1年間



経常利益

3月31日に終了した1年間



財産の状況

2018年3月末における総資産は、12兆4,014億円（前期末比8.1%増）となりました。主な勘定残高は、国債を中心とした有価証券が9兆5,812億円（同8.2%増）、貸出金が1兆7,858億円（同3.8%増）です。

負債の部合計は、11兆7,760億円（同8.3%増）となりました。主な勘定残高は、保険契約準備金が8兆7,633億円（同8.0%増）、預金が2兆1,592億円（同4.3%増）です。

純資産の部合計は、6,254億円（同4.0%増）となりました。純資産の部のうち、その他有価証券評価差額金は、1,339億円（同8億円減）となりました。

総資産

3月31日現在



キャッシュ・フローの状況

2018年3月期における営業活動によるキャッシュ・フローは、主に生命保険事業における保険料等収入により、8,197億円の収入超過となりました。前期比では、主に銀行事業における住宅ローンなどの貸出金の増加額が縮小したことにより、収入超過額が1,272億円（18.4%）増加しました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、主に生命保険事業および銀行事業において、有価証券の売却・償還による収入を有価証券取得による支出が上回ったことにより、6,808億円の支出超過となりました。前期比では、主に生命保険事業における債券貸借取引受入担保金が前連結会計年度に増加したのに対し当連結会計年度は減少したことにより、支出超過額が560億円（9.0%）増加しました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、社債の発行による収入があったものの、配当金の支払いがあったことにより、144億円の支出超過となりました。前期比では、当連結会計年度において社債の発行による収入があったことにより、支出超過額が195億円（57.4%）減少しました。

これらの活動の結果、2018年3月末の現金及び現金同等物の残高は、2017年3月末から1,247億円（46.5%）増加し、3,931億円となりました。

2019年3月期の見通し

2019年3月期も引き続き、各事業ともに業容拡大を見込んでおり、持続的な成長基調を維持していく見通しです。経常収益および経常利益は、主に生命保険事業の影響により、増収増益となる見通しです。

生命保険事業では、経常収益は、保険料等収入の堅調な推移などを見込んでいることから、2018年3月期に比べ増収となる見通しです。経常利益は、保有契約の増加にともなう利益の増加や有価証券売却益の増加、その他有価証券に係るヘッジを目的としたデリバティブ取引の損益の改善などを見込んでいることから、2018年3月期に比べ増益となる見通しです。

親会社株主に帰属する当期純利益は、特別利益の減少が見込まれるものの、経常利益と同様に増益となる見通しです。

3月31日に終了した1年間	億円		
	2018 (実績)	2019 (予想)	増減
経常収益	¥15,036	¥15,780	+4.9%
うち生命保険事業	13,512	14,161	+4.8%
うち損害保険事業	1,100	1,123	+2.0%
うち銀行事業	399	428	+7.2%
経常利益	668	830	+24.2%
うち生命保険事業	541	709	+30.9%
うち損害保険事業	65	65	△1.1%
うち銀行事業	71	70	△2.0%
親会社株主に帰属する当期純利益	518	550	+6.0%

リスク管理債権の状況

3月31日現在	百万円	
	2017	2018
債権の区分		
破綻先債権	¥ 176	¥ 91
延滞債権	1,580	1,075
貸出条件緩和債権	1,227	842
合計	¥2,984	¥2,009

連結ソルベンシー・マージン比率

3月31日現在	百万円	
	2017	2018
(A) 連結ソルベンシー・マージン総額	¥1,308,134	¥1,381,575
資本金又は基金等	443,155	470,030
価格変動準備金	46,182	48,135
危険準備金	82,564	90,025
異常危険準備金	17,542	20,970
一般貸倒引当金	490	416
その他有価証券評価差額金・繰延ヘッジ損益(税効果控除前) x 90%(マイナスの場合100%)	164,792	163,989
土地の含み損益x85%(マイナスの場合100%)	30,847	30,023
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の合計額(税効果控除前)	△3,874	△2,724
繰延税金資産の不算入額	—	—
配当準備金未割当部分	442	377
税効果相当額(不算入額控除後)	83,929	90,359
負債性資本調達手段、保険料積立金等余剰部分	453,092	482,261
少額短期保険業者に係るマージン総額	—	—
控除項目	11,031	12,290
(B) 連結リスクの合計額 $\sqrt{[(R_1^2+R_5^2)+R_8+R_9]^2+(R_2+R_3+R_7)^2}+R_4+R_6$	160,221	158,006
保険リスク相当額 (R ₁)	24,169	24,337
一般保険リスク相当額 (R ₅)	11,370	12,395
巨大災害リスク相当額 (R ₆)	1,033	1,036
第三分野保険の保険リスク相当額 (R ₈)	8,541	8,587
少額短期保険業者の保険リスク相当額 (R ₉)	—	—
予定利率リスク相当額 (R ₂)	31,462	32,566
最低保証リスク相当額 (R ₇)	18,140	20,137
資産運用リスク相当額 (R ₃)	99,441	93,730
経営管理リスク相当額 (R ₄)	6,030	6,199
連結ソルベンシー・マージン比率(A) / {(1/2)×(B)}	1,632.9%	1,748.7%

(注) 1. 上記は、保険業法施行規則第210条の11の3、第210条の11の4および平成23年(2011年)金融庁告示第23号の規定に基づいて算出しています。

2. 最低保証リスク相当額は、標準的方式を用いて算出しています。

生命保険事業

事業概況

事業を取巻く環境

日本の生命保険市場は、保険料収入ベースで世界第3位の規模を有し、世界シェアの約12%を占めています。1990年代後半から減少傾向が続いていましたが、2018年3月末の個人保険における保有契約高は852兆円*と今なお巨大な規模を維持しています。少子高齢化の進展により、保障ニーズは死亡保障から医療・介護保障などの第三分野商品や個人年金保険へシフトしているものの、2018年3月末の個人保険における保有契約高のうち死亡保障は732兆円*で依然として8割超を占めています。

2018年3月期において、国内の株式市場は、日本企業の業績拡大を受けて大きく上昇したものの、長期金利は一貫してほぼ前年並みの低水準にとどまりました。

2017年4月には、昨今の低金利を反映して標準利率の引き下げが行われ、運用環境の影響を受けやすい終身保険や学資保険などの値上げが相次ぎました。さらに、2018年4月には、標準生命表が11年ぶりに改定され、各生命保険会社は競争環境に配慮しつつ、定期保険を中心に料率改定を行っています。

また、金融業界全体で、お客さま本位の業務運営の実現に向けた取り組みが進められています。生命保険事業を営む各社においても、「顧客本位の業務運営に関する原則」の定着を図り、より良い保険商品・サービスの提供に一層努めていく必要があります。

また、情報通信技術の進化を背景に、金融業界ではFintechへの取り組みが加速していますが、保険業界においても、スマートフォンやウェアラブル端末、AI(人工知能)などを活用した保険

契約者の健康サポートや、働き方改革の動きと合わせ保険事務を合理化するなど、Insurtechへの取り組みも始まっています。

* (出所) 一般社団法人生命保険協会ウェブサイト「生命保険事業概況」

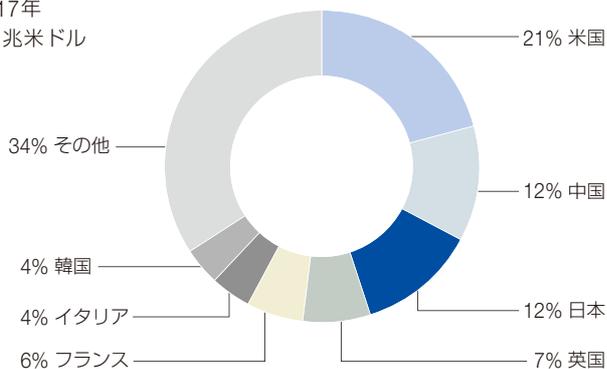
ソニー生命の取組み

ソニー生命は、ライフプランナー(営業社員)とパートナー(募集代理店)を通じたコンサルティングセールスを強化する取組みなどを通じ、死亡保障マーケットが縮小傾向にある中でも、死亡保障を中心に保険商品の販売を伸ばしてきました。2018年3月期は、国内の低金利環境を受けて、より商品訴求力の高い米ドル建保険の保険種類を拡充し、必要保証額の提供力を維持するとともに、販売を推進しました。資産運用面では、負債特性に見合った資産運用をすることを目的として、超長期国債中心の投資を継続しつつ、低金利環境下で資産運用の多様化を図り、財投機関債などの超長期の社債へも投資を行いました。また、米ドル建保険の販売量に見合った外国公社債への投資を実施しました。

従来、ソニー生命は「合理的な生命保険と質の高いサービスを提供することによって、顧客の経済的保障と安定を図る」という基本使命のもと、お客さま視点に立った商品やサービスの提供に努めてきました。基本使命を踏まえ、また一層推進するために、2017年6月には「お客さま本位の業務運営方針」を策定、公表しました。この「お客さま本位の業務運営方針」を実践する中で、ソニー生命は経済価値ベースの収益・リスク管理を徹底し、新契約獲得による業容拡大を進め、企業価値の拡大を図ってまいります。

生命保険料収入の国別シェア

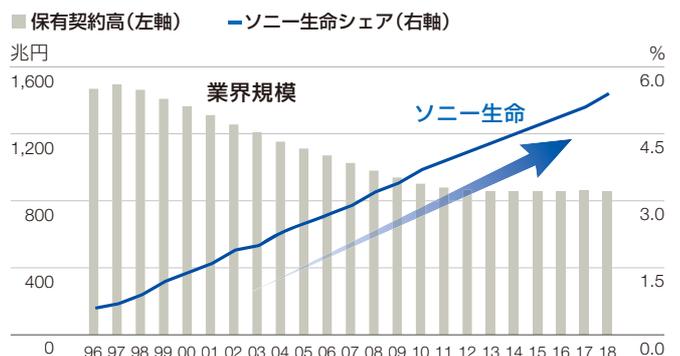
2017年
2.7兆米ドル



(出所) Swiss Re Institute, sigma No 3/2018

業界全体の保有契約高**とソニー生命シェア

3月31日現在



** 個人保険を対象

(出所) 「インシュアランス」および各社公表資料



業界ポジション

新契約高		億円、%	
順位	会社名	実績	シェア
1	A社	54,641	9.5
2	B社	52,143	9.1
3	ソニー生命	49,121	8.6
4	C社	40,337	7.0
5	D社	39,375	6.9
6	E社	35,301	6.2
7	F社	29,722	5.2
8	G社	28,313	4.9
9	H社	26,292	4.6
10	I社	22,617	3.9

保有契約高		億円、%	
順位	会社名	実績	シェア
1	B社	1,381,477	16.2
2	J社	1,024,467	12.0
3	K社	717,512	8.4
4	L社	645,576	7.6
5	A社	523,597	6.1
6	ソニー生命	458,924	5.4
7	C社	378,002	4.4
8	F社	364,087	4.3
9	E社	339,859	4.0
10	G社	296,658	3.5

(注) いずれも個人保険/2018年3月末実績 (出所) 各社公表資料に基づきソニー生命作成

直近のトピックス

2017年6月および8月:

シンガポールにおける現地法人並びに合併会社の設立

2017年6月に、現地法人としてSony Life Singapore Pte. Ltd. を設立、また、2017年8月にその子会社として、スターツ証券(株)との共同出資により、Sony Life Financial Advisers Pte. Ltd. を設立しました。双方の強みを最大限に発揮し、シンガポールでの代理店事業を展開してまいります。

2017年10月:

『米ドル建一時払終身保険(無告知型)』および『米ドル建生前給付終身保険(生活保障型)』の発売

国内における低金利環境の中、日本円より金利の高い米ドル建で運用することにより、為替リスクを理解した上で、効率的に保障をご準備いただけるよう、米ドル建の2つの新商品を発売しました。『米ドル建一時払終身保険(無告知型)』は、資産承継対策としての活用も可能です。また、『米ドル建生前給付終身保険(生活保障型)』は、死亡・高度障害状態に加え、三大疾病*、所定

の障害・要介護状態を保障します。

*三大疾病とは、「がん(上皮内がん等を除く)・急性心筋梗塞・脳卒中」を指します。

2018年7月:

『メディカル・ベネフィット』および『メディカル・ベネフィットリターン』の発売

医療現場を取巻く環境の変化などを踏まえ、よりお客さまの医療保障ニーズに則した2つの医療保険を発売しました。『メディカル・ベネフィット(総合医療保険(無解約返戻金型)18無配当)』は、「入院」や「手術」などの基本保障の拡充および支払事由の明瞭化に加え、三疾病*の保障内容を充実させています。『メディカル・ベネフィットリターン(健康還付給付金特則付総合医療保険(無解約返戻金型)18無配当)』は、上記保障に加え、貯蓄志向のあるお客さまの声にお応えするため、所定の年齢まで入院などがなかった場合、既払込保険料相当額をお支払いする商品です。ラインアップ拡充により、今後も幅広いお客さまのニーズに応えてまいります。

*三疾病とは、「がん(上皮内がん等を含む)・心疾患・脳血管疾患」を指します。

業績分析

SFHの生命保険事業は、SFHの100%子会社であるソニー生命と、ソニー生命が50%出資するソニーライフ・エイゴン生命およびSA Reinsurance(持分法適用関連会社)で構成されています。

以下では、SFHの生命保険事業の大宗を占めるソニー生命の単体業績についてご説明します。

新契約高

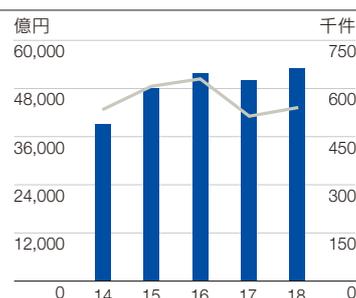
新契約高は、新たにご契約いただいた保障金額の合計額です。

	億円		
3月31日に終了した1年間	2017	2018	増減
新契約高	¥49,575	¥52,879	+6.7%
個人保険	47,652	49,121	+3.1%
個人年金保険	1,922	3,758	+95.5%
新契約年換算保険料	781	730	△6.5%
医療保障・生前給付保障等	157	129	△17.4%
新契約件数(千件)	513	540	+5.2%

新契約高と新契約件数
(個人保険+個人年金保険)

3月31日に終了した1年間

■ 新契約高(左軸)
— 新契約件数(右軸)



ポイント 新契約高は、家族収入保険、米ドル建保険の販売が好調であったことにより、増加しました。新契約年換算保険料は、米ドル建保険、変額保険、個人年金保険の販売が好調であったものの、定期保険、生前給付保険などの販売減少により、減少しました。

保有契約高

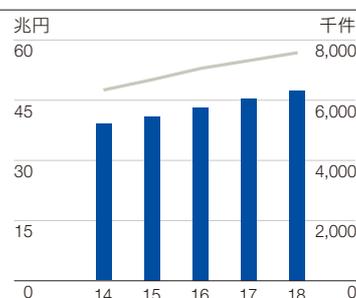
保有契約高は、個々のお客さまに対してソニー生命が保障している金額の合計額です。

	億円		
3月31日現在	2017	2018	増減
保有契約高	¥453,341	¥472,534	+4.2%
個人保険	443,133	458,924	+3.6%
個人年金保険	10,208	13,609	+33.3%
保有契約年換算保険料	8,208	8,488	+3.4%
医療保障・生前給付保障等	1,874	1,918	+2.4%
保有契約件数(千件)	7,308	7,569	+3.6%

保有契約高と保有契約件数
(個人保険+個人年金保険)

3月31日現在

■ 保有契約高(左軸)
— 保有契約件数(右軸)



ポイント ソニー生命の保有契約高(個人保険と個人年金保険の合計)は、開業以来、順調に伸展を続けています。

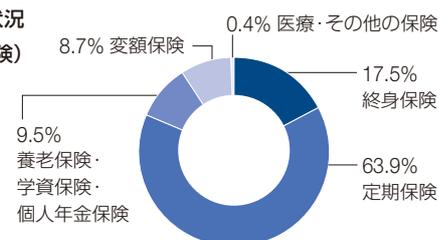
商品の販売状況(構成比)

3月31日に終了した1年間	2017	2018	増減
終身保険	17.0%	17.5%	+0.5pt
定期保険	70.3%	63.9%	△6.4pt
養老保険・学資保険・個人年金保険	6.9%	9.5%	+2.6pt
変額保険	5.3%	8.7%	+3.4pt
医療・その他の保険	0.5%	0.4%	△0.1pt

保険種類別新契約高状況

(個人保険+個人年金保険)

2018年3月期



ポイント 2018年3月期における新契約高の約9割を死亡保障性商品*が占めています。

*ここでの死亡保障性商品は、新契約高の合計額から、養老保険・学資保険・個人年金保険、医療保険の新契約高を除いたものを表します。

解約・失効率

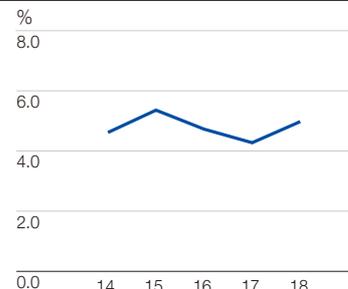
解約・失効率は、契約高の減額または増額および復活を含めない解約・失効高を年度始の保有契約高で除した率のことです。

3月31日に終了した1年間	2017	2018	増減
解約・失効率	4.27%	4.97%	+0.70pt

ポイント 解約・失効率は、2018年2月に料率改定を行った家族収入保険などの加入に際し、一部のお客さまが既契約を解約されたことなどにより、上昇しました。

解約・失効率
(個人保険+個人年金保険、
契約高ベース)

3月31日に終了した1年間



保険料等収入と保険金等支払金

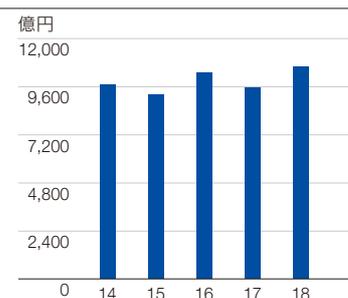
保険料等収入は、契約者から払い込まれた保険料などによる収益で、生命保険会社の収益の大宗をなしています。保険金等支払金は、保険金、給付金、年金、解約返戻金などの保険契約上の支払金です。

3月31日に終了した1年間	億円		
	2017	2018	増減
保険料等収入	¥9,567	¥10,592	+10.7%
保険金等支払金	3,724	4,365	+17.2%
うち保険金	841	923	+9.7%
うち給付金	982	1,192	+21.4%
うち年金	120	125	+4.5%
うち解約返戻金	1,684	1,992	+18.3%

ポイント 保険料等収入は、保有契約高が堅調に推移したことに加え、2017年10月発売の米ドル建一時払終身保険の販売好調により、増加しました。

保険料等収入

3月31日に終了した1年間



資産運用(一般勘定)

ソニー生命では、ALM (Asset Liability Management、資産・負債の総合管理) の考え方に基づき、保険負債の持つ特性を把握し、それに見合った資産に優先的に投資することを運用方針としています。具体的には、生命保険契約という長期の負債に対して、残存期間の長い超長期の国債を中心に投資することによって、保険負債が持つ金利変動にともなうリスクを適切にコントロールしています。一方、株式などのリスク性の資産については、限定的に投資することとしています。

3月31日現在	億円			
	2017		2018	
	金額	割合	金額	割合
公社債	¥68,287	86.6%	¥72,811	86.3%
株式	376	0.5%	384	0.5%
外国公社債	2,743	3.5%	3,665	4.3%
外国株式等	315	0.4%	303	0.4%
金銭の信託	2,738	3.5%	2,705	3.2%
約款貸付	1,803	2.3%	1,894	2.2%
不動産	1,175	1.5%	923	1.1%
現預金・コールローン	408	0.5%	408	0.5%
その他	991	1.3%	1,291	1.5%
合計	¥78,840	100.0%	¥84,388	100.0%

ポイント 2018年3月期も引き続き、超長期債を中心とした運用を行い、金銭の信託で運用されている公社債も含めた実質ベースの公社債比率は、2018年3月末で89.5%となりました。今後も保険負債の持つ金利リスクを適切にコントロールするため、保険料収入などから生じる新たな資金の大半を超長期債に投資していきます。また、財投機関債を含む超長期の社債への投資拡大や米ドル建保険契約の増加にともなう米国債への投資拡大など、運用資産の多様化を推進しています。

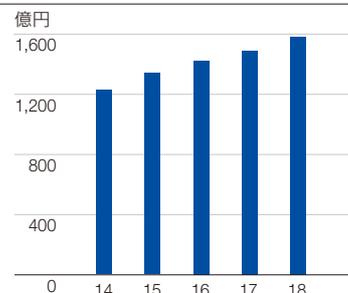
利息及び配当金等収入

利息及び配当金等収入とは、資産運用収益の中心となる収益で、主なものは、預貯金利息、有価証券利息・配当金、貸付金利息、不動産賃貸料などです。

3月31日に終了した1年間	億円		増減
	2017	2018	
預貯金利息	¥ 0	¥ 0	+681.5%
有価証券利息・配当金	1,307	1,404	+7.4%
うち公社債利息	1,211	1,252	+3.4%
うち株式配当金	5	5	+7.4%
うち外国証券利息配当金	88	139	+57.3%
貸付金利息	63	66	+3.7%
不動産賃貸料	108	102	△5.4%
その他共計	¥1,482	¥1,577	+6.4%

利息及び配当金等収入

3月31日に終了した1年間



ポイント 利息及び配当金等収入は、業容拡大による運用資産の増加にともない、増加しました。

有価証券の含み損益

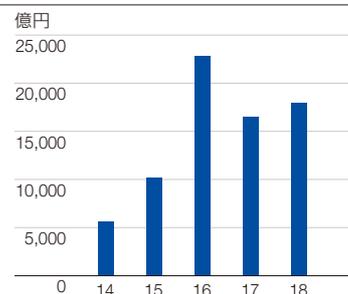
有価証券の含み損益*とは、帳簿価額と時価との差額のことをいいます。時価が帳簿価額を上回る場合、資産を時価で売却すれば売却益が得られることから、さまざまなリスクに対する備えの機能を持っているといえます。有価証券の含み損益の一部は、ソルベンシー・マージン比率 (P43参照) の計算上、分子 (ソルベンシー・マージン総額) に算入されます。

*有価証券の含み損益は、売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるものについて、満期保有目的債券、責任準備金対応債券、その他有価証券の含み損益の合計値を記載しています。また、有価証券の合計額については、金銭の信託内の有価証券を含んでいます。

3月31日現在	億円		増減
	2017	2018	
一般勘定における有価証券の含み損益	¥16,449	¥17,867	+1,417
満期保有目的債券の含み損益	14,455	15,826	+1,370
責任準備金対応債券の含み損益	259	348	+89
その他有価証券の含み損益	1,733	1,691	△42
うち国内公社債の含み損益	1,607	1,550	△56
うち国内株式の含み損益	133	169	+35
うち外国証券の含み損益	△8	△29	△20

有価証券の含み損益

3月31日現在



ポイント 国内金利の水準に大きな変動がなかったため、一般勘定における有価証券の含み損益は安定的に推移しております。

(参考) 株式含み損益がゼロになる日経平均株価は7,513円、TOPIXは601ポイントです (2018年3月末現在)。

経常収益／経常利益／当期純利益

3月31日に終了した1年間	億円		増減
	2017	2018	
経常収益	¥12,437	¥13,510	+8.6%
経常利益	601	563	△6.4%
当期純利益	351	451	+28.3%

ポイント

経常収益：保有契約高の堅調な推移を受けた保険料等収入の増加により、増収となりました。

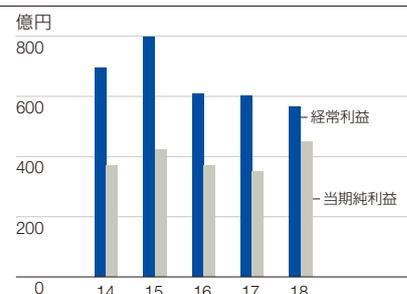
経常利益：標準利率改定による新契約獲得にともなう責任準備金繰入額の増加および一般勘定における有価証券売却益の減少により減益となりました。なお、変額保険の市場変動にともなう損益*が、前年度に比べ改善し、先述の減益要因の影響を一部相殺しました。

*変額保険の市場変動にともなう最低保証に係る責任準備金の変動額およびデリバティブ取引のヘッジ損益の合計金額

当期純利益：特別利益として投資用不動産の売却にともなう固定資産等処分益を計上したことにより、増益となりました。

経常利益と当期純利益

3月31日に終了した1年間



基礎利益

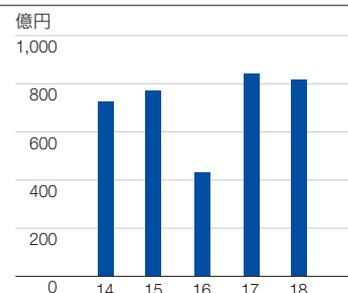
基礎利益とは、1年間の保険本業の収益力を示す指標のひとつです。ここでいう保険本業とは、お客さまからお預かりしている保険料をはじめ、運用収益から保険金・給付金・年金などを支払うこと、また将来の支払いに備えるために責任準備金を積み立て、運用することなどを指します。この基礎利益に有価証券売却損益などのキャピタル損益と臨時損益を加えたものが、損益計算書上の経常利益となります。

(注)ソニー生命をはじめ株式会社の形態をとる生命保険会社の多くは、主に無配当保険を販売しています。一方、相互会社の形態をとる生命保険会社では、ほとんどの商品が有配当保険であり、お預かりする保険料は、契約者配当の財源に相当する割り増しがなされ、基礎収益に計上されるとともに、基礎利益の中に先の契約者配当の財源が含まれています。そのため、同じ規模の株式会社と相互会社とを比較した場合、相互会社の基礎利益は相対的に大きくなります。

	億円		
3月31日に終了した1年間	2017	2018	増減
基礎利益	¥838	¥813	△2.9%

基礎利益

3月31日に終了した1年間



ポイント 基礎利益は、保有契約の積上げや順ざや額の増加があったものの、標準利率改定による新契約獲得にともなう責任準備金繰入額の増加などにより、減少しました。

経常利益等の明細(基礎利益)

3月31日に終了した1年間	百万円	
	2017	2018
基礎利益 (A)	¥ 83,831	¥ 81,384
キャピタル収益	16,114	9,894
金銭の信託運用益	—	—
売買目的有価証券運用益	134	—
有価証券売却益	1,308	0
金融派生商品収益	—	—
為替差益	14,670	—
その他キャピタル収益	—	9,894
キャピタル費用	32,276	27,357
金銭の信託運用損	—	—
売買目的有価証券運用損	—	8
有価証券売却損	—	0
有価証券評価損	—	—
金融派生商品費用	30,050	11,403
為替差損	—	15,280
その他キャピタル費用	2,226	664
キャピタル損益 (B)	△16,162	△17,463
キャピタル損益含み基礎利益 (A)+(B)	67,669	63,920
臨時収益	1	—
再保険収入	—	—
危険準備金戻入額	—	—
個別貸倒引当金戻入額	1	—
その他臨時収益	—	—
臨時費用	7,490	7,582
再保険料	—	—
危険準備金繰入額	7,296	7,451
個別貸倒引当金繰入額	—	23
特定海外債権引当勘定繰入額	—	—
貸付金償却	—	—
その他臨時費用	193	107
臨時損益 (C)	△7,488	△7,582
経常利益 (A)+(B)+(C)	¥ 60,180	¥ 56,338

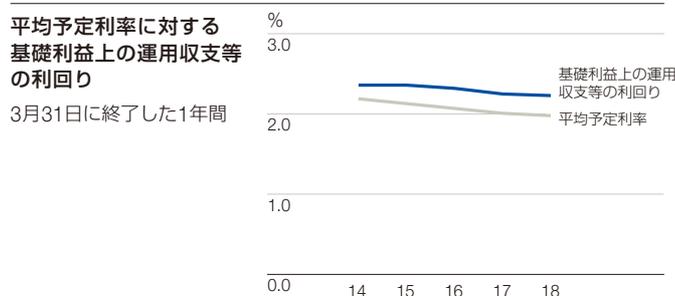
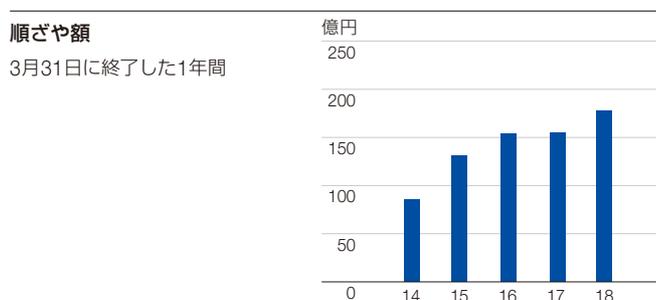
- (注) 1. 2018年3月期の基礎利益 (A) の中には、インカム・ゲインに係る金銭の信託運用益4,490百万円及び売買目的有価証券運用益のうち、利息及び配当金等収入11百万円が含まれています。また、その他キャピタル収益には、外貨建商品の為替変動に係る責任準備金等戻入額9,894百万円を、その他キャピタル費用には、投資事業組合の減損損失664百万円を、その他臨時費用には、追加責任準備金繰入額107百万円を記載しています。
2. 2017年3月期の基礎利益 (A) の中には、インカム・ゲインに係る金銭の信託運用益4,493百万円及び売買目的有価証券運用益のうち、利息及び配当金等収入17百万円が含まれています。また、その他キャピタル費用には、外貨建商品の為替変動に係る責任準備金等繰入額1,560百万円及び投資事業組合の減損損失665百万円の合計額を、その他臨時費用には、追加責任準備金繰入額193百万円を記載しています。

順ざや

生命保険会社は、ご契約者にお支払いいただいた保険料の一部を、将来の保険金などのお支払いに備えて責任準備金として積み立てていますが、この責任準備金は、一定の利率により毎年運用されることを前提としています。この利率のことを予定利率といいます。平均予定利率を実際の運用利回りが上回ることを順ざやといい、下回ることを逆ざやといいます。

	億円		
3月31日に終了した1年間	2017	2018	増減
順ざや額	¥154	¥177	+14.9%
平均予定利率	2.00%	1.97%	△0.03pt
運用利回り(一般勘定)	1.81%	1.63%	△0.18pt
基礎利益上の運用収支等の利回り	2.24%	2.22%	△0.02pt

ポイント 順ざや額は、新契約の獲得による平均予定利率の低下により、増加しました。



順ざや額の計算式

$$\frac{(\text{基礎利益上の運用収支等の利回り}^*1 - \text{平均予定利率}^*2) \times \text{一般勘定責任準備金}^*3}{\text{順ざや額}}$$

*1 基礎利益上の運用収支等の利回りとは、基礎利益に含まれる一般勘定の運用収支から契約者配当金積立利息繰入額を控除したものの一般勘定責任準備金に対する利回りのことです。

*2 平均予定利率とは、予定利息の一般勘定責任準備金に対する利回りのことです。

*3 一般勘定責任準備金は、危険準備金を除く一般勘定部分の責任準備金について、以下の方式で算出しています。

$$(\text{期始責任準備金} + \text{期末責任準備金} - \text{予定利息}) \times 1/2$$

不良債権

リスク管理債権の状況

	億円	
3月31日現在	2017	2018
債権の区分		
破綻先債権	¥—	¥—
延滞債権	—	—
3か月以上延滞債権	—	—
貸付条件緩和債権	—	—
合計	¥—	¥—

債務者区分に基づいて区分された債権

	億円		
3月31日現在	2017	2018	
債権の区分			
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	¥ —	¥ —	¥ —
危険債権	—	—	—
要管理債権	—	—	—
正常債権	4,313	4,283	4,283
合計	¥4,313	¥4,283	¥4,283

ポイント ソニー生命の資産査定状況は以上のとおりで、リスク管理債権(貸付金のうち「返済状況が正常でない債権」)は一切ありません。また、債権を債務者区分に基づいて区分すると、すべて正常債権に分類されます。

2018年3月末のソニー生命の債権の主な内訳は「貸付有価証券」および「貸付金*」です。「貸付有価証券」は2,358億円で、「現金担保付債券貸借取引(債券レポ取引)」の有担保取引において貸し付けた有価証券を計上しています。「貸付金残高*」は1,894億円で、その残高の大半は、回収可能な解約返戻金等を限度とした「保険約款貸付」です。

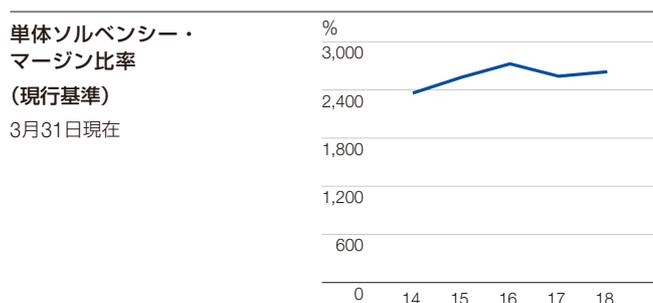
*生命保険会社は、資産運用の一環として貸付を行い、利息収入を得ています。貸付には、お客さまサービスとしての「保険約款貸付」と、保険約款貸付以外の貸付である「一般貸付」があります。この貸付金の総合計額が「貸付金残高」です。

単体ソルベンシー・マージン比率

ソルベンシー・マージンとは「支払余力」という意味です。生命保険会社は、将来の保険金などの支払いに備えて責任準備金を積み立てているため、通常予想できる範囲のリスクについては十分対応できます。しかし、環境の変化によっては大災害や株の大暴落などの想定外の出来事が起こる場合があります。そのような通常の予測を超えて発生するリスクに対応できる「支払余力」をどの程度有しているかを判断するための行政監督上の指標のひとつがソルベンシー・マージン比率です。

3月31日現在	2017	2018	増減
単体ソルベンシー・マージン比率	2,568.8%	2,624.3%	+55.5pt

ポイント 単体ソルベンシー・マージン比率は、引き続き高い水準を維持しています。



3月31日現在	2017	2018
(A) ソルベンシー・マージン総額	¥1,176,229	¥1,233,854
資本金等	324,181	344,039
価格変動準備金	46,005	47,929
危険準備金	82,463	89,915
一般貸倒引当金	0	0
(その他有価証券評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ損益(税効果控除前))×90%(マイナスの場合100%)	159,672	156,011
土地の含み損益×85%(マイナスの場合100%)	30,847	29,830
繰延税金資産の不算入額	—	—
配当準備金未割当部分	442	377
税効果相当額	82,980	88,661
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	495,984	525,389
負債性資本調達手段等	—	—
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	△42,891	△43,128
控除項目	△3,457	△5,171
(B) リスクの合計額 $\sqrt{(R_1 + R_6)^2 + (R_2 + R_3 + R_7)^2} + R_4$	91,576	94,030
保険リスク相当額 (R ₁)	24,169	24,337
第三分野保険の保険リスク相当額 (R ₆)	8,541	8,587
予定利率リスク相当額 (R ₂)	31,356	32,452
最低保証リスク相当額 (R ₇)	18,140	20,137
資産運用リスク相当額 (R ₃)	33,554	32,953
経営管理リスク相当額 (R ₄)	2,315	2,369
(C) ソルベンシー・マージン比率 [(A) / {(1/2) × (B)}] × 100	2,568.8%	2,624.3%

(注) 1. 上記の数値は、保険業法施行規則第86条、第87条および平成8年(1996年)大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。
2. 最低保証リスク相当額は標準的方式を用いて算出しています。

ソニーライフ・エイゴン生命における個人年金保険の銀行窓口販売

ソニー生命では、日本の少子高齢化の進展による個人年金ニーズに対応するため、オランダのエイゴングループとの折半出資による合弁会社、ソニーライフ・エイゴン生命を設立し、2009年12月より変額個人年金の販売を開始しました。ソニーライフ・エイゴン生命は、ソニー生命のライフプランナーおよび金融機関32社*の提携代理店を通じて、老後に向けた資産形成ニーズに応える個人年金保険のラインアップを提供しています。*2018年3月31日現在

3月31日に終了した1年間	2017	2018	増減	3月31日現在	2017	2018	増減
新契約件数(千件)	14	10	△25.2%	保有契約件数(千件)	85	92	+7.7%
新契約高(億円)	¥708	¥502	△29.1%	保有契約高(億円)	¥5,017	¥5,206	+3.8%

ポイント 新契約高は、減少しました。

損害保険事業

事業概況

事業を取巻く環境

ソニー損保の主力商品である自動車保険は、国内の損害保険市場で最も構成比の大きい保険種目で、業界全体の保険料収入の約半分を占めています。また、国内の自動車保険市場の保険料収入の約1割*がソニー損保を含むダイレクト型損害保険会社（以下、「ダイレクト保険会社」）によるもので、約9割*は大手損害保険会社などが代理店経由で販売しているものです。

自動車保険市場は、少子高齢化などにもない自動車の保有台数が横ばいにとどまる中、近年は事故減少等による損害率低下により損害保険各社の収益性が回復したことなどから保険料の引き下げもはじまり、市場における競争は激しくなっています。一方で、IT技術の進歩にもないテレマティクス保険の研究・導入が進んでいるほか、将来の自動運転車の実用化に向けた官民の取組みや法整備の議論が進展し、自動車保険を取巻く環境は変化しています。こうした環境変化を受けて自動運転車による事故への対応を目的とした自動車保険の特約が登場するなど、新たな市場の創出やビジネス機会の拡大も期待されます。

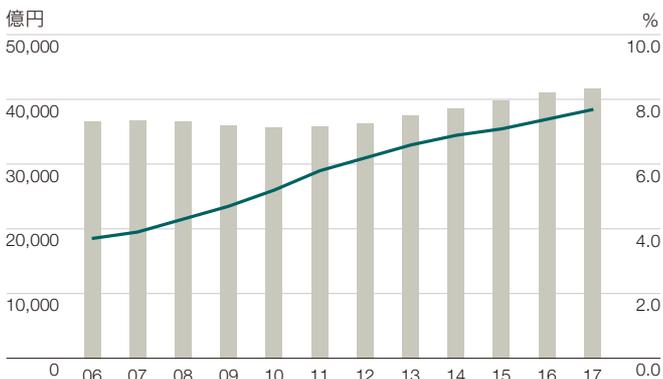
ソニー損保を含むダイレクト保険会社については、代理店型の保険会社と比較して割安な保険料体系がお客さまに支持され保険料収入は順調に増加しており、自動車保険市場におけるシェアは年々拡大しています。今後もお客さまの低価格志向は続くと思われ、ダイレクト保険会社全体の市場シェアのさらなる拡大が見込まれます。

* 各社の公表資料などによりソニー損保調べ

自動車保険市場と主なダイレクト保険会社のシェア

3月31日に終了した1年間

■ 元受正味保険料（損害保険会社全社合計値で、自動車保険市場と示す。）（左軸）
— 主なダイレクト保険会社のシェア（右軸）



※グラフは、各社の公表資料などからソニー損保が作成。

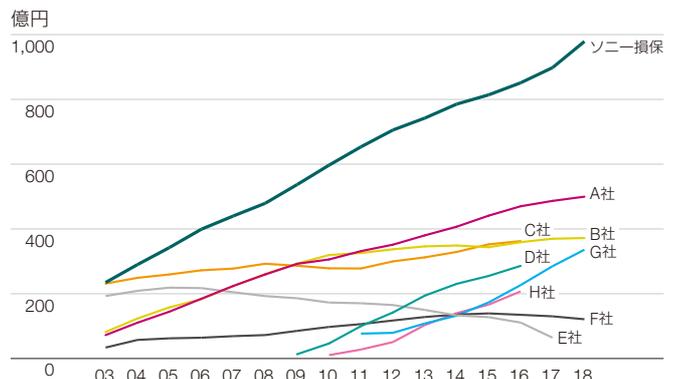
ソニー損保の取組み

ソニー損保は、自動車保険や医療保険などの保険商品やサービスを、ウェブサイトやカスタマーセンターを通じてお客さまに直接提供するダイレクト保険会社であり、ダイレクト自動車保険市場において2003年3月期に元受正味保険料No.1**となつて以来、そのポジションを堅持してきました。持続的な成長を図るため、カスタマーエクスペリエンス（以下、「CX」）向上を経営の最重要課題として掲げ、各サービスのあらゆる顧客接点におけるCX向上に取組むとともに、新たな商品・サービスの開発に向けて注力を続けています。自動車保険においては、自転車事故などの日常生活の偶発的な事故の損害賠償費用などを手厚く補償するための個人賠償特約の保険金限度額引き上げや、自動ブレーキ装置を装着した自動車の保険料を割引く「ASV割引（自動ブレーキ割引）」の導入***などの取組みも進めました。サービス面においては、セコム（株）（以下「セコム」）の緊急対応員が24時間365日体制で事故現場に急行する『セコム事故現場かけつけサービス』を開始し、事故解決サービスの強化を図っています。また、新しいテレマティクス保険商品やサービスの開発のため、Yahoo! JAPANとの共同研究も行っています。

医療保険においても、『先進医療保険金 医療機関あて直接支払サービス』の対応医療機関を追加したほか、保険金請求窓口の受付を土・日・休日にも拡大するなど、サービス品質の向上に努めました。

主なダイレクト保険会社の自動車保険元受正味保険料の推移

3月31日に終了した1年間



※グラフは、各社の公表資料などからソニー損保が作成。

2018年3月期については、2018年6月29日までに公表された数値を表示しています。



<キャプチャ：2018年6月20日現在>

また、一層のCX向上に向けて、ウェブサイトでの手続きの充実やスマートフォンサイトの利便性改善、カスタマーセンターでの対応品質向上などの取組みを継続しており、お客さまにとってさらに快適で、価値のあるサービスの提供を目指しています。

** 2003年3月期以降の自動車保険を主にダイレクトで販売している損害保険会社の自動車保険料収入よりソニー損保調べ

*** 個人賠償特約の保険金限度額引き上げは、2017年4月以降が保険始期となるご契約を対象に、ASV割引導入は2018年4月以降が保険始期となるご契約を対象に実施しています。

直近のトピックス

2017年4月：

『セコム事故現場かけつけサービス』開始

2017年4月から、お客さまが大きな不安を感じる事故直後をサポートできるよう、セコムの緊急対応員が24時間365日体制で事故現場に急行し、「事故発生時の対応のご説明」「お困りの点のヒアリング」「警察への連絡や救急車、レッカーなどの手配」といったサービスを無料で提供しています。



同年11月からはサービス内容を拡充し、セコムの緊急対応員が「事故状況の確認」「事故の相手方へのヒアリング」「事故現場や事故車両の撮影」までサポートしています。ソニー損保では今後ともサービス品質の向上を通じて、お客さまのダイレクト保険に対する安心感・信頼感の向上に努めてまいります。

2018年5月：

『先進医療保険金 医療機関あて直接支払サービス』の対応医療機関を追加

技術料が全額自己負担となる先進医療の中でも特に高額な「陽子線治療」および「重粒子線治療」について、直接医療機関に保険金を支払うサービスを提供しています。同サービスに対応す

る医療機関を追加することで、2018年5月時点で先進医療として「陽子線治療」「重粒子線治療」を行っているすべての医療機関（18カ所）で、同サービスのご利用が可能になりました。

2018年6月：

海外旅行保険の販売開始

2018年6月から、インターネット専用のリスク細分型の海外旅行保険の販売を開始しました。インターネット専用商品とすることで、各種手続きにかかる事務コストを削減し低廉な保険料を実現したほか、旅行先だけではなく年齢に応じたリスク細分を行うことで、リスクの低い層の保険料を割安にしました*。補償のカスタマイズや、リピーター割引の利用により、さらに保険料を節約することも可能です。

また、インターネットの利便性を活かせるよう、補償項目や保険金額のカスタマイズ、見積り・申込み、申込み後の契約内容変更など、各種手続きの大半を24時間いつでもインターネットで行えるようにしました。

万一の事故やトラブル時についても、24時間365日、電話やインターネットを通じて日本語で各種サポートを提供するほか、お客さまのご負担を少しでも減らすため、世界42カ国から通話料無料でご連絡いただけるようにするなど、お客さまの安心・安全な海外旅行をサポートするための、充実したサービスを用意しています。

* ソニー損保の海外旅行保険について、同条件で他年齢帯と比較した場合です。

業績分析

SFHの損害保険事業は、SFHの100%子会社であるソニー損保から構成されています。

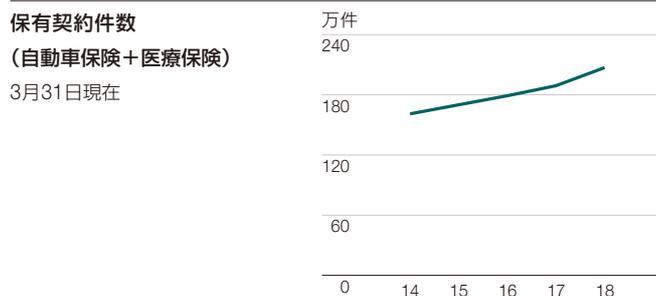
以下では、SFHの損害保険事業を構成しているソニー損保の単体業績についてご説明します。

保有契約件数

3月31日現在	万件		増減
	2017	2018	
保有契約件数 (自動車保険+医療保険)	189	207	+9.7%

ポイント 保有契約件数は、主力の自動車保険で増加しました。

保有契約件数 (自動車保険+医療保険)



正味収入保険料

正味収入保険料とは損害保険会社の最終的な売上を示すものとして一般的に使用されているもので、ご契約者からお預かりした保険料(元受正味保険料)から、再保険料を加減(受再正味保険料を加え、支払再保険料を控除)した額をいいます。

3月31日に終了した1年間	億円		増減
	2017	2018	
正味収入保険料	¥1,002	¥1,082	+8.0%
自動車保険	897	978	+9.1%
傷害保険*	90	88	△1.7%
その他(火災+海上+自賠責)	14	14	+0.3%

* 医療保険を含む

ポイント 正味収入保険料は、主力の自動車保険で増加しました。

正味収入保険料



正味損害率

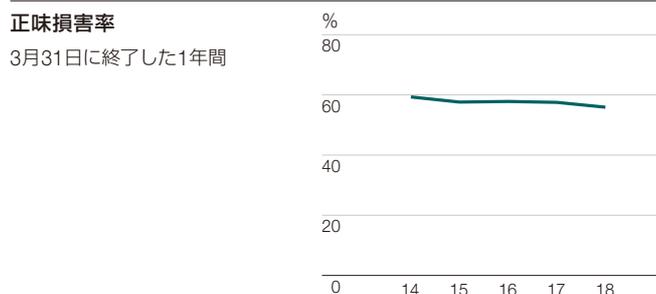
正味損害率とは、正味収入保険料に対する、保険金としてお支払いした額(正味支払保険金)と損害調査に要した費用(損害調査費)の合計額の割合をいいます。

3月31日に終了した1年間	2017	2018	増減
正味損害率	57.5%	55.9%	△1.6pt
自動車保険における正味損害率	59.5%	57.4%	△2.1pt
傷害保険*における正味損害率	32.0%	33.7%	+1.7pt

* 医療保険を含む

ポイント 正味損害率は、主力の自動車保険で、正味収入保険料が増加したこと、および事故率が低下したことなどにより、低下しました。

正味損害率

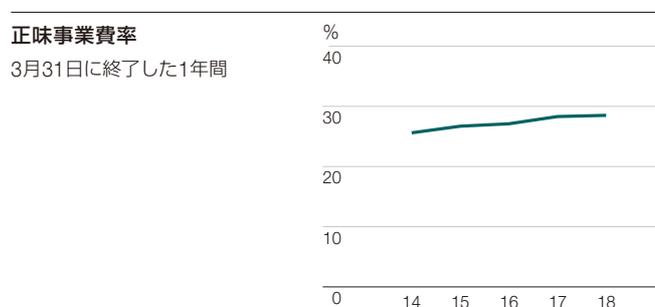


正味事業費率

正味事業費率とは、正味収入保険料に対する、保険の募集や維持管理のために使用した費用の割合をいいます。これらの費用の中には会社運営に係る費用や新商品の開発費用なども含まれています。

3月31日に終了した1年間	2017	2018	増減
正味事業費率	28.3%	28.5%	+0.2pt
コンバインド・レシオ (正味損害率+正味事業費率)	85.8%	84.4%	△1.4pt

ポイント 正味事業費率は、広告宣伝費などの事業費が増加したことにより、ほぼ横ばいとなりました。

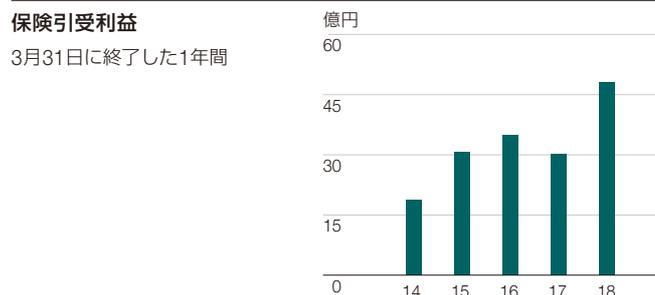


保険引受利益

保険引受利益とは、保険の引受けに関して、どれだけ利益を出しているかを示すものです。保険引受収益（正味収入保険料など）から、保険引受費用（正味支払保険金や損害調査費など）と保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除し、その他収支（自賠責保険などに係る法人税相当額など）を加減して計算されます。

3月31日に終了した1年間	2017	2018	増減
保険引受利益	¥30	¥48	+58.4%

ポイント 保険引受利益は、正味収入保険料の増加などにより、増加しました。



経常収益／経常利益／当期純利益

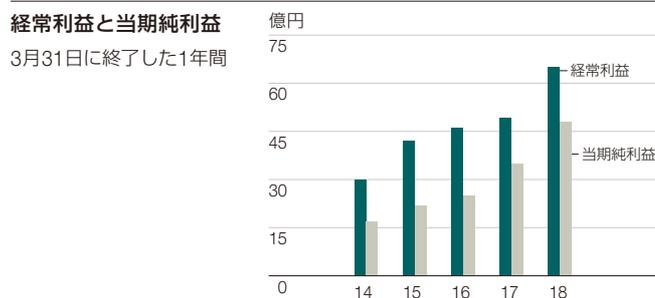
3月31日に終了した1年間	2017	2018	増減
経常収益	¥1,023	¥1,100	+7.6%
経常利益	49	65	+31.6%
当期純利益	35	48	+37.2%

ポイント

経常収益：主力の自動車保険で正味収入保険料が増加したことにより、増収となりました。

経常利益：自動車保険の事故率の低下などにとまなう損害率の低下により、増益となりました。

当期純利益：経常利益が増加したことにより、増益となりました。



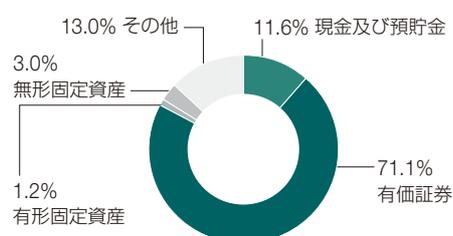
総資産の構成／運用方針

ソニー損保の運用方針は、市場環境、資産運用リスクなどを勘案したうえで、中長期的に安定した運用収益を確保するため、主に円貨建債券による運用を行うことを基本としています。

3月31日現在	億円		増減
	2017	2018	
総資産	¥1,865	¥2,043	+9.6%
現金及び預貯金	89	237	+165.6%
有価証券	1,375	1,453	+5.7%
有形固定資産	33	24	△29.2%
無形固定資産	65	61	△5.1%
その他	301	266	△11.5%

総資産の構成

2018年3月31日現在
2,043億円



不良債権

ソニー損保の資産査定状況は、以下のとおり健全です。

リスク管理債権の状況

3月31日現在	億円	
	2017	2018
債権の区分		
破綻先債権	¥—	¥—
延滞債権	—	—
3か月以上延滞債権	—	—
貸付条件緩和債権	—	—
合計	¥—	¥—

債務者区分に基づいて区分された債権

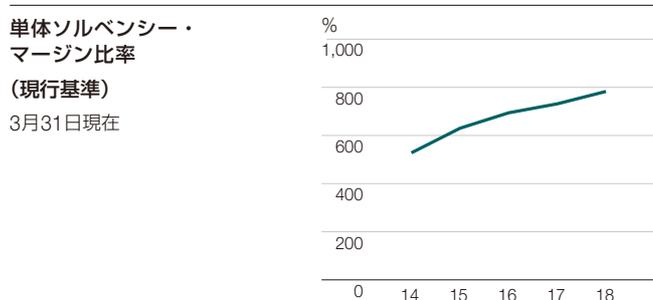
3月31日現在	億円	
	2017	2018
債権の区分		
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	¥—	¥—
危険債権	—	—
要管理債権	—	—
正常債権	—	—
合計	¥—	¥—

単体ソルベンシー・マージン比率

単体ソルベンシー・マージン比率は、損害保険会社にとって、保険金などの支払い能力を示す重要な指標です。

3月31日現在	2017	2018	増減
単体ソルベンシー・マージン比率	730.8%	782.1%	+51.3pt

ポイント 単体ソルベンシー・マージン比率は、引き続き健全な水準を維持しています。



3月31日現在	百万円	
	2017	2018
(A) 単体ソルベンシー・マージン総額	¥46,724	¥54,244
資本金または基金等	26,439	28,849
価格変動準備金	177	206
危険準備金	101	109
異常危険準備金	17,542	20,970
一般貸倒引当金	—	—
その他有価証券評価差額金・繰延ヘッジ損益 (税効果控除前)	1,514	2,409
土地の含み損益	—	—
払戻積立金超過額	—	—
負債性資本調達手段等	—	—
払戻積立金超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—	—
控除項目	—	—
その他	948	1,698
(B) 単体リスクの合計額 $\sqrt{(R_1 + R_2)^2 + (R_3 + R_4)^2} + R_5 + R_6$	12,786	13,871
一般保険リスク (R ₁)	11,370	12,395
第三分野保険の保険リスク (R ₂)	—	—
予定利率リスク (R ₃)	105	114
資産運用リスク (R ₄)	1,431	1,712
経営管理リスク (R ₅)	278	305
巨大災害リスク (R ₆)	1,033	1,036
(C) 単体ソルベンシー・マージン比率 [(A) / {(B) x 1/2}] x 100	730.8%	782.1%

(注)「単体ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第86条(単体ソルベンシー・マージン)および第87条(単体リスク)ならびに平成8年(1996年)大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出された比率です。

銀行事業

事業概況

事業を取巻く環境

日本の個人金融資産は、約1,880兆円*にのぼり、世界第2位の規模となっています。資産の内訳は過半が現金・預金であり、他の先進国と比較しても多くを占めています。少子高齢化・長寿化の加速やお客さまのライフスタイルの変化、さらには、デジタル化の進展、電子商取引（Eコマース）規模の拡大といったテクノロジーの進化にとともに、個人金融資産の運用や決済、その他金融機関に求めるサービスに対するニーズは極めて多様化しています。また、AI（人工知能）やブロックチェーンといった新しい技術の研究が多くの金融機関で行われており、これらが金融サービスを大きく変化させつつあります。

このような中で、インターネット専門銀行は、そのコスト競争力とサービスの利便性を背景に着々と成長していますが、インターネット専門銀行の預金残高の個人金融市場全体に占める割合は約2%**とまだまだ小さく、スマートフォンやタブレットなどが今後も浸透することを考慮すると、業容の拡大余地は大きいと思われる。しかしながら、2018年3月期は、米国金利が利上げ局面に入る一方で、日本国内の長期金利は、日本銀行による「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」政策の下で引き続き低い水準にとどまっております、金融機関における資産運用や住宅ローンの金利競争は厳しい状況が続くと見込まれています。

*（出所）日本銀行「資金循環統計」

**（出所）日本銀行「預金・貸出関連統計」および各社開示情報に基づき作成。
信用金庫、信用組合、労働金庫、農業協同組合などは含まない。

ソニー銀行の取組み

ソニー銀行では、高い顧客満足度を強みに、住宅ローンと外貨ビジネスに注力してまいりました。

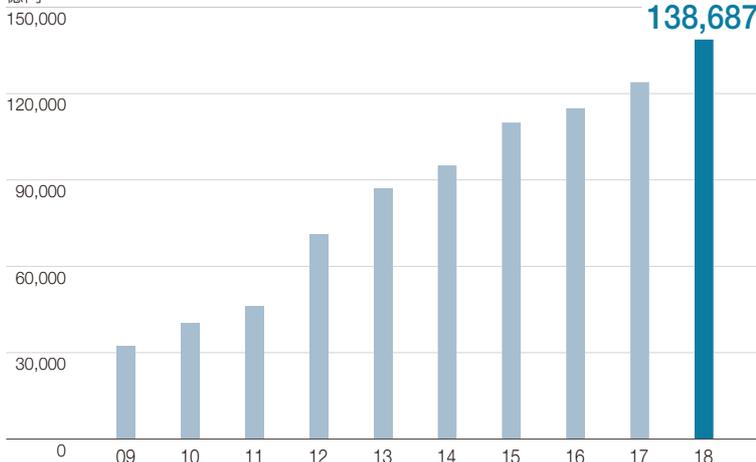
2018年3月期の住宅ローン市場においては、人件費の高騰や建設資材価格上昇による建設単価の上昇が続いており、都市部での住宅価格は高い水準にある一方で、世帯数の減少や住宅の長寿命化等により新築住宅着工件数は減少傾向にあります。住宅ローン金利は、依然として低い水準が継続し、金融機関における住宅ローンの獲得競争は激しさを増しています。このような環境から、住宅ローン残高は昨年度に比べ緩やかな伸びにとどまりましたが、今後も収益性を確保しつつ、商品性の改善や販売チャネルの強化などを通じ、住宅ローン残高を着実に積み上げてまいります。

外貨ビジネスにおいては、ソニー銀行は外貨預金を中心に合理的な料率と利便性の高いサービスで取引高を伸ばしてきました。ソニー銀行の外貨預金残高は、国内銀行の個人外貨預金全体の約7%（2018年3月末現在）を占め、大手銀行に次ぐ規模となっています。さらに、11通貨対応のVisaデビット付きキャッシュカード『Sony Bank WALLET』はサービス拡充により、世界120カ国以上で利用されるなど、お客さまに大変ご好評いただいております。今後も、外貨ビジネスにおいてサービスの差別化を図り、顧客基盤を拡大してまいります。

国内のインターネット専門銀行 6 行の預金残高

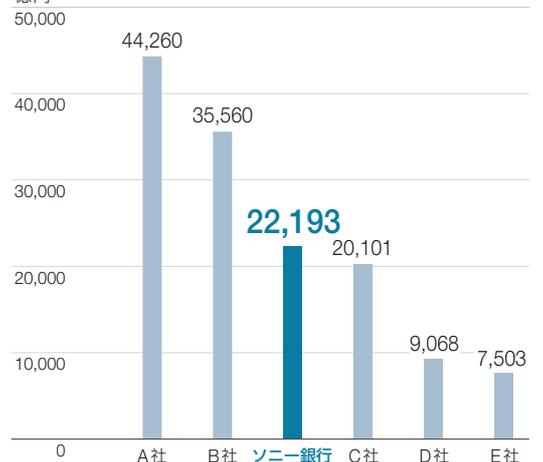
3月31日現在

億円



国内のインターネット専門銀行 6 行の預金残高

億円



（出所）各社公表資料に基づき当社作成



直近のトピックス

2017年8月：

投資型クラウドファンディングのプラットフォーム『Sony Bank GATE』の運営開始

新規事業に挑戦する企業と共感・応援したい個人を結び場として、投資型クラウドファンディングのプラットフォーム『Sony Bank GATE』の運営を国内銀行として初めて開始しました。新ビジネスの創出などにつなげることも視野に、新規事業に挑戦する企業を支援する投資型クラウドファンディングを、個人のお客さまの資産運用の選択肢として提供してまいります。

2017年9月：

「CONSULTING PLAZA(コンサルティングプラザ)」の開設

従来、お客さまの住宅ローンに関するご相談を承っていた「住宅ローンプラザ」を移転・機能拡充し、「CONSULTING PLAZA」として開設しました。対面によるコンサルティングサービスの充実や、資産運用や資産形成に関する情報提供を拡充することで、お客さまの相談ニーズにお応えするとともに、提案力の強化につなげてまいります。



2017年10月：

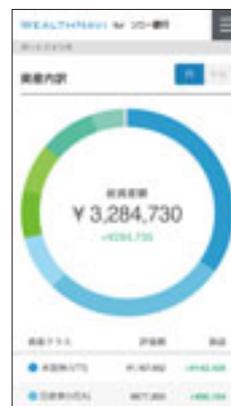
『タカシマヤプラチナデビットカード』の発行開始

(株)高島屋、高島屋クレジット(株)と提携し、「タカシマヤのご優待サービス」とソニー銀行の11通貨対応のVisaデビット付きキャッシュカード『Sony Bank WALLETT』が一体となった『タカシマヤプラチナデビットカード』の発行を開始しました。引き続き戦略的提携により顧客基盤の拡大を進めてまいります。

2017年12月：

自動資産運用サービス『WealthNavi for ソニー銀行』の提供開始

ウェルスナビ(株)(以下「ウェルスナビ社」)と提携し、自動資産運用サービス『WealthNavi for ソニー銀行』の提供を開始しました。このサービスは、ウェルスナビ社が開発したロボアドバイザー『WealthNavi』をソニー銀行のお客さま向けにカスタマイズした自動資産運用サービスで、お客さまが海外ETFへの全自動による国際分散投資を少額から行うことが可能となりました。今後もお客さまに資産運用の新たな選択肢を提供してまいります。



業績分析

SFHの銀行事業は、SFHの100%子会社であるソニー銀行、ソニー銀行の57%出資子会社であるソニーペイメントサービスおよびソニーペイメントサービスの100%子会社であるSmartLink Network Hong Kongから構成されています。

銀行事業（連結）

経常収益／経常利益／親会社株主に帰属する当期純利益

3月31日に終了した1年間	億円		
	2017	2018	増減
経常収益	¥385	¥399	+3.7%
経常利益	50	71	+42.2%
親会社株主に帰属する当期純利益	33	47	+42.8%

ポイント

経常収益：住宅ローン残高の積み上がりにともなう貸出金利息の増加や、有価証券利息の増加により、増収となりました。

経常利益：カードローンに係る広告宣伝費を中心に営業経費が減少したことなどにより、増益となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益：経常利益が増加したことにより、増益となりました。

銀行事業（単体）

以下では、SFHの銀行事業の大宗を占めるソニー銀行の単体業績についてご説明します。

業務粗利益

銀行本来の業務の収支である「資金運用収支」、「役務取引等収支」、「特定取引収支」および「その他業務収支」の4つの合計が業務粗利益です。一般企業の場合における粗利益（売上－売上原価）に相当するもので、銀行が本来の業務でどのくらいの利益を上げているかを表します。

資金運用収支は、貸出金利息および有価証券利息などの運用収入と、預金利息などの調達コストの収支をいいます。ソニー銀行は、お客さまからお預かりした預金を、住宅ローンを中心とした貸出や有価証券で運用しています。

役務取引等収支は、住宅ローンに係る手数料、証券関連手数料や受入為替手数料などの手数料収入と、ATM利用手数料や為替手数料などの手数料支払いとの収支です。

その他業務収支には、資金運用収支や役務取引等収支に含まれない、外国為替売買損益や国債等債券売買損益、金融派生商品収支（有価証券などのヘッジ目的で保有しているスワップなど金融派生商品に係る損益）が含まれています。

3月31日に終了した1年間	億円		
	2017	2018	増減
業務粗利益	¥211	¥214	+1.4%
資金運用収支	179	206	+15.2%
役務取引等収支	△15	△29	—
その他業務収支	47	37	△22.4%

ポイント

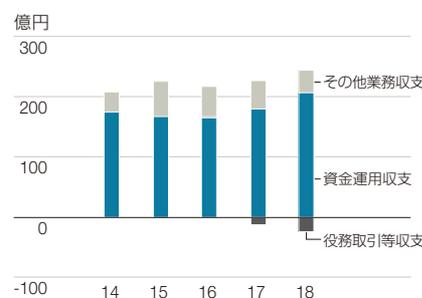
資金運用収支：貸出金利息や有価証券利息配当金の増加により、増加しました。

役務取引等収支：住宅ローンの手数料収入の減少や、貸出金残高増加にともなう支払保証料の増加などにより、減少しました。

その他業務収支：外国為替売買損益の減少などにより、減少しました。

業務粗利益

3月31日に終了した1年間



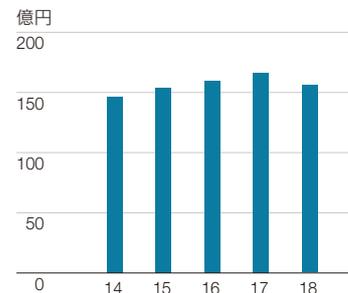
営業経費

	億円		
3月31日に終了した1年間	2017	2018	増減
営業経費	¥165	¥155	△6.1%

ポイント 営業経費は、カードローンに係る広告宣伝費の減少などにより、減少しました。

営業経費

3月31日に終了した1年間



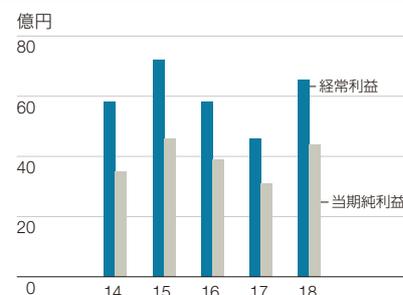
経常収益／経常利益／当期純利益

	億円		
3月31日に終了した1年間	2017	2018	増減
経常収益	¥351	¥362	+3.3%
経常利益	46	65	+41.5%
当期純利益	31	44	+40.9%

ポイント 連結業績と同様の要因により、経常収益、経常利益、当期純利益とも増加しました。

経常利益と当期純利益

3月31日に終了した1年間



口座数

	万件		
3月31日現在	2017	2018	増減
口座数	124	135	+8.8%

ポイント 『Sony Bank WALLETT』の普及効果もあり、口座数は増加しました。

預かり資産残高(預金と投資信託の合計)

	億円		
3月31日現在	2017	2018	増減
預かり資産残高 (預金と投資信託の合計)	¥22,271	¥23,430	+5.2%

	億円		
3月31日現在	2017	2018	増減
預金残高	¥21,129	¥22,193	+5.0%
円預金	17,649	18,147	+2.8%
外貨預金	3,480	4,046	+16.3%
投資信託残高	1,141	1,237	+8.5%

ポイント

円預金：口座数増加にともなう新規資金の獲得などにより、普通預金残高が増加しました。

外貨預金：為替コストのキャンペーンや米ドル定期預金の金利訴求効果により、定期預金残高が増加しました。

投資信託：基準価格上昇の影響を受け、残高は増加しました。

預金残高

3月31日現在



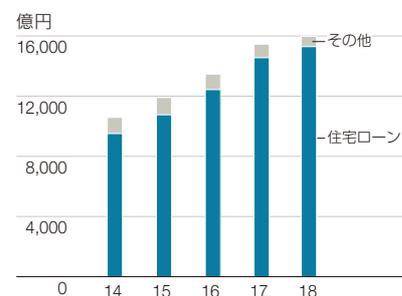
貸出金残高

	億円		
3月31日現在	2017	2018	増減
貸出金残高	¥15,396	¥15,963	+3.7%
住宅ローン	14,524	15,255	+5.0%
その他	871	707	△18.8%

ポイント 貸出金残高は、住宅ローンの借り換え需要は減少したものの、着実な積み上げにより、増加しました。なお、その他の残高には、法人融資、カードローンおよび目的別ローンが含まれています。

貸出金残高

3月31日現在



有価証券残高

高格付の債券で安定的な運用を行っています。

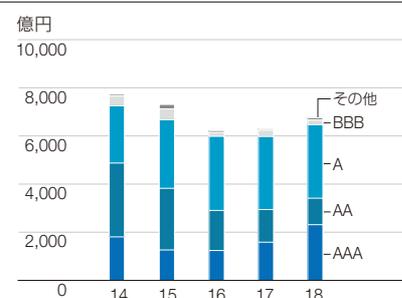
	億円		
3月31日現在	2017	2018	増減
有価証券残高	¥6,312	¥6,742	+6.8%
国債	1,030	968	△6.0%
地方債	348	360	+3.3%
社債	636	653	+2.8%
株式	20	20	—
外国証券	4,232	4,689	+10.8%
その他の証券	44	50	+13.0%

ポイント 保有する有価証券の格付けは、AA格以上が全体の50.8%を占めています。なお、株式に計上している20億円は、ソニー・ペイメントサービスへの出資金です。

*格付けについては、ムーディーズ・インベスターズ・サービス (Moody's)、S&Pグローバル・レーティング (S&P)、(株)格付投資情報センター (R&I)、(株)日本格付研究所 (JCR)、フィッチ・レーティングス (Fitch) の5社の格付けをもとに、バーゼルⅢ標準的手法の基準により分類しています。

有価証券残高 (格付け別)

3月31日現在



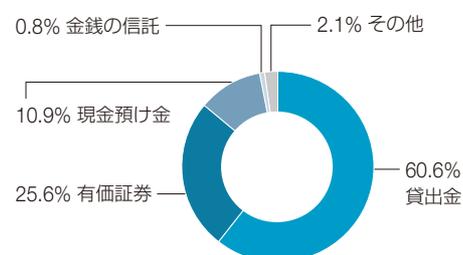
総資産の構成

	億円		
3月31日現在	2017	2018	増減
総資産	¥24,242	¥26,350	+8.7%
貸出金	15,396	15,963	+3.7%
有価証券	6,312	6,742	+6.8%
現金預け金	1,774	2,873	+61.9%
金銭の信託	230	210	△8.7%

ポイント 貸出金や有価証券の増加などにより、総資産は増加しました。

総資産の構成

2018年3月末現在
26,350億円



単体自己資本比率

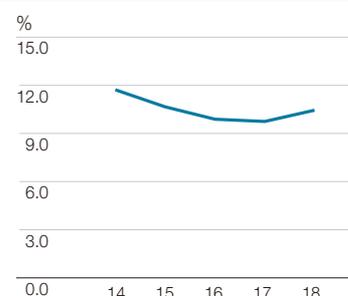
自己資本比率は、銀行の健全性を示す重要な指標です。なお、2017年3月末より基礎的內部格付手法で算出しています。

3月31日現在	2017	2018	増減
単体自己資本比率(国内基準)	9.75%	10.45%	+0.70pt

ポイント 引き続き健全な財務基盤を維持しています。

単体自己資本比率 (国内基準)

3月31日現在



ソニー銀行の単体自己資本比率(国内基準)

3月31日現在	2017		2018	
	経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額	
コア資本に係る基礎項目				
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	¥ 76,303		¥ 78,540	
うち、資本金及び資本剰余金の額	52,000		52,000	
うち、利益剰余金の額	25,893		28,778	
うち、社外流出予定額(△)	1,590		△2,238	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	—		—	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	12,745		9,682	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	89,048		88,222	
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額	1,315	¥876	2,113	¥528
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	1,315	876	2,113	528
適格引当金不足額	1,253	—	1,013	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	2,569		3,127	
自己資本				
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	86,479		85,095	
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額	509,456		522,316	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△16,092		△9,804	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)	876		528	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△16,969		△10,333	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	38,807		39,244	
信用リスク・アセット調整額	338,517		252,127	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	886,781		813,688	
自己資本比率				
自己資本比率((ハ)/(ニ))	9.75%		10.45%	

(注)「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年(2006年)金融庁告示第19号)に定められた算式に基づき、単体ベースについて算出しております。なお、ソニー銀行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出において、基礎的內部格付手法を採用しております。

不良債権

個人向け貸出については小口分散を図るとともに、所定の与信審査基準などに則った審査ならびに貸出後の管理を実施しています。法人向け貸出については、信用度に応じて与信上限枠を設け、特定の債務者に偏重しない運用基準とするほか、営業部門とは独立した審査部門による審査、さらには審議機関での議論を経て融資実行する態勢としており、厳格な管理・審査体制を敷いています。

リスク管理債権の状況

3月31日現在	億円	
	2017	2018
債権の区分		
破綻先債権	¥ 1	¥ 0
延滞債権	15	10
3カ月以上延滞債権	—	—
貸出条件緩和債権	12	8
合計	¥29	¥19

金融再生法に基づく資産査定額

3月31日現在	億円			
	2017		2018	
債権の区分				
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	¥	7	¥	4
危険債権		10		6
要管理債権		12		8
正常債権		15,445		16,043
合計		¥15,475		¥16,063

ポイント 不良債権に関する各数値は、引き続き低い水準を維持しています。

不良債権比率*(金融再生法開示債権ベース)

3月31日現在	2017	2018	増減
不良債権比率	0.19%	0.12%	△0.06pt

* 不良債権(金融再生法開示債権)／総与信額

持続可能な社会の実現に向けて

コーポレートガバナンス

CSR

持続可能な社会の実現に向けて コーポレートガバナンス

取締役・監査役紹介

(2018年7月10日現在)

取締役

代表取締役社長

いし い しげる
a. 石井 茂

ソニー生命保険(株) 取締役
ソニー損害保険(株) 取締役
ソニー銀行(株) 取締役
ソニーフィナンシャルベンチャーズ(株)
代表取締役社長

常務取締役

きよみや ひろあき
b. 清宮 裕晶

ソニー生命保険(株) 取締役
執行役員常務

取締役

い とう ゆたか
c. 伊藤 裕

ソニー生命保険(株) 取締役
ソニー損害保険(株) 取締役
ソニー・ライフケア(株) 取締役
ソニーフィナンシャルベンチャーズ(株)
取締役

はぎもと とも お
d. 萩本 友男

ソニー生命保険(株) 代表取締役社長

に わ あつ お
e. 丹羽 淳雄

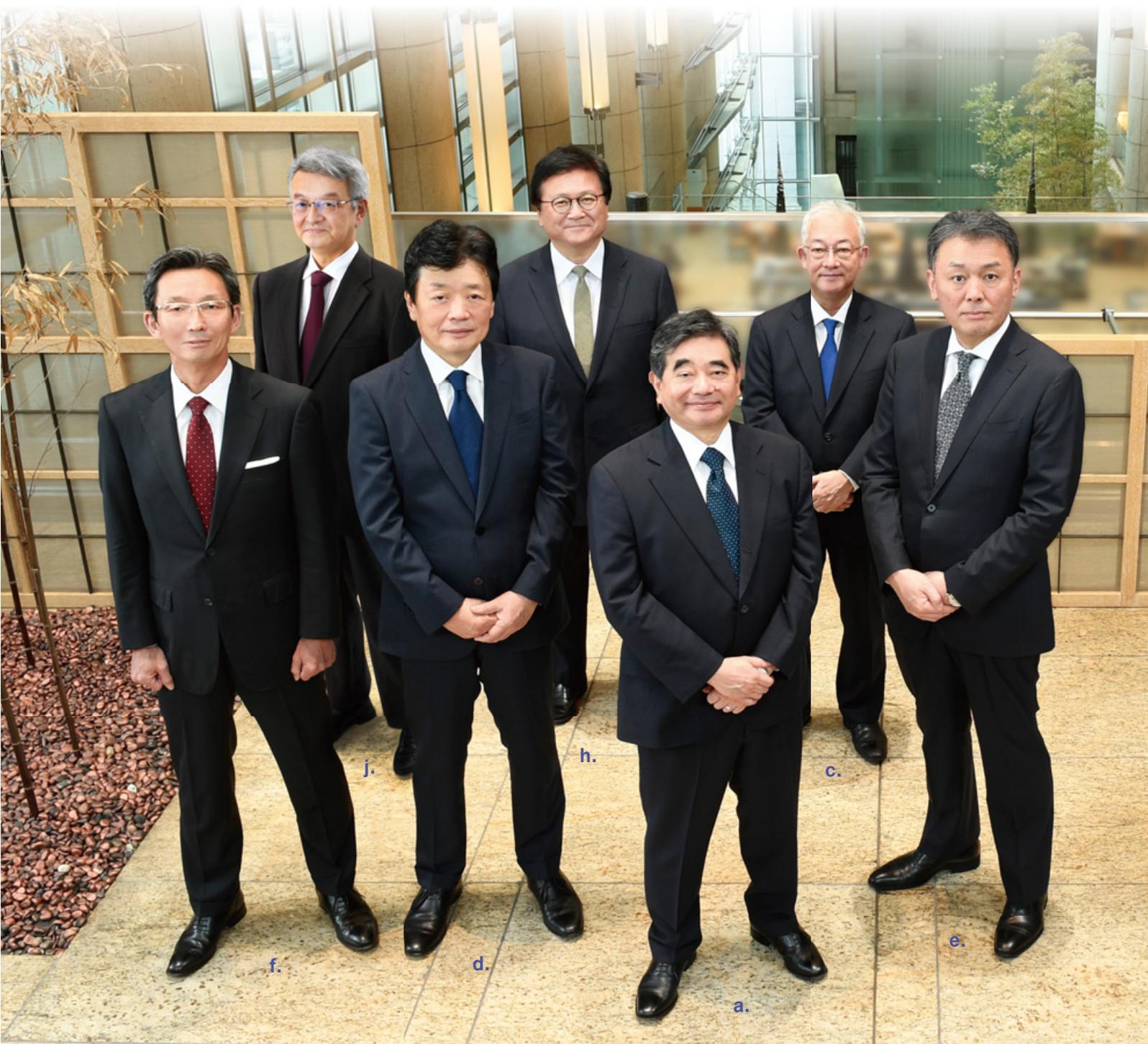
ソニー損害保険(株) 代表取締役社長

すみもと ゆういちろう
f. 住本 雄一郎

ソニー銀行(株) 代表取締役社長

かん べ しろう
g. 神戸 司郎

ソニー(株) 執行役 常務



(注) 1. 主な兼職を氏名の下に記載しています。

2. 社外取締役 山本功、国谷史朗および伊藤隆敏、社外監査役 早瀬保行および牧山嘉道は、(株)東京証券取引所の定めに基づく「独立役員」です。

取締役(社外役員)

やまもと いさお
h. 山本 功 (注2)

起業投資(株) 代表取締役
ビルコム(株) 取締役

くにや しろう
i. 国谷 史朗 (注2)

弁護士法人大江橋法律事務所
代表社員
(株)ネクソン 取締役
(株)荏原製作所 取締役
武田薬品工業(株) 取締役

いとう たかとし
j. 伊藤 隆敏 (注2)

コロンビア大学
国際関係公共政策大学院 教授
政策研究大学院大学 特別教授
チャイエックス・ジャパン(株) 取締役

監査役

常勤監査役(社外役員)

はやせ やすゆき
k. 早瀬 保行 (注2)

ソニー生命保険(株) 監査役
ソニー損害保険(株) 監査役
ソニー銀行(株) 監査役

監査役

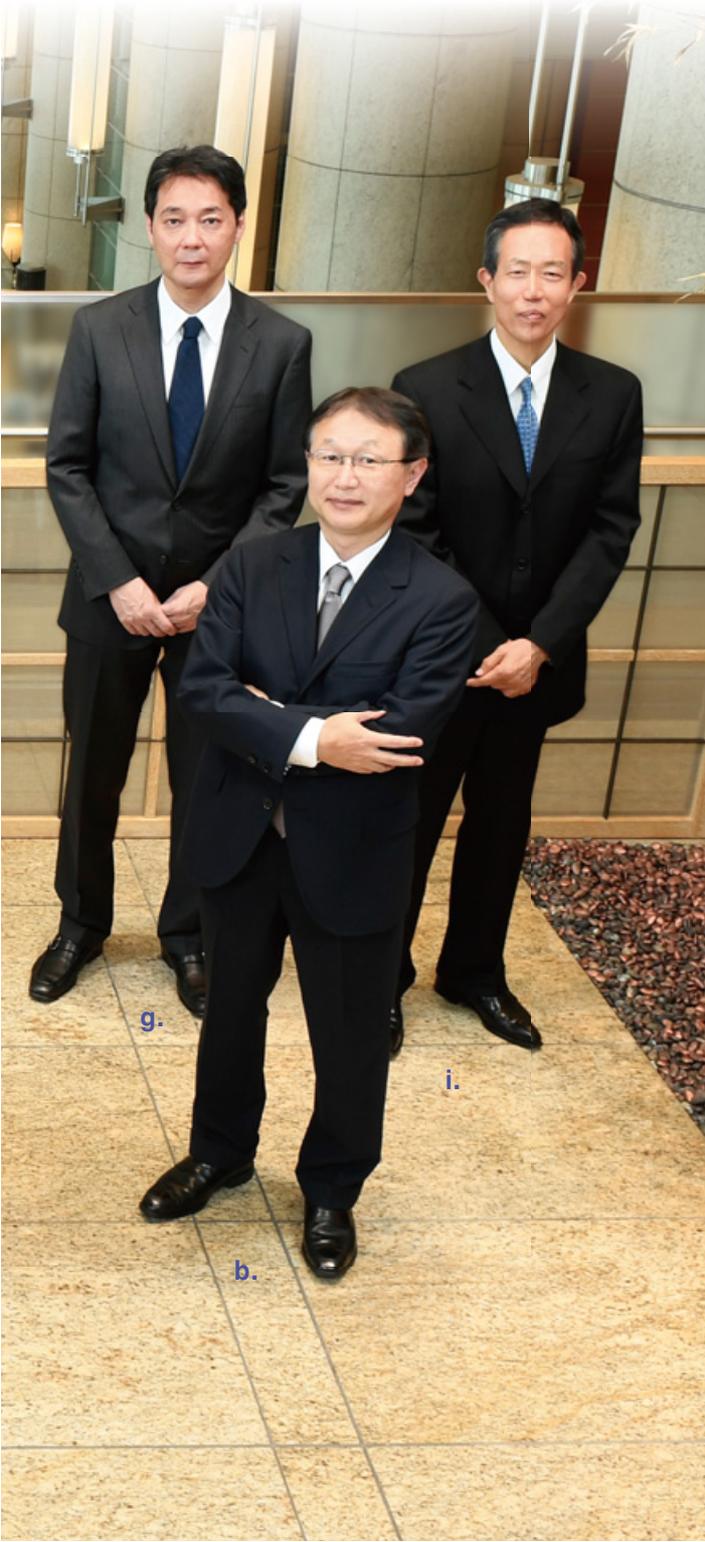
これなが ひろとし
m. 是永 浩利

ソニーコーポレートサービス(株)
執行役員
グローバル経理センター センター長

監査役(社外役員)

まきやま よしみち
l. 牧山 嘉道 (注2)

リップル法律事務所 パートナー



社外取締役対談：
コーポレートガバナンスについて

変革の時代に、「お客さま本位」と「変革への対応」を通じて、
新しい金融の価値観を世の中に提案していく。



社外取締役
山本 功

社外取締役
国谷 史朗

ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社のコーポレートガバナンスや
持続的な成長に向けた取組みについて、社外取締役の山本功氏、国谷史朗氏が
意見交換を行いました。(2018年5月対談実施)

取締役会の運営について

| 変革の時代に闊達な議論を重ねる取締役会

国谷: 取締役会では、活発な議論のもと、適切な意見を取り入れて施策の実行につなげることが期待されています。SFHの取締役会には、ソニー生命、ソニー損保、ソニー銀行の社長、SFHの常勤取締役、私たち社外取締役などが参加し、グループ各社の立場を超えたオープンな議論が行われています。

山本: 運営にあたっては、取締役会のメンバー全員にPDCAを回すという意識が根付いており、あるプランを実行する場合、どのようなチェック態勢を構築していくかなど、先を見据えた議論が行われていますよね。取締役会で配布される資料も充実していますし、質問に対しても誠実な回答があり、透明性は確保されていると思います。

国谷: 当社グループには、ソニーというメーカーの遺伝子が含まれています。ソニーは世の中に新しい価値を提供することで成長してきたブランドであり、SFHにおいても「ソニースピリット」が根付いていると感じています。

山本: そうですね。SFHの取締役会においても、金融機関としてお客さまからの信頼に応えるという使命を念頭におきつつ、新しいことに挑戦する姿勢を大切に、さまざまな施策について、深い議論や適切な意思決定が行われていると思います。Fintechに関して、セミナーの開催や専門的な助言を踏まえながら、積極的な議論を行っています。

国谷: また、新しいテクノロジーの導入、新規事業の立ち上げ、海外進出などに向けて、活発な議論を重ねて理解を深めながら、さまざまな施策を実行に移しています。大きな環境の変化が起きている中では、どのような施策が有効なのか、繰り返し挑戦することが重要ですね。



指名諮問委員会・報酬等諮問委員会について

| 持続的な成長に向けて、人材の確保と報酬制度は大きな課題

山本: グループの持続的な成長に向けて、今後どのような取締役の布陣で臨むか、そのためにどのような形でマネジメントの後継者育成計画を練るかについては、指名諮問委員会で常に大きな課題となっています。私は指名諮問委員会の議長を務めていますが、委員会にあがってきた提案に対しては、中長期的な視点で適正に評価を行わなくてはなりません。そのため、委員会での議論にあたって中期計画と整合性のある判断を行えるよう、取締役会とは別に中期計画策定のための審議会にも積極的に参加しています。

国谷: 後継者育成計画の検討に際して、私たちは、他社や海外での事例に関する知見を持っている外部の人間として、忌憚のない意見を述べています。後継者に関しては、グループ各社のトップレイヤーである社長から、2番目、3番目のレイヤーまで、複数の人材をプールしておくことが理想です。ただし、内部人材だけでは補いきれないこともありますので、ヘッドハンティングによって外部から適材を獲得することも想定しておくべきでしょう。SFHが設立された当時は、ソニーグループや異業種の人材を迎え入れることでダイナミクスが確保されていましたが、ここ数年は海外の同業他社などと比べて遅れていると感じる部分もあります。今後は日本人以外の選択肢も含め、ダイバーシティの再強化を図ることも検討すべきです。

山本: SFHは、2018年6月22日付で、国際的な経済学者である伊藤隆敏氏を社外取締役として迎え入れる予定です*。以前より、当社グループが企業価値を高めていくためには、現在の取締役とは異なる領域においても幅広い知見とネットワークを持たれている方が必要だと考え、社外取締役の増員を検討していました。そこに伊藤氏の名前が提示され、指名諮問委員会でのインタビューを経て、取締役の候補者となっていただきました。

国谷: 社外取締役はそれぞれ専門性と経験を活かして、何らかの貢献をすることが期待されています。伊藤氏は経済学者ですから、ミクロ経済の視点だけでなくマクロ経済に基づいたビジョンで、5年、10年、20年先を踏まえた長期的かつ国際的な見地から議論していただけると期待しています。

国谷: 報酬等諮問委員会の議長としての立場からは、今後の人材獲得に向けて、インセンティブ報酬体系の改善が必須と考えています。ある種の専門的スキルを有する人材が、そのスキルに対して相応の報酬を得るケースは少なくありません。そのような人材は、国をまたいでさまざまな業界を渡り歩いています。現在のSFH

の報酬体系ではそのような人材を惹きつけることが難しいと考えます。

山本: SFHも昨年ストックオプションの対象者の範囲を拡大しましたが、まだ報酬全体に占めるインセンティブ部分の比率は非常に低い。人材獲得に向けた株式報酬のあり方は今後も検討課題になっていくでしょう。

国谷: 人事と報酬は非常に密接に関係しますし、人材確保のためには、中長期的にはある程度ドラスティックな報酬体系の改革が必要ですが、足元では少しずつ変化させていくのが望ましいと思います。

一方、報酬以外に働き方という面でも、グローバル化を意識する必要があります。近年では、国内でも仕事に対する意識が変わってきており、グローバル化や働き方改革を受けて、それぞれの個性やライフスタイルを追求することが当たり前になってきました。会社を変革するような人材を惹きつけるには、そういった人材が魅力的に感じる働き方を提供できる会社にならなくてはなりません。

新中期計画について

変革を機会として足元の基盤を固め、 お客さま一人ひとりに寄り添った金融グループへ

山本: 新中期計画は、中期計画策定のための審議会において、大きな環境変化や技術革新が予想される10年後の社会を想定し、それに向かって足元の3年間でやるべきことに落とし込むというプロセスで策定されています。

国谷: 新中期計画は「お客さま本位」と「変革への対応」の2つがポイントとなっています。お客さまから選ばれる金融グループとして今後も成長を続けるために、私たちはお客さま本位の業務運営を一層推進し、グループ各社に対するガバナンス体制をさらに強化しなくてはなりません。

山本: 加えて、今後、人口減少や少子高齢化などの環境変化、自動運転技術やFintechなどの技術革新に対して、どう向き合っていくのかという、変革への対応がもう一つの課題です。Fintechに関しては、多くのベンチャー企業が優れた技術をもっています。ソニー生命やソニー損保、ソニー銀行が、そのようなベンチャー企業とどのように今後関わるのか、そして7月に設立するソニーフィナンシャルベンチャーズをどのように活かすことができるのか、この2点が大きな意味を持ってくるでしょう。ソニーフィナンシャルグループ各社およびソニーグループとの協業、そしてFintechベンチャーとのオープンイノベーションによって、時代の変化をお客さま本位の業務運営変革につなげ、次の成長への布石としていく必要がありますね。



国谷: ソニーグループとの協業に当たっては、ソニー(株)以外の少数株主の利益を守るという観点から、SFHの独立性は担保されなくてはなりません。今後は、独立性を保ちながら、ソニーグループからブロックチェーンの活用をはじめとするFintechなどに関する協力を得ることも重要になってきます。ソニーブランドのもとに新たな技術と金融の融合を図り、人材面での交流が進むことは、新しい商品・サービスの開発にもつながるでしょう。

山本: 足元では、IoTやFintechによって、金融機関やメーカーに業態を超えた大変革が起きようとしています。お客さま一人ひとりの生活環境や資産運用環境といったビッグデータを扱えるようになることで、例えば保険も資産運用も、これまでのように一律のものではなく、一人ひとりの人生に寄り添ったパーソナルなものへと、今後大きく変わっていきます。ソニーフィナンシャルグループは今、この大きな変化の中で新たな商品・サービスを生み出していく、ワクワクするような面白い時期にきていると思います。

国谷: ソニーグループは、お客さまに感動を提供するというミッションのもと、事業を拡大してきました。ソニー生命のライフプランナーがお客さま一人ひとりのトータルライフを熟知しその人生に寄り添っているように、ソニーフィナンシャルグループが、ソニーグループの一員として、お客さまの人生をハッピーにするお手伝いをするのは自然な流れではないでしょうか。それはソニーフィナンシャルグループの持続的な成長、そしてSFHの企業価値向上につながるものだと思います。

山本: 2019年3月期は新中期計画の初年度です。われわれ社外取締役も、お客さまのために何をすべきか、何ができるかを常に念頭におき、攻めと守りの両面を固めることで、ソニーフィナンシャルグループの次の成長に貢献していきましょう。

※伊藤隆敏氏は、2018年6月22日の定時株主総会で取締役役に選任され、就任しました。

▶ P18 ビジョンと戦略 ソニーフィナンシャルグループ

社外取締役・社外監査役一覧

	略歴	選任理由
社外取締役	<p>山本 功</p>  <p>1981年 (株)野村総合研究所 入社 1991年 (株)野村総合研究所 事業戦略室室長 1996年 メリルリンチ日本証券(株) 投資銀行部門ディレクター 1999年 メリルリンチ日本証券(株) 投資銀行部門マネージングディレクター 2002年 メリルリンチ日本証券(株) 投資銀行部門共同責任者、マネージングディレクター 2003年 (株)SIG インスティテュート 代表取締役社長 2006年 ジャパン ケーブルキャスト(株) 取締役 (株)マスチューン (現 (株)みんかぶ) 監査役 2007年 (株)マスチューン (現 (株)みんかぶ) 取締役 2009年 起業投資(株) 代表取締役 (現在) 2011年 当社 取締役 (現在) 2012年 ビルコム(株) 取締役 (現在)</p>	<p>長年にわたる証券アナリスト業務および財務・M&Aのアドバイザー業務の経験を有しており、また、SFHと特別の利害関係もないため</p>
	<p>国谷 史朗</p>  <p>1982年 弁護士登録、大江橋法律事務所 (現 弁護士法人大江橋法律事務所) 入所 1997年 サンスター(株) 監査役 2002年 弁護士法人大江橋法律事務所 代表社員 (現在) 2006年 日本電産(株) 監査役 2012年 (株)ネクソン 取締役 (現在) (株)荏原製作所 取締役 (現在) 2013年 当社 取締役 (現在) 武田薬品工業(株) 監査役 2016年 武田薬品工業(株) 取締役 (現在)</p>	<p>弁護士としての専門的な知識・経験を有し、また、SFHと特別の利害関係もないため</p>
	<p>伊藤 隆敏</p>  <p>1979年 ミネソタ大学 経済学部 助教授 1986年 同大学 経済学部 准教授 1988年 一橋大学 経済研究所 助教授 1991年 同大学 経済研究所 教授 1994年 国際通貨基金 調査局 上級審議役 1997年 一橋大学 経済研究所 教授 1999年 大蔵省 副財務官 (大臣官房参事官) 2001年 一橋大学 経済研究所 教授 2002年 東京大学 先端科学技術研究センター 教授 2004年 同大学 大学院 経済研究科 教授 2012年 同大学 公共政策大学院 院長 2014年 同大学 公共政策大学院 特任教授 政策研究大学院大学 教授 2015年 コロンビア大学 国際関係公共政策大学院 教授 (現在) 2016年 政策研究大学院大学 特別教授 (現在) 2017年 チャイェックス・ジャパン (株) 取締役 (現在) 2018年 当社 取締役 (現在)</p>	<p>マクロ経済学・金融政策・国際金融・日本経済論などの専門家として豊富な知識・経験を有し、またSFHと特別の利害関係もないため</p>
社外監査役	<p>早瀬 保行</p>  <p>1980年 (株)三井銀行 (現 (株)三井住友銀行) 入行 1999年 同行 融資企画部 グループ長 2001年 (株)三井住友銀行 本店営業第一部 次長 2002年 同行 本店営業第三部 次長 2003年 同行 熊本法人営業部長 2005年 同行 三田通法人営業部長 2007年 同行 投融資企画部長 2010年 同行 常任監査役 2012年 さくらカード(株) 代表取締役社長 2015年 当社 常勤監査役 (現在) ソニー生命保険(株) 監査役 (現在) ソニー損害保険(株) 監査役 (現在) ソニー銀行(株) 監査役 (現在)</p>	<p>金融機関での長年にわたる業務経験を有し、また常任監査役を務めていたため</p>
	<p>牧山 嘉道</p>  <p>1990年 弁護士登録、尚和法律事務所 (現 ジョーンズ・デイ法律事務所) 入所 1995年 三井安田法律事務所 入所 1999年 米国ニューヨーク州弁護士登録 2000年 マイクロソフト・アジア・リミテッド 入社 2004年 弁理士登録 2006年 TMI総合法律事務所 入所 2013年 北村・牧山法律事務所 パートナー 2015年 当社 監査役 (現在) 2018年 リップル法律事務所 パートナー (現在)</p>	<p>弁護士、米国ニューヨーク州弁護士および弁理士の資格を有し、また情報セキュリティやコンプライアンスなど多くの分野に関する高い見識と、国内外における幅広い業務経験を有しているため</p>

コーポレートガバナンスの考え方

コーポレートガバナンス基本方針

SFHは、グループのさまざまな経営資源を有効活用し、「ビジョン」と「理念」を実現していくことで、すべてのステークホルダーの期待・信頼に応え、グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ります。また、金融持株会社として、金融事業が持つ高い公共性を意識し、グループの経営の健全性・適切性の確保を重視したガバナンス体制を構築します。さらに、SFHは、ソニー(株)を親会社とする上場子会社であるため、親会社からの経営の独立性を確保するとともに、透明性の高い経営に努めます。

- ▶ 巻頭プロフィール「ビジョン」、「理念」
- ▶ SFHウェブサイト「コーポレートガバナンス基本方針」、「コーポレートガバナンス報告書」
<https://www.sonyfh.co.jp/ja/company/governance.html>

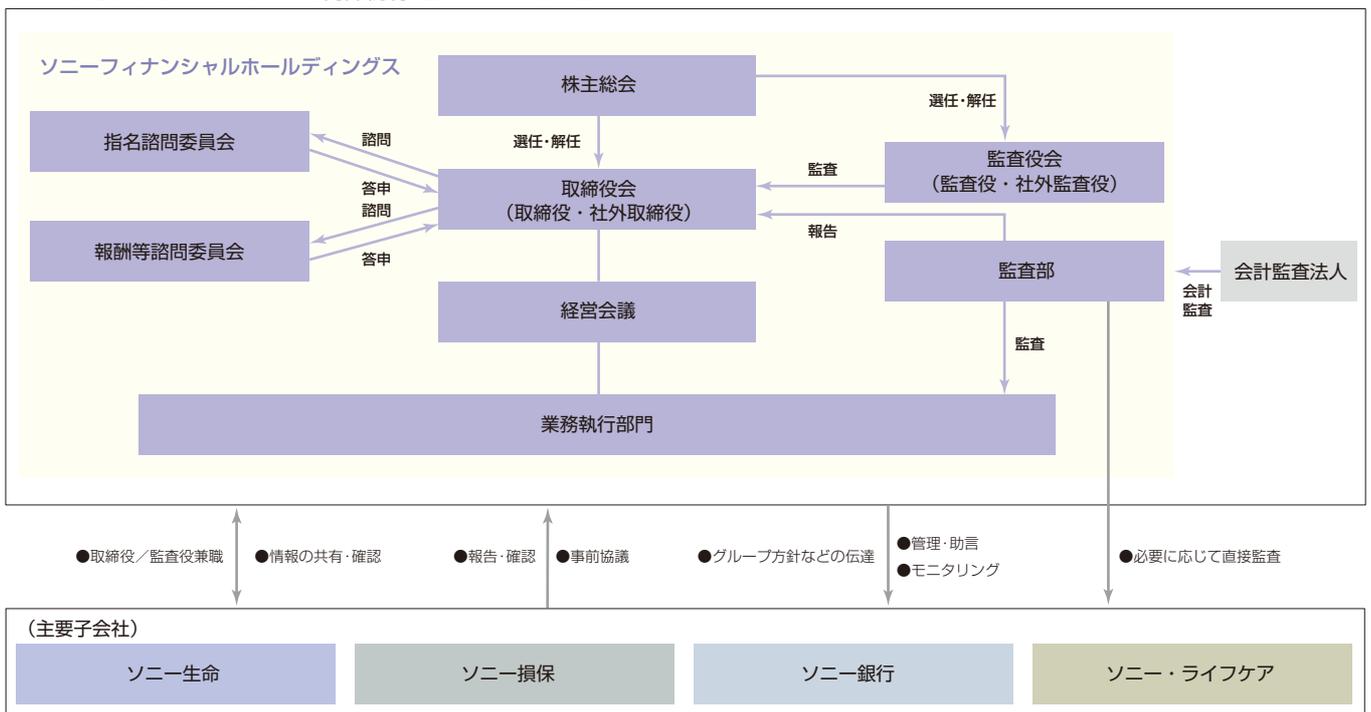
内部統制システムの構築

SFHは、グループの業務の適正性を確保するために、会社法および同法施行規則に基づいた「内部統制システム構築の基本方針」を定め、同方針に基づいて内部統制システムを構築し、運用しています。

また、SFHは、財務報告にかかわる内部統制の強化を目的に、金融商品取引法に基づく「内部統制報告制度」を導入しています。SFHは、上場会社として適正な財務情報の開示を行うために、必要となる組織体制および運用ルールを構築し、運用しています。

- ▶ SFHウェブサイト「ガバナンスの考え方」
<https://www.sonyfh.co.jp/ja/company/governance.html>

ソニーフィナンシャルグループの内部統制 (2018年7月1日現在)



経営態勢について

コーポレートガバナンス体制一覧 (2018年7月1日現在)

機関設計の形態	取締役会、監査役会設置会社
取締役の人数	10名(うち社外取締役3名)
監査役の数	3名(うち社外監査役2名)
取締役の任期	1年
独立役員の数	5名
報酬決定における社外取締役の関与	有
業績連動報酬制度	有
取締役会の2018年3月期の開催回数	16回
取締役会の諮問機関	指名諮問委員会、報酬等諮問委員会

▶ SFHウェブサイト「経営態勢」<https://www.sonyfh.co.jp/ja/company/management.html>

取締役会について (2018年7月1日現在)

SFHは純粋持株会社であるため、SFH単体の経営のみならず、グループ経営の推進、グループ・ガバナンスの確立という目的に沿って、取締役会を構成しています。現在の取締役会メンバー10名のうち、グループ子会社の代表取締役3名は、グループ全体の効率的な事業運営に資するべく、SFHの取締役(非常勤)を兼任しています。

また、ソニーフィナンシャルグループの経営に対する総合的な助言を得るために、グループ外からも取締役を招聘しており、1名は親会社であるソニー(株)の執行役を兼任しています。社外の知見を取り入れ、グループ・ガバナンスの実効性を高めるため、2018年6月より社外取締役を1名増員して計3名の社外取締役を選任し、その社外取締役を(株)東京証券取引所が一般株主保護のために確保を義務づけている「独立役員」に指定しています。

グループ子会社における取締役会については、グループ戦略の実効性を高めることと、各社の健全な事業経営の管理を目的に、SFHの代表取締役1名および業務執行取締役2名が、グループ子会社の取締役を兼任しています。

2018年3月期の社外取締役・社外監査役の取締役会・監査役会への出席状況

	氏名	取締役会	監査役会
社外取締役	山本 功	16回 すべてに出席	—
	国谷 史朗	16回中、 14回に出席	—
社外監査役	早瀬 保行	16回 すべてに出席	12回 すべてに出席
	牧山 嘉道	16回中、 14回に出席	12回 すべてに出席

監査役監査、内部監査、会計監査について (2018年7月1日現在)

監査役監査

SFHの監査役会は監査役3名から構成されており、うち2名は社外監査役であり、(株)東京証券取引所の定める「独立役員」に指定しています。監査役は、監査役会で策定された監査の方針や計画などに基づき、取締役会その他重要な会議への出席、会社の業務および財産の状況の調査などを行うと同時に、会計監査人および内部監査部門などから報告を受けるなど緊密な連携をとり、取締役の職務の執行を監査しています。

内部監査

SFHは内部監査部門として監査部を設置しています。監査部は、独立的かつ客観的な立場から内部監査を実施し、業務の適切性やリスク対応状況などを確認・評価しています。また、グループ会社の内部監査および外部監査の結果をモニタリングし、必要に応じて助言や提案を行っています。監査部は、定期的に担当役員および取締役会にモニタリングの結果を報告し、必要な場合には法令等に抵触しない範囲で、グループ会社に対して直接監査・共同監査を実施しています。さらに、監査部は、監査役および会計監査人などの外部監査人と適宜連携を図っています。

会計監査

SFHの会計監査業務を執行した公認会計士の所属および監査業務にかかわる補助者の構成は、以下のとおりです。

所属する監査法人名	PwCあらた有限責任監査法人
会計監査業務にかかわる補助者の構成*	公認会計士 8名 その他 4名

* 2018年3月期

経営態勢について

指名諮問委員会・報酬等諮問委員会について

(2018年7月1日現在)

SFHは、決定プロセスの透明性・客観性を確保するため、取締役会の諮問機関として2つの委員会を設置しています。

「指名諮問委員会」は、SFHの取締役、監査役およびグループ各社社長の選解任、SFHおよびグループ各社社長の後継者の育成計画などについて、審議・答申します。

「報酬等諮問委員会」は、株主総会に付議するSFHの取締役およびグループ会社の代表取締役の報酬等の方針ならびに総額、株主総会決議の範囲内で個々の取締役およびグループ会社の代表取締役に支給される報酬等について、審議・答申します。

両委員会は、審議においてより客観的かつ多面的な視野からの意見を反映するため、構成メンバーの半数以上を社外取締役

としています。なお、「報酬等諮問委員会」の各委員は、当該委員の報酬が審議される場合は決議に加わらないこととしています。

諮問機関	構成メンバー	
指名諮問委員会	社外取締役	山本 功 (議長)
	社外取締役	国谷 史朗
	代表取締役社長	石井 茂
	取締役	神戸 司郎
報酬等諮問委員会	社外取締役	国谷 史朗 (議長)
	社外取締役	山本 功
	代表取締役社長	石井 茂

▶ P60 社外取締役対談

取締役会の実効性評価

SFHでは、「コーポレートガバナンス基本方針」において、取締役会は、少なくとも年1回、取締役会の意思決定および監督の実効性や、取締役会の会議運営等に関して、自己評価などにより取締役会の評価を実施することとしています。

評価プロセス

2018年3月期においては、昨年度に引き続き、独立した第三者の評価会社により、すべての取締役および監査役に対するアンケート形式の実効性評価を実施しました。

主なアンケート内容

- 取締役会の構成と運営
- 経営戦略と事業戦略
- 企業倫理とリスク管理
- 経営陣の評価と報酬
- 組織・事業再編関連
- 株主等との対話
- 自己評価

など、多岐にわたる項目についての点数評価、および全設問について、その理由やコメントの記述式とし、また、昨年の実効性評価で課題となった事項への対応についても評価を行いました。

評価結果の概要

- 第三者の評価会社による評価結果の概要は以下のとおりです。
- 昨年度までに引き続き、全般的に高い実効性が確保されている。
 - 全メンバーが積極的に議事運営に貢献するなど、自由闊達な雰囲気があり、また、議長が適切なリーダーシップを発揮し、適切に意思決定・監督がなされている。
 - グループの主要なリスクおよびその状況について、適切に情報提供がされ、必要な議論ができています。

- 取締役会の人員規模は、グループの事業規模・分野に対して適正である。
- 報酬等諮問委員会、指名諮問委員会のメンバー構成は適当である。
- 取締役会の開催頻度、時間配分は適当であり、かつ、議事録は議論の内容や審議の結果が過不足なく反映できている。

一方、昨年の実効性評価で挙げられた課題（グループ全体の中長期的な課題や戦略の継続した議論、グループの経営・事業に関連する勉強会・研修会の機会）については、さまざまな改善が図られてはいるものの以下の意見が得られました。

- グループ全体最適の視点や過去の教訓も踏まえ、グループ成長戦略に係る継続的な議論が必要である。
- グループの経営や事業に関する勉強会、研修会の機会のさらなる充実を図る必要がある。
- お客さま本位の業務運営のさらなる徹底のため、コンプライアンス・リスク管理体制、およびモニタリングのさらなる強化が必要である。
- 経営層向けのインセンティブ報酬制度について、譲渡制限付株式報酬制度を新たに導入するなど拡充されてはいるが、対象範囲の拡大や割合変更等につき引き続き検討してほしい。

評価結果を踏まえた今後の課題および対応

SFH取締役会としては、上記評価結果を受け、現時点において実効性が十分確保されていると判断していますが、グループ成長戦略に係る継続的な議論、グループ経営・事業に関連する理解度のさらなる向上および、コンプライアンスおよびモニタリングなどの体制強化など、より一層の実効性の向上に努めます。

社外取締役および社外監査役の独立性に関する判断基準

SFHでは「役員候補者の選定に係る基本方針」*を定め、社外取締役および社外監査役の独立性基準を規定しています。

その基準は、(1)会社法の社外性要件および(株)東京証券取引所の定める独立役員としての基準を満たしており、(2)就任前の3年間および現在において、SFHおよびグループ各社と特別の利害関係がなく、(3)就任前の3年間および現在においてSFHの親会社または兄弟会社の業務執行者でないこと、(4)上記(2)、(3)の要件を満たさない人物の配偶者または2親等内の親族でないこととしています。

SFHは、独立性の高い社外取締役および社外監査役を選任することにより、経営の透明性確保と監視機能の強化を図っています。

*「役員候補者の選定に係る基本方針」の内容は、SFHのウェブサイトをご覧ください。

1. 業務執行取締役

基本方針	●業務執行を担う優秀な人材を確保することとともに、当社グループ全体の業績および企業価値向上に対するインセンティブとして有効に機能させることを目的に固定部分、業績連動部分、中長期インセンティブ部分のバランスを勘案する。
報酬	●役位に応じた固定部分、当社グループ全体の業績および職務に応じた業績連動部分、株式報酬による中長期インセンティブ部分で構成する。 ●業績連動部分は当社グループ全体の経営目標の達成状況と職務の遂行状況等により基準額に対して0%から200%の範囲で変動する。 ●中長期インセンティブ部分は、譲渡制限付株式報酬と株式報酬型ストック・オプションによるものとし、株式報酬型ストック・オプションは、年額報酬の20%相当を目安に支給する。
水準	●優秀な経営人材を確保するために、相応しい報酬水準とする。具体的決定にあたっては第三者による企業経営者の報酬に関する調査結果等を勘案する。

2. 社外取締役

基本方針	●主な職務が、業務執行取締役による職務執行の監督および監視をもって経営の透明性・客観性を高めることにあることから、報酬は優秀な人材を確保することとともに、その監督・監視機能を有効に機能させることを目的として固定報酬とする。
報酬	●役割に応じた固定額とする。
水準	●優秀な経営人材を確保するために、相応しい報酬水準とする。具体的決定にあたっては第三者による企業経営者の報酬に関する調査結果等を勘案する。

取締役・監査役の報酬等の決定について

SFHは「取締役の報酬等の決定に関する方針」、「監査役の報酬等の決定に関する方針」を定めています。また、SFHは、「報酬等諮問委員会規則」を定め、審議機関として「報酬等諮問委員会」(P66)を設けています。取締役の個別報酬等については、報酬等諮問委員会の答申を受け、取締役会の決議により決定します。社外取締役を除き、業務執行を行わない取締役に対しては、報酬を支給しません。監査役の個別報酬等については、株主総会で定められた限度額の範囲内で、監査役の協議により決定します。

3. 監査役

基本方針	●主な職務が、業務監査および会計監査を行うことで会社経営の透明性・客観性を確保することであることから、報酬は優秀な人材を確保することとともに、その監査機能を有効に機能させることを目的として、固定報酬とする。
報酬	●常勤監査役・非常勤監査役の役割に応じた固定額とする。
水準	●優秀な人材を確保するために、相応しい報酬水準とする。具体的決定にあたっては、第三者による監査役の報酬等に関する調査結果等を勘案し、監査役の協議により決定する。

●2018年3月期の取締役・監査役報酬等

2018年3月期のSFH取締役・監査役に対する報酬等の内容は、以下のとおりです。

	対象となる役員の数(人)	役員報酬等の総額(百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)		
			基本報酬	ストック・オプション	譲渡制限付株式報酬
取締役(社内)	5	211	166	40	5
取締役(社外)	2	20	20	—	—
監査役(社内)	—	—	—	—	—
監査役(社外)	2	31	31	—	—
計	9	262	217	40	5

(注) 1. 報酬等とは、報酬、賞与其他その職務執行の対価として会社から受ける財産上の利益をいいます。

2. 報酬等の種類とは、基本報酬、ストック・オプション、譲渡制限付株式報酬賞および退職慰労金等をいいます。なお、SFHにおいては、役員に対する報酬として賞与の支給は2018年3月期まで行っていません。

経営態勢について

報酬等に関する事項について

以下は、平成24年（2012年）3月29日金融庁告示第21号（銀行法施行規則第19条の2第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、銀行等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件）に従い記載しています。

1. 対象役員及び対象従業員等の報酬等の決定及び報酬等の支払その他の報酬等に関する業務執行の監督を行う委員会その他の主要な機関等の名称、構成及び職務に関する事項

SFHでは、「報酬等諮問委員会」を設けています（P66参照）。2018年3月期において、「報酬等諮問委員会」は、3名の取締役によって構成されました。構成員には、社外取締役2名が含まれており、「報酬等諮問委員会」が業務執行部門に対して監視・牽制機能を発揮するための措置がとられています。

「報酬等諮問委員会」は、必要の都度、SFHおよび子会社の取締役会から諮問を受け、審議結果をそれぞれの取締役会に答申しています。

2. 対象役員及び対象従業員等の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項

対象役員の報酬等の決定に関する方針および適用範囲については、P67をご覧ください。

「報酬等諮問委員会」では、報酬等の全体の水準が、ソニーフィナンシャルグループの財務の健全性の現状および将来の見通しと整合的であり、将来の自己資本の充分性に重要な影響を及ぼさないことを確認しています。加えて、報酬体系の運用状況の監視を通じ、報酬額が短期的な収益獲得に過度に連動し、過度の成果主義を反映するといった問題が生じていないことなどについても確認しています。

3. 対象役員及び対象従業員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象従業員等の報酬等と業績の連動に関する事項

これらについては、連結業績指標の目標に対する達成状況や財務の健全性などを総合的に勘案したうえで決定されています。

詳細は、P67をご覧ください。

4. 対象役員及び対象従業員等の報酬等の種類、支払総額及び支払方法に関する事項

SFHの役員に対する報酬等には、基本報酬、譲渡制限付株式報酬および株式報酬型ストック・オプションがあります。

固定部分・業績連動部分の両方により構成される基本報酬は現金により支給しています。譲渡制限付株式報酬は、譲渡制限期間を3～5年とした普通株式を交付することとしています。株式報酬型ストック・オプションは、新株予約権を割り当てる方式で付与しています。

報酬等の種類、支払総額および対象となる役員の数については、P67をご覧ください。

5. 前各号に掲げるもののほか、報酬等の体系に関し参考となるべき事項

SFHでは、「対象従業員等」の該当者はいません。「対象従業員等」の範囲については以下のとおりです。

(1)「主要な連結子法人等」の範囲について

主要な連結子法人等の範囲は、ソニー銀行、ソニーペイメントサービス、SmartLink Network Hong Kong、ソニー・ライフケア、ライフケアデザイン、およびプライブライフです。

(2)「高額の報酬等を受ける者」の範囲について

SFHでは、対象役員のうち、従業員を兼務しており、従業員として賃金を支給されている者はいません。

SFHまたは主要な連結子法人等から対象役員が1年間に受領する報酬等の平均額を上回る報酬等を受ける者を、「高額の報酬等を受ける者」として選定しています。平均額の算出には、業務執行取締役の想定年間報酬を使用しています。期中退任した業務執行取締役については、期中退任しなかったと仮定した場合に1年間に受領する報酬等を算定しています。この基準によると、2018年3月期においては該当者はいません。

親会社ソニー(株)との関係について

(2018年7月1日現在)

「コーポレートガバナンス基本方針」(P64)に記載のとおり、SFHは、ソニー(株)を親会社とする上場子会社であるため、親会社からの経営の独立性を確保するとともに、透明性の高い経営に努めます。

資本関係

SFHは、2004年4月にソニー(株)からの会社分割により設立した金融持株会社です。2007年10月にSFH株式を東京証券取引所市場第一部へ上場したこととともなう国内外における株式の募集および売出し、ならびにその後のソニー(株)によるSFH株式の追加取得により、2018年3月31日現在、ソニー(株)のSFHへの出資比率は63%となっています。この資本関係により、SFHの取締役、監査役の選任・解任や合併などの組織再編、重要な資産・事業の譲渡、定款の変更および剰余金の配当など、株主の承認が必要となるすべての事項に関して、他の株主の意向や利害にかかわらず、ソニー(株)の影響を受ける可能性があります。

人的関係

ソニーフィナンシャルグループでは、経営に対する総合的な助言を得るため、および監査体制を強化するために、ソニーフィナンシャルグループ外からも役員を招聘していますが、うちSFH取締役1名、監査役1名は、ソニーグループの役員、従業員を兼務しています。また、SFHはソニー(株)から従業員として出向者7名を受け入れています。兼任役員の場合はソニーフィナンシャルグループからの要請に基づくものであることから、兼任役員は独自の経営判断を行える状況にあると考えています。なお、SFHは、親会社からの独立性を一層高める観点から、ソニーグループと特別の関係のない社外取締役3名を選任し、(株)東京証券取引所の定める独立役員に指定しています。

事業活動における独立性の確保

ソニーフィナンシャルグループは、ソニーグループの金融以外の事業とは事業上の関連性が薄いこと、金融庁の監督下にある認可事業として保険業法および銀行法などに基づき事業を行っていることなどから、経営・事業活動においてソニーグループから一定の独立性が確保されていると認識しています。

また、ソニー(株)はSFHの主要株主としての認可を金融庁より取得しており、SFHの経営理念を尊重すべきであることを十分に認識しています。

「ソニー」の商号・商標使用

SFHおよびソニーフィナンシャルグループ各社は、ソニー(株)との間で商号・商標使用許諾契約を締結しており、これに基づき「ソニー」の名称を使用することを許諾されています。ただし、これらの契約においては、SFHに対するソニー(株)の保有議決権割合が半数以下になること、ソニーフィナンシャルグループ各社に対するSFHの保有議決権割合が減少することなどが、ソニー(株)による上記契約の解除権の発生要件となっています。また、これらの契約に基づき、ソニーフィナンシャルグループ各社は、ソニー(株)に対しブランドロイヤリティを支払っています。2018年3月期の支払金額は2,460百万円で、その金額規模はソニーフィナンシャルグループの経営基盤に重大な影響を及ぼすものではありません。

ソニーフィナンシャルグループはその商号・商標の使用において、ブランド認知度の向上、信頼度の向上および社員の意識高揚などのメリットがあると考えます。

ソニー(株)との取引等

SFHは、ソニー(株)を親会社とする上場子会社であるため、少数株主の権利保護について「支配株主との取引等を行う際ににおける少数株主の保護の方策に関する指針」を定めています。

ソニー(株)(支配株主)との取引等を行う際ににおける少数株主の保護の方策に関する指針

ソニーフィナンシャルグループは、ソニーグループと協力関係を保ちながら事業展開する方針ですが、一方で独自の経営方針および経営戦略に基づいて独立した活動を展開しており、事業分野が異なることから、一定の独立性が確保されていると考えています。

親会社であるソニー(株)(支配株主)との取引等を行う際は、当該取引等の必要性および当該取引等の条件が第三者との通常の取引の条件と著しく相違しないことを十分に確認するものとしています。

履行状況

SFHは、ソニー(株)との取引などについて、当該取引などの必要性および条件が第三者との通常の取引の条件と著しく相違しないことを確認しています。

(注) SFHは、(株)東京証券取引所の規程に基づき、「支配株主に関する事項について」を作成し、開示しております。これらの資料は、(株)東京証券取引所およびSFHのウェブサイトをご覧ください。

コンプライアンス連絡会議

SFHとグループ各社間の事前協議やコンプライアンス推進状況等についての情報交換等を目的に、「コンプライアンス連絡会議」を定期的を開催しています。メンバーは、議題に応じ、SFH・グループ各社の担当役員、部長、担当者により構成されています。また重要な討議結果は、取締役会等に報告されています。

社内通報制度

SFHおよびグループ各社の役員、社員、派遣社員および協力会社の従業員は、会社の方針、事業活動その他の行為が、法令等に違反している（あるいは違反のおそれがある）と確信する場合、SFHおよびグループ会社に設置されている通報窓口か、ソニーグループの窓口を選択して通報することができます。2018年3月期、SFHおよびグループ各社の通報窓口において受けた通報は合計約40件であり、職場環境、組織運営、および業務遂行に関する通報が中心となっております。SFHでは、情報提供者を保護するための適切な措置を講じ、報告された情報を厳重に管理したうえで所要の対応を行っています。

インサイダー取引防止

SFHは「ソニーフィナンシャルグループ インサイダー取引等防止基本方針」を定め、これに基づきSFHおよびグループ各社はインサイダー取引の未然防止に資する態勢を構築しています。

また、SFHは、グループ各社の態勢構築が十分になされ、インサイダー取引防止に関し、有効に機能しているかどうかをモニタリングし、必要に応じて適切な措置を講じます。

個人情報保護の取組み

SFHは、個人情報の取扱いに関し、利用目的の範囲内での個人情報の取得・利用等の方針を定めた「プライバシーポリシー」および具体的な安全管理措置を定めた「個人情報の保護等に関する規則」を制定しています。また、グループ各社の各種安全管理措置の状況などをモニタリングしています。

SFHおよびグループ各社では、「プライバシーポリシー」の制定・改正、個人情報保護推進組織や責任者の設置、規則・規程・マニュアルの整備、個人情報保護および情報セキュリティに関する研修などを実施しています。これにより、お預かりした個人情報を正確・最新の内容に保つよう努めるとともに、目的外利用、不正なアクセス、漏えい、改ざん、滅失、き損などを防止し、個人情報の保護に努めています。

▶ SFHウェブサイト「プライバシーポリシー」

https://www.sonyfh.co.jp/ja/notice/privacy_policy/

反社会的勢力排除に向けた取組み

SFHは、反社会的勢力の排除に向けて、「反社会的勢力排除に関するグループ基本方針」を定め、SFHおよびグループ各社において反社会的勢力対応部署の設置および不当要求防止責任者の任命や、外部専門機関との連携による反社会的勢力の情報収集など、態勢を整備するとともに、グループ一体となって反社会的勢力排除に向けた取組みを行っています。

▶ SFHウェブサイト「反社会的勢力排除に関するグループ基本方針」

<https://www.sonyfh.co.jp/ja/company/compliance.html>

利益相反管理方針（概要）

SFHは、その傘下のグループ会社において、お客さまの利益が不当に害されることのないよう「利益相反管理方針」を定めています。当社コンプライアンス部担当役員は、利益相反管理統括責任者として、当社グループ会社からの報告やお客さまからの苦情等に基づき必要と判断したときは、当社グループ会社に対し、次のとおり必要な措置を講じるよう求めます。

- 利益相反を発生させる可能性のある部門間の情報遮断
- 対象取引の中止または取引条件もしくは方法の変更
- 利益相反事実またはそのおそれがあることのお客さまへの開示
- その他、必要と判断する措置

また、SFHでは、対象取引の特定に係る記録やお客さまの保護を適正に確保するための措置に係る記録を5年間保存しています。

▶ SFHウェブサイト「利益相反管理方針の概要」

https://www.sonyfh.co.jp/ja/company/data/conflicts_of_interest_policy.pdf

リスク管理

SFHは、金融持株会社としてグループ各社の経営資源を集結することで、グループ全体のリスク管理態勢をより強化し、統合的なリスク管理を行っています。SFHでは「グループリスク管理の基本方針」を定め、グループの経営方針および戦略目標に即したリスク管理態勢を構築しています。また、各業態およびリスク種別によって異なる特性に応じたリスク管理を行うことにより、グループの事業価値向上を図っています。

▶ SFHウェブサイト「リスク管理」https://www.sonyfh.co.jp/ja/company/risk_management.html

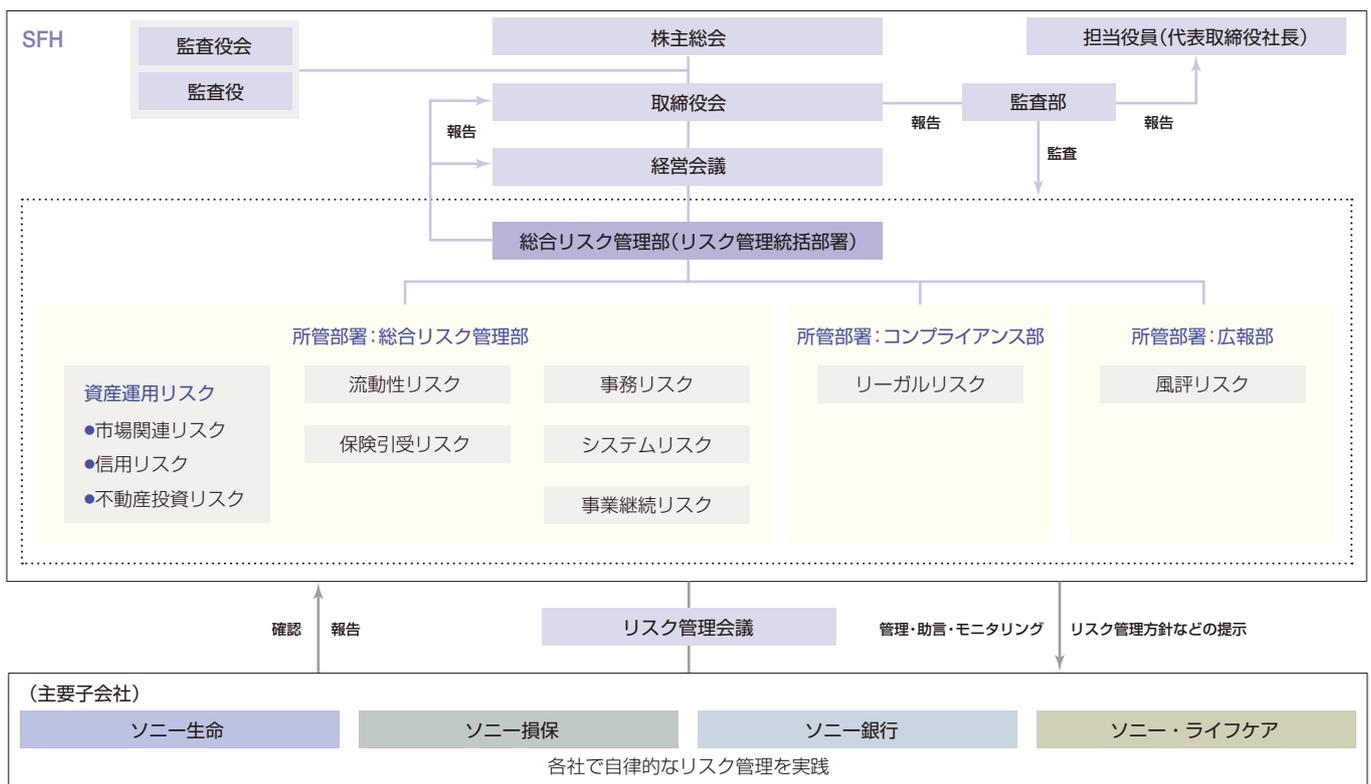
SFHおよびグループ各社のリスク管理態勢

SFHでは、「リスク管理基本規則」を制定し、役員・従業員ならびにグループ会社に周知徹底を図り、グループ各社のリスクの所在および種類を把握し、各種リスクを適切に管理する態勢を整備しています。SFHのリスク管理統括部署は、各社のリスク管理部門などと連携して、モニタリングやリスク管理会議

の開催などを通じて、グループのリスク管理状況を把握し、取締役会および経営会議に定期的な報告を行っています。

グループ各社においては、会社の規模、特性および業務内容に応じてリスクの種類ならびに定義を最適化し、リスク管理態勢を構築し、各リスクについての評価、モニタリング、その他管理などを自律的に行っています。

ソニーフィナンシャルグループのリスク管理態勢（2018年7月1日現在）



管理すべきリスクの種類と定義

種類	定義
市場関連リスク	金利、有価証券などの価格、為替などのさまざまな市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産・負債（オフバランスを含む）の価値が変動し、グループが損失を被るリスク
信用リスク	信用供与先（法人・個人など）の財務状況などの悪化などにより、資産・負債（オフバランスを含む）の価値が減少ないし消失し、グループが損失を被るリスク
不動産投資リスク	賃貸料などの変動などを要因として不動産にかかわる収益が減少する、または市況の変化などを要因として不動産価格自体が減少し、グループが損失を被るリスク
流動性リスク	以下の内容により、グループが損失を被るリスク <ul style="list-style-type: none"> ●資金繰りリスク： 決済日に必要な資金が確保できなくなり、資金決済が履行できなくなるリスクや、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク ●市場流動性リスク： 市場の混乱などにより市場において取引ができなくなり、グループが保有するポジションを解消することが不可能となるリスクや、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク
保険引受リスク	経済情勢や保険事故の発生率が保険料設定時の予測に反して変動することにより、グループが損失を被るリスク
事務リスク	事務管理上の不具合に関連して生じる過失・不正・トラブルなどによって、グループが有形無形の損失を被るリスク
システムリスク	システムに関連して生じるトラブル・損壊・不正利用・情報流出などによって、グループが有形無形の損失を被るリスク
リーガルリスク	法令などに抵触する手段・方法による業務遂行その他不適切な業務遂行によりグループが被るリスク、ならびに訴訟などが提起されることおよび各種権利侵害を受けることなどによりグループが被るリスク
風評リスク	社会倫理に反する行為、不公正な取引、不適切な情報開示などに基づき市場や顧客の間における会社の評判が悪化することにより、グループが有形無形の損失を被るリスク
事業継続リスク	財務内容の悪化、流動性問題、システムトラブル、不祥事件、災害・事故など不測の事態（危機）が発生し、グループの事業継続が困難になるリスク

*リスクの種類・定義は、環境の変化などに応じてリスク管理所管部署が適宜見直しを行い、必要に応じて追加などを行います。

危機管理体制

SFHは、SFHおよびグループ各社が災害やシステム障害などにより事業の継続的遂行が困難な事態に陥った際に備えて、グループにおける包括的な行動方針として「コンティンジェンシー・プラン」を定めています。また、グループ各社は、それぞれの業容および事業内容に即した規程やマニュアルなどを整備し、通常の事業継続が困難となるおそれがある場合にはSFHに報告する体制をとっています。SFHでは、報告された状況が、リスク管理基本規則などに定めたリスク管理体制下での対応では困難であると判断した場合、代表取締役社長を本部長とするコンティンジェンシー対策本部を設置し、全業務の本格復旧に向けた事業継続策を遂行することを定めています。

グループERMの枠組み導入

ソニーフィナンシャルグループでは、2017年3月期よりグループERMの枠組みを導入しました。

▶ P20 ビジョンと戦略 ソニーフィナンシャルグループ

株主・投資家との対話

SFHでは、株主・投資家の皆さまと建設的な対話を行うため、「IRポリシー」を定め、IR活動を統括する役員を選任の上、IR担当部署を設置しています。IR担当部署では、当社の業務執行部門およびグループ各社と適切な情報連携を図り、株主・投資家に向けて適時・正確・公平に企業情報の開示を行うとともに、対話の充実を図っています。

SFHでは、多様な形式での説明会や個別ミーティングを実施し、社長をはじめとする経営陣幹部が中心となって対応しています。また、各種IRツール（ウェブサイト、アニュアルレポートなど）の開示情報の充実にも努めています。

さらに、株主・投資家との対話で得られた要望や評価などは、定期的に経営陣幹部へフィードバックし、経営の改善や活用につなげるよう努めています。

▶ SFHウェブサイト「IRポリシー」 https://www.sonyfh.co.jp/ja/financial_info/ir_policy.html

2018年3月期における取組み

SFHでは、機関投資家・アナリスト向けに、SFHおよびグループ各社の経営トップマネジメントが参加する経営方針説明会を開催しました。また、SFHの経営トップマネジメントが、国内に加え、英国、米国、香港、シンガポールを訪問し、機関投資家・アナリストと個別ミーティングを実施したほか、2017年11月にはガバナンスをテーマに、国内機関投資家向けに社外取締役とのスモールミーティングを実施しました。

また、IRウェブサイトは、複数のランキング調査において高い評価を受けました。



2018年5月 国内機関投資家・アナリスト向け経営方針説明会



IR活動実績

決算説明会（国内機関投資家・アナリスト向け電話会議）	4回
経営方針説明会	1回
機関投資家・アナリスト個別ミーティング	約190件
海外IR（英国、米国、香港、シンガポール）	計4回
個人投資家向け説明会	9回
事業説明会（国内機関投資家・アナリスト向けスモールミーティング）	2回

議決権行使にかかわる環境整備について

SFHは、株主総会の活性化および議決権行使の円滑化に向けた環境整備の一環として、次の取組みを行っています。

- 株主総会招集通知の早期発送
- 株主総会開催日の分散（他社の株主総会集中日を避けて開催）
- 議決権電子行使プラットフォームの利用
- 株主総会招集通知の一部英訳
- SFHのウェブサイトの活用（株主総会招集通知、議決権行使結果）

年間IRスケジュール



ソニーフィナンシャルグループのCSR

ソニーフィナンシャルグループは、健全かつ自らの事業特性を活かした責任ある事業の遂行を通じて社会の持続的発展に貢献することを企業活動の根幹と考えています。高い倫理観と使命感を持ち、常にお客さま目線で考え、真のニーズをとらえた金融サービスを提供することを通じ、継続的に企業価値向上を図り、最も信頼される金融グループになることを目指しています。

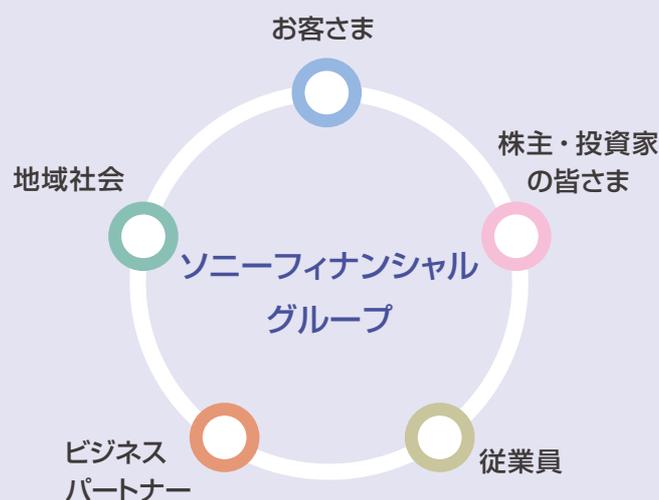
また、ソニーフィナンシャルグループでは、「CSR基本方針」を定めて、グループ各社は事業活動を通じてさまざまな活動を主体的に展開する体制をとっています。当社の各責任部門においては、グループ各社との情報交換を通じて各社の活動のモニタリングを行っています。

CSR基本方針

ソニーフィナンシャルグループは、金融サービス事業に特段の公共性が求められることを自覚し、高い倫理観と使命感を持って当社グループのビジョンを実現することを通じて、社会に貢献することを目指しています。

1. 企業の社会に対する責任の基本は、健全な事業活動を通じて経済の発展に貢献することとの認識に立ち、付加価値の高い商品と質の高いサービスを提供することによって、その責任を果たします。
2. お客さま、株主、社員、ビジネスパートナー、地域社会など当社グループのステークホルダーとのつながりを大切にし、各々に与える影響に配慮して経営上の意思決定を行います。
3. 事業を推進するにあたり、法令・社内規則・方針等を遵守します。
4. あらゆる人々の人権を尊重し、雇用・労働の健全性を確保します。
5. 持続可能な社会の実現に向け、事業活動のあらゆる面において地球環境の保全に配慮して行動します。
6. 当社グループのステークホルダーから信頼と支持を得られるよう、適時適切な情報開示を行います。

ソニーフィナンシャルグループのステークホルダー



スチュワードシップ・コード

ソニー生命は、機関投資家として、「責任ある機関投資家」の諸原則「日本版スチュワードシップ・コード」の受け入れを表明しています。

※日本版スチュワードシップ・コードに対するソニー生命の基本的な考え方および議決権行使については、ソニー生命のウェブサイトをご覧ください。
(<http://www.sonylife.co.jp/company/management/jsc/>)

ステークホルダーとのコミュニケーション

○お客さまとともに—お客さまの声を活かす取組み—

グループ各社においては、日々さまざまな場面で寄せられるお客さまの声を顧客満足・品質向上の推進担当部門にて集約・分析し、経営陣に報告するとともに、業務改善および商品・サービスの充実のための提言を行う態勢を構築しています。このような態勢のもと、外部機関やメディアによる顧客満足度調査において、生命保険、損害保険、銀行の3事業ともに高い評価を得ています。また、お客さまにより一層ご満足いただけるよう、商品・サービスの質の向上に取り組んでいます。

●ソニー生命

毎年1回、郵送による「お客さまアンケート」を実施しており、2018年3月期は6,551名のご契約者さまから貴重なご意見をいただきました。また、ライフプランナーチャンネルのご契約者さまを対象に、担当ライフプランナーのサービスに対するお客さまの満足度を伺っており、サービス品質のさらなる向上に努めています。

いただいたお客さまの声については、分析し、課題などを探求のうえ、社内各部門に連携し、サービスの改善に取り組んでいます。

『診断書代行取得サービス』の開始

保険金・給付金をご請求いただく際には、通常お客さまに医療機関で診断書を取得いただく必要がありますが、体調などの問題により医療機関を訪問することができず、診断書を取得できないお客さまは保険金・給付金の請求を長期間できないケースなどがありました。このような状況を受け、「要介護」または「身体障がい」の認定を受けたお客さまを対象に、保険金・給付金を請求いただく際に必要となる診断書を、ソニー生命がお客さまの代わりに取得するサービスを開始しました。これにより、お客さまの請求手続きに関するご負担を軽減することが可能となりました。

『先進医療給付金の医療機関あて直接支払サービス』の開始

先進医療の技術料は公的医療保険の対象外であるため全額自己負担となり、通常の手続きでは、高額な技術料を一時的にお客さまにご負担いただく必要がありました。このようなお客さまの一時的な経済負担を軽減し、安心して治療を受けていただくため、特に技術料が高額となる重粒子線治療と陽子線治療を対象に、ソニー生命が先進医療給付金を医療機関に直接支払うサービスを開始しました。

●ソニー損保

お客さまと直接コミュニケーションを図るダイレクト保険会社の特長を活かし、「お客様の声」を傾聴して必要に応じてサービス等の改善を図るとともに、改善の具体的な取組みについては、ウェブサイトでご報告しています。また、お客様の声対応推進部がお客さまの声を一元的に管理して月次で集計・分析を行い、四半期ごとに経営陣に報告しており、重要案件については、適時、原因の詳細報告と対策を提言し、関連部門にもフィードバック・改善指示な

どを行っています。いただいた声をもとにサービスの改善に努めるほか、お客さまにご満足いただけるようより質の高いサービスの提供を目指して日々取組みを進めたこともあり、第三者機関による満足度調査でも高い評価を得ています。

『セコム事故現場かけつけサービス』の開始

大きな不安を感じる事故直後にサポートがほしいという、自動車保険の契約を検討されているお客さまの声を受け、セコムとの提携により、すべてのお客さまに対して無料で『セコム事故現場かけつけサービス』の提供を開始しました。これにより、事故現場でお困りのお客さまの元へ、セコムの緊急対応員が24時間365日いち早くかけつけ、事故現場でお客さまをサポートし、警察への連絡、救急車やレッカーなどの手配をすることが可能になりました。本サービスを通じて、これまで以上にお客さまの事故後の不安感の低減が可能になると考えています。

▶ P44 事業概況および業績分析 損害保険事業

●ソニー銀行

お客さまの「声」を真摯に受けとめ、より良い商品・サービスを提供するため、お客さまからいただいたご意見・ご要望を施策に反映していくためのVOC (Voice of Customer) 活動を、本店営業部が中心となって展開しています。その具体的な対応状況や内容などは、ウェブサイトの「お客さまの声」コーナーでご案内しています。

住宅ローンにおけるLGBT*への新たな取組み

税制や相続など同性パートナーの方の金融行動には依然として課題も多い中、ソニー銀行では2018年4月より、同性パートナーの方と住宅ローンのペアローン**や担保提供***をご利用いただけるように対応しました。ソニー銀行はダイバーシティを尊重し、引き続きお客さまの多様な資金ニーズにお応えしていきます。

* LGBT とは、性的少数者の総称として使われる言葉で、Lesbian (レズビアン、女性同性愛者)、Gay (ゲイ、男性同性愛者)、Bisexual (バイセクシュアル、両性愛者)、Transgender (トランスジェンダー、身体的性別と性自認が一致しない人 (性同一性障害を含む)) をいいます。

** ペアローンとは、同一物件に対して複数のお借り入れ人 (債務者) がそれぞれローン契約を行う住宅ローンの形式です。

*** 担保提供とは、物件共有者のかたに持分を担保としてご提供いただくことです。

○ ビジネスパートナーとともに

ソニーフィナンシャルグループでは、金融商品・サービスの提供機関、物品・サービスの提供機関および物品・サービスの購買先や委託先、ならびに代理店の皆さまとともに、公平・公正な取引を推進し、健全な関係を築き、持続可能な社会の発展を目指します。

公正な取引

ソニーフィナンシャルグループでは、「利益相反管理方針」「反社会的勢力排除に向けた基本方針」「贈賄防止規則」を定めるとともに、行動規範に定めるあらゆる適用法令や規則を遵守し、誠実かつ倫理的に事業活動を行うことを基本とし、すべてのビジネスパートナーと公正な取引を行っています。

ソニーグループとの連携

ソニーフィナンシャルグループは、ソニーグループから一定の独立性を確保し、公平・公正かつ健全な関係を維持しています。その中で、ソニーグループの先進的な技術力を活かした連携を行うことで、質の高いサービスをお客さまに提供しています。

「パートナー(募集代理店)」との協業

ソニー生命の代理店制度(ソニー生命は同社代理店を、ビジネス上のパートナーであることはもとより、お客さまにとっては生涯のパートナーでもあることから、「パートナー」と呼んでいます)は、ライフプランナー制度と並び、欠かすことのできない重要な販売チャネルです。ソニー生命では、パートナー向けの体系的な各種教育プログラムを用意し、商品に関する研修やソニー生命がこれまで培ってきたセールスプロセスに基づくニードセルスのノウハウを提供しています。

地域に密着した質の高いサービスをお客さまへご提供するべく、全国各地のパートナーが、お客さまのパートナーとしての責任を着実に果たしています。

○ 地域社会とともに—社会貢献活動—

ソニー生命ボランティア有志の会

ソニー生命では「One Love One Trust(ひとつの愛がひとつの信頼を生む)」を合言葉に、多くの社員がボランティア活動の価値を見出して社会に貢献しており、そのような企業文化が根付いています。例えば、阪神・淡路大震災をきっかけとして発足した「ソニー生命ボランティア有志の会」や、東日本大震災の発生直後に発足した「東北復興支援の会」などが活動しています。いずれも社員一人ひとりが運営主体となり、社員の募金によって運営され、趣向を凝らした幅広い活動を行っています。

主な活動例(「ソニー生命ボランティア有志の会」による)

- 阪神・淡路大震災で被害に遭われた高齢者の方々への、継続的支援
- 「スペシャルオリンピックス日本」*への支援
- 青少年の育成支援活動として養護施設でのイベント開催
- 「リレー・フォー・ライフ」**への支援
- 東日本大震災の復興支援活動
- 熊本地震・九州北部豪雨の被災地支援活動

*「スペシャルオリンピックス日本」とは、知的障がいのある方々に日常的なスポーツトレーニングの機会を年間を通じて提供するとともに、その成果の発表の場である競技会を提供し、社会参加を応援する公益財団法人です。

**「リレー・フォー・ライフ」とは、がんと闘っている方々やその家族、そして遺族が24時間かけて競技場のトラックを周回し、がん撲滅を訴える世界的なチャリティ運動です。

ステークホルダーとのコミュニケーション

ライフプランニング授業

ソニー生命では2007年3月期より、ライフプランナーが講師となり、全国の生徒・学生を対象としたライフプランニングの体験授業を実施しています。これは、ライフプランニングを通じて、人生を計画的に生きることや、夢に向かって努力することの大切さを感じてもらうことを目的としたものです。

このプログラムは、高校の先生から「ライフプランニングを活かし、子どもたちが将来の目標を持つきっかけにしたい」というご意見をいただいたことから始まりました。授業では体験プログラムとして、これから先の長い人生における自分の夢やありたい姿を描いてもらい、描いた人生で必要となる資金などに関して講師であるライフプランナーがアドバイスをを行い、経済的な観点からライフプランを検証できるようにサポートします。

ライフプランニング授業を受けて「努力や工夫によって、夢が実現できる気がしてきた」「将来の生活や職業について、どうしたいのか考えるきっかけになった」「親が生活費や教育費をやりくりしていることを実感し、感謝の気持ちが生まれた」などの感想をいただきます。

人生とお金について考える機会を提供することで、自分らしい人生の選択ができる次世代がひとりでも多く育ってほしいと考えています。



「ライフプランニング授業」の様子

ライフプランニング授業

2018年3月期	実施校数	158校
累計 (2018年7月1日現在)	実施校数	1,222校(延べ)
	受講生徒数	129,423名

「しまじろう」病院訪問プロジェクト「いっしょに笑おう★キャラバン」

ソニー生命は、(株)ベネッセコーポレーションの幼児の教育・生活支援ブランド「こどもちゃれんじ」との共同企画として、同社のキャラクターである「しまじろう」がこども病院を訪問し応援する「いっしょに笑おう★キャラバン」を、2017年4月から実施しています。

また、お子さまが生まれてから小学校入学までに知っておきたい情報をまとめた「子育てガイド」を「こどもちゃれんじ」と共同で制作するなど、さまざまな共同取組を通して、お子さまの成長や夢を応援していきたいと考えています。

マッチングギフト制度

ソニー銀行は、社員が休日などを利用して行ったボランティア時間数に応じて、ボランティア団体に寄付を行う「マッチングギフト制度」を導入しています。また、東京都千代田区のボランティアセンターに加盟し、社員一人ひとりのボランティア活動をサポートしています。

ソニーフィナンシャルグループ寄付・支援金

主な寄付・支援先	金額
NPO法人 そらべあ基金	¥11,651,454
公益財団法人アイメイト協会およびアイメイト後援会	6,793,302
公益財団法人スペシャルオリンピックス日本	5,500,000
2018年3月期 グリーン電力およびJ-クレジット購入	3,344,565
インドネシア・スマトラ島の森林保全プロジェクト	1,432,480
公益財団法人東京フィル・ハーモニー交響楽団	1,000,000
公益財団法人ソニー教育財団	1,000,000
ハンド・イン・ハンド日本事務局	1,000,000
その他(社団法人、財団法人、学会など)	2,635,250
合計	¥34,357,051

◎ 従業員とともに一すべての社員の活躍に向けた取組み

ダイバーシティの推進

ソニーフィナンシャルグループでは、お客さまの多様な価値観やお客さまを取巻くさまざまな環境の変化に対応すること、そして人と異なる視点で新たな価値を生み出していくために、ダイバーシティの精神を重要視しています。雇用増加にともない、女性・外国人・障がい者を含む多様な人材や、育児や介護などさまざまな事情を抱える社員が増加しており、これにともないさまざまな取組みを行っています。

ワークライフバランス

ソニーフィナンシャルグループでは、仕事と生活のバランスがとれた柔軟な働き方を支援するための取組みを推進しています。

ソニー生命は、設立当初より子育てを行う社員が継続して就業できるよう法令を上回る社内制度を整備しており、「次世代を担う子どもの育成支援に積極的に取組む企業」として厚生労働大臣から認定を受けています。また、ソニー損保でもダイレクト型損害保険会社としては初めて同認定を受けています。^{*} ソニー銀行では、社員の仕事と子育ての両立支援のための行動計画を実行し、出産・育児を行う際に利用できる社会保障制度などの周知を図るため、ガイドブックを用意しています。今後も子育てと仕事の両立を通じ、子どもが健やかに生まれ育まれるための環境整備に、積極的に取り組んでいきます。

^{*}ダイレクト型損害保険会社で初めてであることは認定マーク「くるみん」取得について厚生労働省のウェブサイト公表することを了承した企業における、2012年8月29日付ソニー損保の調査によります。また、ダイレクト型損害保険会社とは、商品の販売やサービスの提供を、主に代理店等を介さずに行っている、日本国内の損害保険会社を指します。

2020年に向けた取組み

グループ各社では、2021年3月末までに下記を達成することを目指します。

ソニー生命	社員の平均残業時間	ひと月20時間未満
	男性社員の育児休業取得率	13%以上
ソニー損保	有給休暇取得率	75%以上
ソニー銀行	管理監督者の平均残業時間	ひと月30時間以内

育児休業中の社員を対象に「復職セミナー」開催

ソニー生命では、仕事と育児の両立を支援する目的で、「復職セミナー」を開催しています。育児休業中の社員は、出産後、ほとんどが職場復帰を果たしています。セミナーでは担当部門より、復職までの流れや両立支援制度について説明があるほか、復職を経験した社員を交えて意見交換を実施し、育児休業中の社員の不安を取り除き、復職をサポートしています。



復職セミナー

女性社員の活躍推進

ソニーフィナンシャルグループでは、女性社員も男性社員と同様に、今後の成長において重要な人材力だと考えています。ソニー生命の創業当時、生命保険会社各社では女性の営業職員が主流であったところに、ソニー生命ではあえて男性のライフプランナーを営業の中心に置き、生命保険・金融のプロフェッショナルとして高度な専門知識とコンサルティングに基づくニードセールスを実践して、成長してきました。しかし、時代の変化にともなうお客さまのライフスタイルの多様化に対して、幅広い解決策をご提案していくためにも、さまざまなキャリアを持った優秀な人材を求めて、女性のライフプランナーの採用を推進するとともに、活躍の場を広げていけるよう各種支援を行っています。例えば女性ライフプランナー同士の相互研鑽の推進や、仕事と育児や介護との両立を支援する制度を整備するなど、働きやすい職場づくりに注力しています。

2020年に向けた取組み

グループ各社では、2021年3月末までに女性管理職比率を下記のとおり引き上げることを目指します。

ソニー生命	女性管理職比率 ^{*1}	20%以上
	^{*1} 本社事業所管理職・係長級	
ソニー損保	女性管理職比率 ^{*2}	15%以上
	^{*2} 係長級以上	
ソニー銀行	女性管理職比率 ^{*3}	15%以上
	^{*3} 課長級以上	

ステークホルダーとのコミュニケーション

社員教育

グループ各社での研修に加え、グループ全体の事業内容の理解を促進するため、ライフプランニング研修、各社事業説明、職場見学などを含めたグループ合同の研修プログラムも実施しています。新卒採用者の入社時研修および入社2年目研修も、グループ合同で実施しています。

社員の能力開発のための制度・取組み例

SDP (Self-Development Program)	自主的に能力開発に取り組む社員に対し、集合研修や通信教育講座の受講機会を提供
マネジメントスキル啓発プログラム	管理職のマネジメント能力強化策の一環として、グループ合同で実施
社内留学制度	一定期間、他部署での就業経験が積める制度。他業務への理解、またはキャリアプラン実現のために活用可能
グローバル人材の育成	将来的な海外事業展開を見据え、アクチュアリー・の海外研修などを実施

ライフプランナー(営業社員)の教育・育成

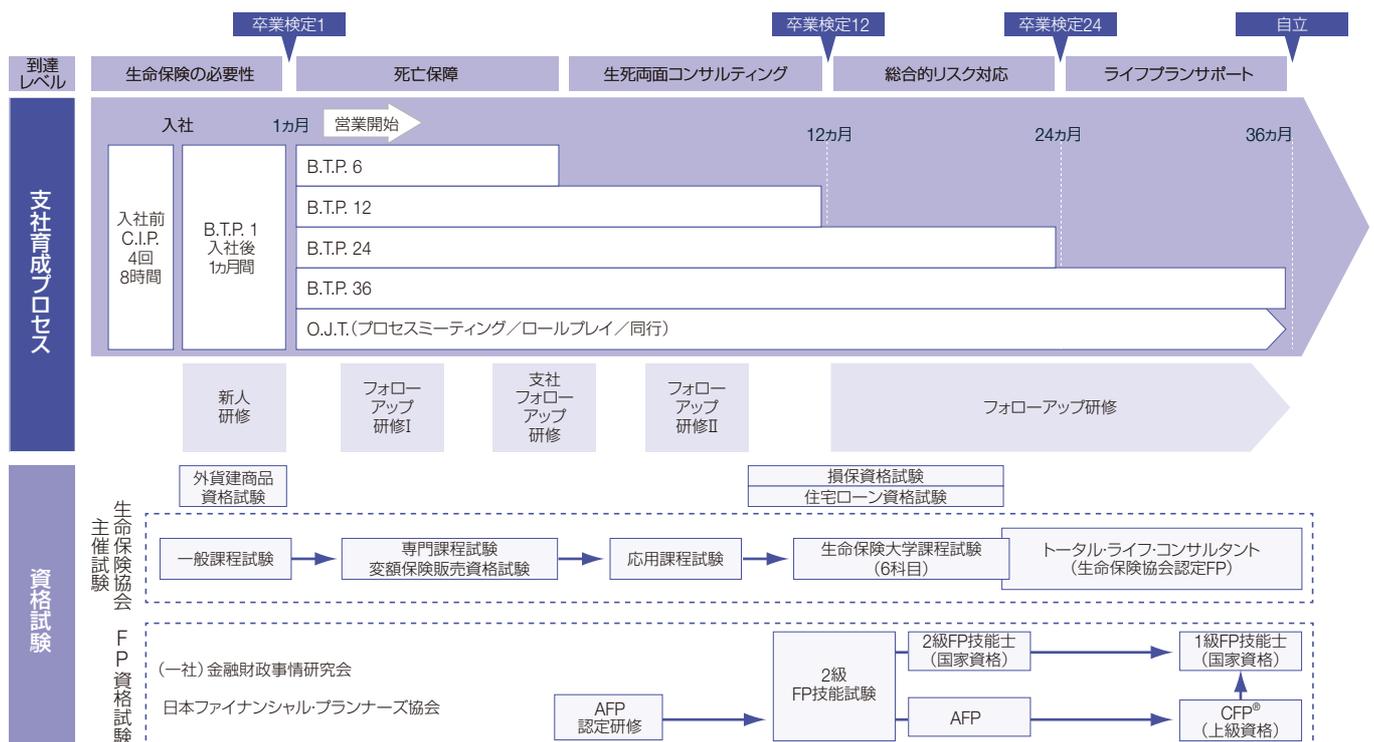
ソニー生命のライフプランナーは、入社後3年間にわたって、ライフプランナーとして必要な心の姿勢、知識とスキル、適切な習慣を身につけるための基礎トレーニングプログラム(B.T.P.=ベーシック・トレーニング・プログラム)を履修します。

B.T.P.では、お客さまに生命保険の必要性・重要性をお伝えし、お客さまの人生において大切にしたい想いや関心事、ニーズをお聞きし、どんなときもそれを確実にお守りできる合理的な生命保険をご提案し、さらにご契約後も質の高いサービスによってお客さまを一生涯サポートすることができるライフプランナーを教育・育成します。

研修で身につけた知識・スキルは、一定の研修期間ごとに実施する卒業検定によってレベルの確認を行います。卒業検定の合格は、ソニー損保の自動車保険を取扱うための損害保険販売資格試験や、ソニー銀行の住宅ローンなどを取扱うための銀行代理店業務資格試験の受験などの前提条件にもなっており、ライフプランナーとしての基礎を確実に身につけたうえでステップアップできるようになっています。

また、営業所長との定期的なプロセスミーティングやロールプレイ、同行などのOJTを通して、研修で学んだことを実践に結びつけ、ライフプランナーとしてさらに質の高い顧客貢献ができるよう育成します。

ソニー生命のライフプランナー(営業社員)の教育体系図(2018年7月1日現在)



地球環境保全活動

ソニーフィナンシャルグループは、地球環境の保全が人類共通の最重要課題のひとつであると認識し、主要子会社それぞれが「環境方針」を定め、日々の事業活動を通じて環境保全に配慮した活動・取組みを実施しています。

グリーン電力の利用

CO₂排出量削減策の一環として、ソニー生命では日本の生命保険業界で初めて、グリーン電力を事業活動に利用できる「グリーン電力証書システム」を導入しました。さらにソニー損保およびソニー銀行は「J-クレジット制度」*を利用して、CO₂排出削減に貢献しています。ソニー銀行では「カーボンオフセット銀行」として、使用したすべての電力（業務委託分を除く）を対象に排出されるCO₂量を100%オフセットしています。



このように、グループ各社は、太陽光や風力、地熱、バイオマスなどの自然エネルギーによる発電の普及促進に貢献しています。2018年3月期は、当社グループ合計で156万kWh相当分の電力証書およびJ-クレジットを購入しました。

* J-クレジット制度は省エネルギー機器の導入や森林経営などの取組みによるCO₂などの温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「クレジット」として国が認証する制度です。

ISO14001 認証の取得

ソニー生命、ソニー損保、ソニー銀行の各社*は、環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001の認証を取得し、電力やコピー用紙使用量の低減目標値を定めた省エネルギー・省資源活動、事務用品におけるエコ商品比率を高めるグリーン購入の推進などを行っています。

* ソニー生命本社、ソニー損保本社、ソニー銀行本店および「CONSULTING PLAZA」を対象としています。なお、ISO14001認証事業所においては、定期的な内部環境監査を実施し、その結果を経営陣に報告しています。

「そらべあ基金」への寄付活動

ソニー損保は、お客さまのカーライフをサポートする自動車保険を主力商品のひとつとしています。自動車は、私たちの生活に豊かさや便利さをもたらしてくれますが、一方で、走行中に排出される排気ガスが、地球温暖化を進行させていることも事実です。だからこそ、少しでも地球温暖化の防止につながる活動を推進していくことが社会的責任であると考え、2009年から再生可能エネルギーの普及活動や環境教育を行うNPO法人「そらべあ基金」と協同で、「幼稚園にソーラー発電所を☆プログラム」を実施しています。

ソニー生命も、2010年から同基金の活動に参加しており、「ご契約のしおり・約款」のCD-ROM版(2010年～)およびWEB版(2017年～)の導入にとまない、削減可能となった印刷費などの一部を寄付しています。

同基金では、ソニー損保やソニー生命からの寄付金を、全国の幼稚園や保育園を対象にした太陽光発電設備「そらべあ発電所」の設置などに充当しています。2018年3月期は、ソニー損保が山口県の保育園と京都府の幼稚園に、ソニー生命が福井県の幼稚園に寄贈しました。これまでの寄贈数は、ソニー損保で合計22基、ソニー生命で合計8基となっています(2018年7月1日現在)。



「そらべあ発電所」寄贈記念式典(2017年6月学校法人日下学園 西門寺幼稚園(山口県))

各種手続きのペーパーレス化・電子交付への切替えによるCO₂削減

ソニーフィナンシャルグループでは、紙資源の節約、郵送にかかるCO₂排出量の削減に努めており、各種契約手続きや取引時のペーパーレス化を推進しています。

ソニー生命では、新契約の申込や払込方法や契約内容の変更など、ご契約後の各種手続き(保全)のペーパーレス化を行い、紙の使用量の削減を実現しています。

ソニー損保では、自動車保険と医療保険においてインターネットによる契約申込を可能とし、紙の申込書などの作成・郵送を省略しています。加えて、自動車保険の場合には、お客さまがウェブサイトからご契約いただく際に保険証券等の発行・郵送の省略を希望された場合、自動車保険料から500円を割引く証券ペーパーレス割引を適用し、環境保全の取組みを進めています。

ソニー銀行もインターネット銀行として、取引伝票や通帳、商品説明資料など、お客さまとの取引時において、なるべく紙を使用しないことを心がけています。書面交付を行っていた投資信託の取引関連書類については電子交付への切替えを推進しています。

コーポレート・セクション

会社概要

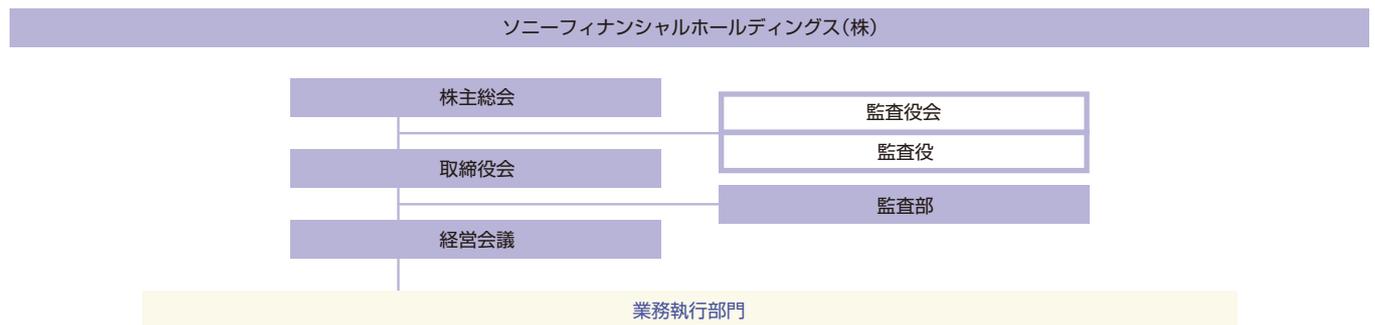
(2018年3月31日現在)

商号	ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社 (英文名) Sony Financial Holdings Inc.
設立年月日	2004年4月1日
所在地	東京都千代田区大手町1丁目9番2号
事業内容	生命保険会社・損害保険会社・銀行・その他の保険業法および銀行法の規定により子会社とした会社の経営管理およびそれに附帯する業務
従業員数	SFH : 78名 (連結 : 10,719名、生命保険事業 : 8,246名、損害保険事業 : 1,234名、銀行事業 : 591名、その他 : 587名、 全社(共通) : 61名)
資本金	19,927百万円

(注) 1. SFHの従業員のうち、11名は生命保険事業、1名は損害保険事業、5名は銀行事業、61名は全社(共通)に属しています。
2. その他として、記載されている従業員数は、子会社である介護事業における従業員数です。

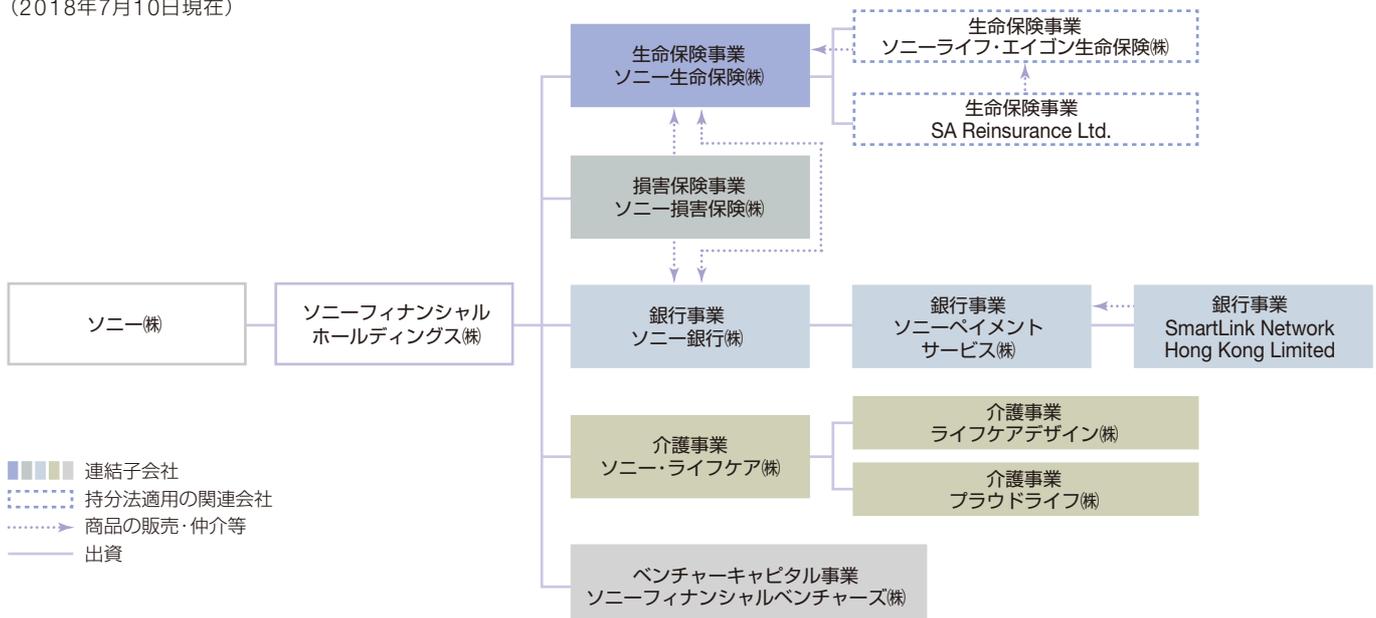
組織図

(2018年7月1日現在)



ソニーフィナンシャルグループ事業系統図

(2018年7月10日現在)



グループ各社の概要

(2018年7月10日現在)

生命保険事業

商号	設立	所在地	事業内容	資本金	株主
ソニー生命保険株式会社 (英文名: Sony Life Insurance Co., Ltd.)	1979年 8月10日	東京都 千代田区 大手町1丁目9番2号	生命保険業	70,000 百万円	ソニーフィナンシャル ホールディングス株式会社 100%
ソニーライフ・エイゴン 生命保険株式会社 (英文名: AEGON Sony Life Insurance Co., Ltd.)	2007年 8月29日	東京都 渋谷区 神宮前5丁目52番2号	生命保険業	18,450 百万円	ソニー生命保険株式会社 50% エイゴン・インターナショナルB.V. 50%
SA Reinsurance Ltd.	2009年 10月29日	英国領バミューダ (British Bermuda)	再保険業	15,900 百万円	ソニー生命保険株式会社 50% エイゴン・インターナショナルB.V. 50%

損害保険事業

商号	設立	所在地	事業内容	資本金	株主
ソニー損害保険株式会社 (英文名: Sony Assurance Inc.)	1998年 6月10日	東京都 大田区 蒲田5丁目37番1号	損害保険業	20,000 百万円	ソニーフィナンシャル ホールディングス株式会社 100%

銀行事業

商号	設立	所在地	事業内容	資本金	株主
ソニー銀行株式会社 (英文名: Sony Bank Inc.)	2001年 4月2日	東京都 千代田区 内幸町2丁目1番6号	銀行業	31,000 百万円	ソニーフィナンシャル ホールディングス株式会社 100%
ソニーペイメント サービス株式会社 (英文名: Sony Payment Services Inc.)	2006年 9月1日	東京都 港区 高輪1丁目3番13号	クレジットカード 決済事業	488 百万円	ソニー銀行株式会社 57% 他4社
SmartLink Network Hong Kong Limited	2013年 2月27日	中華人民共和国 香港特別行政区 (Hong Kong, China)	クレジットカード 決済事業	13 百万円	ソニーペイメントサービス株式会社 100%

その他(介護事業)

商号	設立	所在地	事業内容	資本金	株主
ソニー・ライフケア株式会社 (英文名: Sony Lifecare Inc.)	2014年 4月1日	東京都 渋谷区 渋谷3丁目11番2号	介護事業を行う会 社の経営管理およ びそれに附帯する 業務	2,625 百万円	ソニーフィナンシャル ホールディングス株式会社 100%
ライフケアデザイン 株式会社 (英文名: Lifecare Design Inc.)	1999年 10月5日	東京都 渋谷区 渋谷3丁目11番2号	有料老人ホームの 企画・開発・運営	1,495 百万円	ソニー・ライフケア株式会社 100%
プラウドライフ株式会社 (英文名: Proud Life Inc.)	2006年 7月3日	神奈川県 横浜市 西区 北幸2丁目8番4号	有料老人ホーム 「はなことば」等の 管理・運営・企画	3 百万円	ソニー・ライフケア株式会社 100%

その他(ベンチャーキャピタル事業)

商号	設立	所在地	事業内容	資本金	株主
ソニーフィナンシャルベンチャーズ 株式会社 (英文名: Sony Financial Ventures Inc.)	2018年 7月10日	東京都 千代田区 大手町1丁目9番2号	ベンチャーキャピ タル事業	10 百万円	ソニーフィナンシャル ホールディングス株式会社 100%

株式情報

資本金・株式の状況 (2018年3月31日現在)

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額(百万円)	資本準備金 残高(百万円)
2017年8月7日(注)	27,513	435,027,513	27	19,927	27	195,304

(注) 譲渡制限付株式報酬としての新株式発行(有償第三者割当)によるもので、1株当たりの発行価額は2,020円、資本組入額は1,010円です。

上場証券取引所 (2018年7月1日現在)

東京証券取引所市場第一部(証券コード:8729)

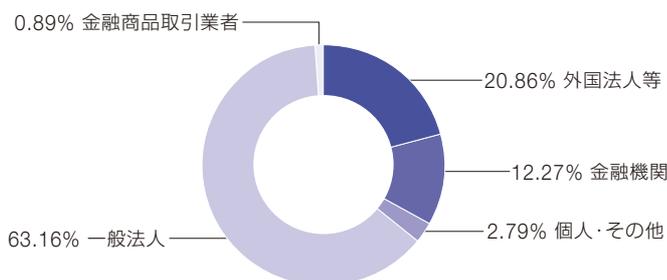
大株主の状況 (2018年3月31日現在)

氏名または名称	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する 所有株式数の割合(%)
ソニー株式会社	274,050,000	63.00
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	14,265,800	3.27
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	13,662,400	3.14
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	13,272,066	3.05
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	3,414,600	0.78
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	3,394,680	0.78
GOLDMAN, SACHS & CO. REG	3,129,914	0.71
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	3,096,700	0.71
JP MORGAN CHASE BANK 380055	3,001,173	0.68
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	2,885,906	0.66

株式分布状況 (2018年3月31日現在)

所有者別

発行済株式総数
435,027,513株



配当政策

配当の状況

1株当たり配当金



(注) 2012年3月期において株式分割を行いました。2009年3月期の期首に当該分割が行われたと仮定して算定しています。

株主への利益配分の基本方針

SFHは、グループ各社における健全性と成長分野への投資のための適切な内部留保を確保した上で、安定的な配当の実施を基本方針とし、その上で、中長期の収益拡大に応じて配当の安定的な増加を目指します。中長期の収益拡大については、法定会計上の利益のみならず、生命保険事業の成長実態により近い、経済価値ベースの利益指標等をより重視した上で、総合的に判断し、配当額を決定いたします。

2018年3月期の期末配当は、1株につき5円増配の60円とし、2018年6月22日の株主総会の決議により実施しました。

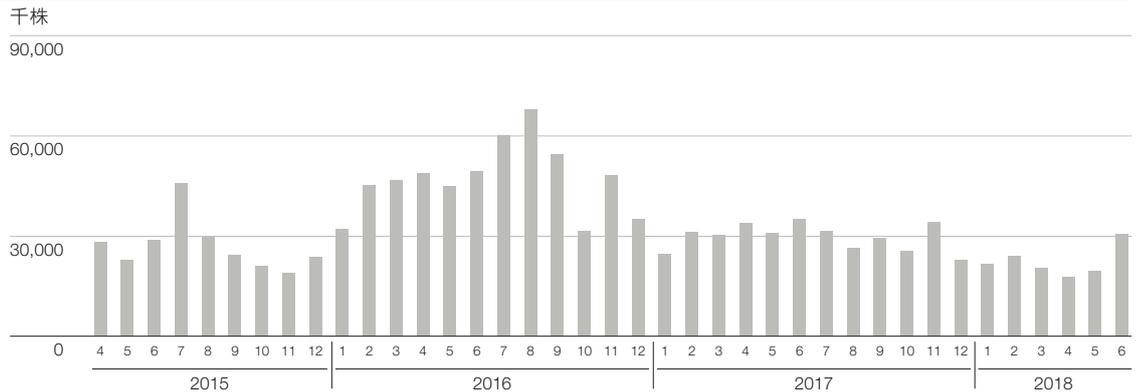
2019年3月期の期末配当予想は、事業環境や業容成長および経済価値ベースの利益の伸展などを勘案した結果、2018年3月期の1株につき60円から2.5円増配し、62.5円といたします。

なお、SFHは年1回、期末配当として剰余金の配当を行っています。また、SFHは中間配当を行うことができる旨を定款に定めています。剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会です。

株価の推移



出来高の推移



財務セクション

SFH連結財務諸表	連結貸借対照表	88
	連結損益計算書及び連結包括利益計算書	90
	連結株主資本等変動計算書	93
	連結キャッシュ・フロー計算書	95
	連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 (2018年3月31日に終了した年度)	96
	注記事項(2018年3月31日に終了した年度)	99
	自己資本の充実の 状況等について	定性的な開示事項 定量的な開示事項
ソニー生命の2018年3月末のMCEV		136

SFH連結財務諸表

当社の連結財務諸表（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結キャッシュ・フロー計算書）については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、PwCあらた有限責任監査法人の監査証明を受けております。

また、当社の銀行法第52条の28第1項の規定により作成した書面については、会社法第396条第1項により、PwCあらた有限責任監査法人の監査を受けています。

連結貸借対照表

ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社
2017年、2018年3月31日現在

	2017	2018
百万円		
資産の部		
現金及び預貯金	¥ 206,481	¥ 327,633
コールローン及び買入手形	61,900	65,500
買入金銭債権	573	5,378
金銭の信託	296,877	291,582
有価証券	8,857,436	9,581,206
貸出金	1,720,004	1,785,877
有形固定資産	123,614	106,051
土地	83,007	63,106
建物	34,964	32,468
リース資産	715	6,074
建設仮勘定	132	5
その他の有形固定資産	4,794	4,397
無形固定資産	30,776	35,684
ソフトウェア	30,146	35,059
のれん	49	583
リース資産	—	0
その他の無形固定資産	579	40
代理店貸	0	—
再保険貸	1,438	934
外国為替	7,268	9,346
その他資産	148,650	168,736
退職給付に係る資産	2,752	3,426
繰延税金資産	15,313	21,242
貸倒引当金	△1,243	△1,152
資産の部合計	¥11,471,845	¥12,401,446

	百万円	
	2017	2018
負債の部		
保険契約準備金	¥ 8,113,153	¥ 8,763,349
支払備金	71,306	74,712
責任準備金	8,036,118	8,683,153
契約者配当準備金	5,729	5,484
代理店借	2,616	1,873
再保険借	3,737	5,563
預金	2,071,091	2,159,246
コールマネー及び売渡手形	70,000	96,000
借入金	90,000	173,944
外国為替	108	228
社債	10,000	20,000
その他負債	427,866	470,501
賞与引当金	3,694	3,906
退職給付に係る負債	31,399	33,179
役員退職慰労引当金	366	—
特別法上の準備金	46,182	48,135
価格変動準備金	46,182	48,135
繰延税金負債	—	0
再評価に係る繰延税金負債	488	109
負債の部合計	10,870,705	11,776,039
純資産の部		
株主資本		
資本金	19,900	19,927
資本剰余金	195,277	191,157
利益剰余金	255,062	283,911
自己株式	△81	△55
株主資本合計	470,157	494,941
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	134,849	133,991
繰延ヘッジ損益	△1,154	△902
土地再評価差額金	△1,465	△2,439
退職給付に係る調整累計額	△2,756	△1,929
その他の包括利益累計額合計	129,472	128,719
新株予約権	49	97
非支配株主持分	1,460	1,648
純資産の部合計	601,139	625,406
負債及び純資産の部合計	¥11,471,845	¥12,401,446

添付の注記は、これらの連結財務諸表の一部です。

連結損益計算書及び連結包括利益計算書

ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社

2017年、2018年3月31日に終了した1年間

(1) 連結損益計算書

	2017	2018
経常収益	¥1,381,667	¥1,503,630
生命保険事業	1,240,764	1,347,762
保険料等収入	955,252	1,057,411
保険料	952,547	1,054,867
再保険収入	2,704	2,544
資産運用収益	244,839	242,703
利息及び配当金等収入	147,785	157,276
金銭の信託運用益	4,493	4,490
売買目的有価証券運用益	152	2
有価証券売却益	1,308	0
有価証券償還益	—	1
為替差益	14,670	—
その他運用収益	5	1
特別勘定資産運用益	76,423	80,931
その他経常収益	40,672	47,646
損害保険事業	102,337	110,091
保険引受収益	100,329	108,316
正味収入保険料	100,274	108,253
積立保険料等運用益	55	62
資産運用収益	1,957	1,731
利息及び配当金収入	1,327	1,324
有価証券売却益	685	470
有価証券償還益	0	—
積立保険料等運用益振替	△55	△62
その他経常収益	49	43
銀行事業	38,318	39,712
資金運用収益	26,534	28,344
貸出金利息	16,065	17,064
有価証券利息配当金	10,394	11,204
コールローン利息及び買入手形利息	—	2
預け金利息	63	63
金利スワップ受入利息	8	—
その他の受入利息	1	9
役務取引等収益	6,673	6,751
その他業務収益	4,871	3,823
外国為替売買益	4,431	3,456
その他の業務収益	439	366
その他経常収益	238	794
その他	247	6,064
その他経常収益	247	6,064

(次頁に続く)

	百万円	
	2017	2018
経常費用	¥1,315,341	¥1,436,787
生命保険事業	1,186,465	1,296,417
保険金等支払金	372,407	436,538
保険金	84,178	92,342
年金	12,019	12,566
給付金	98,252	119,294
解約返戻金	168,409	199,263
その他返戻金	3,122	3,314
再保険料	6,423	9,756
責任準備金等繰入額	596,742	638,343
支払備金繰入額	3,330	2,211
責任準備金繰入額	593,411	636,131
契約者配当金積立利息繰入額	0	0
資産運用費用	35,937	32,889
支払利息	44	151
有価証券売却損	—	0
有価証券償還損	53	2
金融派生商品費用	30,050	11,403
為替差損	—	15,280
貸倒引当金繰入額	—	23
賃貸用不動産等減価償却費	1,779	1,680
その他運用費用	4,008	4,346
事業費	136,645	139,420
その他経常費用	44,733	49,226
損害保険事業	96,639	102,798
保険引受費用	70,094	73,943
正味支払保険金	50,181	52,482
損害調査費	7,458	8,067
諸手数料及び集金費	1,187	1,295
支払備金繰入額	798	1,194
責任準備金繰入額	10,469	10,903
資産運用費用	3	2
有価証券売却損	0	—
その他運用費用	3	2
営業費及び一般管理費	26,520	28,848
その他経常費用	19	4

(次頁に続く)

連結損益計算書(続き)

百万円

	2017	2018
銀行事業	¥ 31,274	¥ 30,428
資金調達費用	8,554	7,656
預金利息	5,104	5,320
コールマネー利息及び売渡手形利息	△17	△73
借入金利息	19	0
社債利息	74	40
金利スワップ支払利息	3,372	2,360
その他の支払利息	0	8
役務取引等費用	3,648	4,676
その他業務費用	86	105
営業経費	18,843	17,733
その他経常費用	142	257
その他	962	7,141
その他経常費用	962	7,141
経常利益	66,326	66,843
特別利益	—	13,258
固定資産等処分益	—	13,258
特別損失	2,032	2,180
固定資産等処分損	134	187
減損損失	118	2
特別法上の準備金繰入額	1,772	1,953
価格変動準備金繰入額	1,772	1,953
その他特別損失	7	36
契約者配当準備金繰入額	4,153	3,271
税金等調整前当期純利益	60,140	74,650
法人税及び住民税等	23,129	29,008
法人税等調整額	△4,724	△6,344
法人税等合計	18,405	22,664
当期純利益	41,734	51,985
非支配株主に帰属する当期純利益	113	90
親会社株主に帰属する当期純利益	¥ 41,621	¥ 51,895

添付の注記は、これらの連結財務諸表の一部です。

百万円

(2) 連結包括利益計算書

	2017	2018
当期純利益	¥ 41,734	¥ 51,985
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△22,515	△857
繰延ヘッジ損益	1,192	251
退職給付に係る調整額	1,021	827
その他の包括利益合計	△20,301	221
包括利益	¥ 21,433	¥ 52,207
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	¥ 21,301	¥ 52,116
非支配株主に係る包括利益	¥ 131	¥ 91

連結株主資本等変動計算書

ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社

2017年、2018年3月31日に終了した1年間

	2017				
	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	¥19,900	¥195,277	¥ 238,079	¥△0	¥ 453,256
会計方針の変更による 累積的影響額	—	—	105	—	105
会計方針の変更を反映した 当期首残高	19,900	195,277	238,185	△0	453,362
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	△23,924	—	△23,924
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	41,621	—	41,621
自己株式の取得	—	—	—	△81	△81
連結範囲の変動	—	—	△818	—	△818
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	16,877	△81	16,795
当期末残高	¥19,900	¥195,277	¥ 255,062	¥△81	¥ 470,157

	2017							
	その他の包括利益累計額							
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地 再評価 差額金	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計	新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
当期首残高	¥ 157,364	¥△2,347	¥△1,465	¥△3,760	¥ 149,791	¥—	¥1,329	¥ 604,377
会計方針の変更による 累積的影響額	—	—	—	—	—	—	—	105
会計方針の変更を反映した 当期首残高	157,364	△2,347	△1,465	△3,760	149,791	—	1,329	604,482
当期変動額								
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	—	△23,924
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	—	—	—	—	—	41,621
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	△81
連結範囲の変動	—	—	—	—	—	—	—	△818
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	△22,515	1,192	—	1,003	△20,319	49	131	△20,138
当期変動額合計	△22,515	1,192	—	1,003	△20,319	49	131	△3,343
当期末残高	¥ 134,849	¥△1,154	¥△1,465	¥△2,756	¥ 129,472	¥49	¥1,460	¥ 601,139

(次頁に続く)

連結株主資本等変動計算書(続き)

百万円

	2018				
	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	¥19,900	¥195,277	¥ 255,062	¥△81	¥ 470,157
当期変動額					
新株の発行	27	27	—	—	55
剰余金の配当	—	—	△23,922	—	△23,922
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	51,895	—	51,895
自己株式の処分	—	△5	—	26	21
自己株式処分差損の振替	—	5	△5	—	—
土地再評価差額金の取崩	—	—	973	—	973
連結範囲の変動	—	—	△92	—	△92
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動	—	△4,147	—	—	△4,147
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—	—
当期変動額合計	27	△4,119	28,849	26	24,784
当期末残高	¥19,927	¥191,157	¥ 283,911	¥△55	¥ 494,941

百万円

	2018							
	その他の包括利益累計額							
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地 再評価 差額金	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計	新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
当期首残高	¥134,849	¥△1,154	¥△1,465	¥△2,756	¥129,472	¥49	¥1,460	¥ 601,139
当期変動額								
新株の発行	—	—	—	—	—	—	—	55
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	—	△23,922
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	—	—	—	—	—	51,895
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	—	21
自己株式処分差損の振替	—	—	—	—	—	—	—	—
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	—	—	—	973
連結範囲の変動	—	—	—	—	—	—	—	△92
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動	—	—	—	—	—	—	—	△4,147
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△857	251	△973	827	△752	48	187	△516
当期変動額合計	△857	251	△973	827	△752	48	187	24,267
当期末残高	¥133,991	¥ △902	¥△2,439	¥△1,929	¥128,719	¥97	¥1,648	¥ 625,406

添付の注記は、これらの連結財務諸表の一部です。

連結キャッシュ・フロー計算書

ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社
2017年、2018年3月31日に終了した1年間

	百万円	
	2017	2018
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	¥ 60,140	¥ 74,650
賃貸用不動産等減価償却費	1,779	1,680
減価償却費	10,944	11,828
減損損失	118	2
のれん償却額	22	32
支払備金の増減額(△は減少)	4,128	3,405
責任準備金の増減額(△は減少)	603,880	647,035
契約者配当準備金積立利息繰入額	0	0
契約者配当準備金繰入額(△は戻入額)	4,153	3,271
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△65	△140
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	3,020	2,363
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	14	△176
価格変動準備金の増減額(△は減少)	1,772	1,953
利息及び配当金等収入	△175,647	△186,943
有価証券関係損益(△は益)	△77,393	△80,057
支払利息	8,636	8,327
金融派生商品損益(△は益)	30,050	11,403
為替差損益(△は益)	△10,843	23,489
有形固定資産関係損益(△は益)	107	△13,283
持分法による投資損益(△は益)	3,551	2,338
貸出金の純増(△)減	△195,446	△56,745
預金の純増減(△)	156,005	87,987
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	50,000	80,000
コールマネー等の純増減(△)	70,000	26,000
コールローン等の純増(△)減	311	△4,805
外国為替(資産)の純増(△)減	△6,129	△2,077
外国為替(負債)の純増減(△)	21	119
その他	△1,710	15,506
小計	541,424	657,168
利息及び配当金等の受取額	188,230	197,007
利息の支払額	△8,730	△8,484
契約者配当金の支払額	△3,430	△3,517
法人税等の支払額	△25,047	△22,451
営業活動によるキャッシュ・フロー	692,445	819,721
投資活動によるキャッシュ・フロー		
預貯金の純増減額(△は増加)	—	5
金銭の信託の増加による支出	△76	△101
金銭の信託の減少による収入	5,160	6,532
有価証券の取得による支出	△1,171,569	△1,104,737
有価証券の売却・償還による収入	375,241	427,925
貸付けによる支出	△57,798	△60,315
貸付金の回収による収入	27,949	28,761
金融派生商品の決済による収支(純額)	△35,401	△22,997
債券貸借取引受入担保金の純増減額(△は減少)	247,803	△6,719
その他	—	32,553
資産運用活動計	△608,689	△699,092
営業活動及び資産運用活動計	83,755	120,629
有形固定資産の取得による支出	△3,977	△2,049
有形固定資産の売却による収入	—	36,700
無形固定資産の取得による支出	△9,024	△12,481
非連結子会社株式の取得による支出	—	△339
関連会社株式の取得による支出	△3,045	△3,450
その他	△12	△132
投資活動によるキャッシュ・フロー	△624,749	△680,845
財務活動によるキャッシュ・フロー		
借入れによる収入	—	5,266
借入金の返済による支出	—	△5,133
配当金の支払額	△23,925	△23,921
社債の発行による収入	—	19,938
社債の償還による支出	△10,000	△10,000
自己株式の取得による支出	△81	—
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	—	△171
その他	△51	△474
財務活動によるキャッシュ・フロー	△34,057	△14,496
現金及び現金同等物に係る換算差額	△1	△2
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	33,636	124,377
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	1,124	373
現金及び現金同等物の期首残高	233,620	268,381
現金及び現金同等物の期末残高	¥ 268,381	¥ 393,133

添付の注記は、これらの連結財務諸表の一部です。

(注) 上記連結キャッシュ・フロー計算書は、保険業法施行規則第210条の10の規定に基づく様式に準じて記載しています。

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(2018年3月31日に終了した年度)

1 連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社 8社

会社名
ソニー生命保険株式会社
ソニー損害保険株式会社
ソニー銀行株式会社
ソニーペイメントサービス株式会社
SmartLink Network Hong Kong Limited
ソニー・ライフケア株式会社
ライフケアデザイン株式会社
ブラウドライブ株式会社

非連結子会社

主要な会社名

主要な非連結子会社はありません。非連結子会社は、総資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

連結の範囲の変更

当連結会計年度より、重要性が増したため、介護事業会社ブラウドライブ株式会社を新たに連結の範囲に含めております。同社の業績については、連結損益計算書上、「その他」に含めて区分しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社 2社

会社名
ソニーライフ・エイゴン生命保険株式会社
SA Reinsurance Ltd.

持分法非適用の非連結子会社及び関連会社

主要な会社名

主要な非連結子会社及び関連会社はありません。持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社及び子法人等の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) のれんの償却に関する事項

のれんについては、20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって均等償却しております。

2 継続企業の前提に関する事項

該当事項はありません。

3 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券（買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む）の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券及び「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号 平成12年（2000年）11月16日。以下「業種別監査委員会報告第21号」という）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法によっております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

責任準備金対応債券のリスクの管理方針の概要は、次のとおりであります。

国内生命保険子会社の個人保険・個人年金保険に設定した小区分（保険種類・残存年数等により設定）に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、業種別監査委員会報告第21号に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。

(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法によっております。

(3) 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～50年 その他 2～20年

(4) 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法

定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、利用可能期間（概ね5年）に基づく定額法により償却しております。

(5) リース資産の減価償却の方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(6) 貸倒引当金の計上方法

貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、主として、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権、実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権及び時価が著しく下落した預託保証金等については、担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額等を控除した回収不能見込額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等を債権額に乗じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて、上記の引当を行っております。

(7) 賞与引当金の計上方法

従業員への賞与の支給に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(8) 価格変動準備金の計上方法

株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。

(9) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主に給付算定式基準によっております。

②過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法

過去勤務費用は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理することとしております。数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7～17年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生時の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

③小規模企業等における簡便法の採用

親会社及び一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(10) 外貨建資産又は負債の本邦通貨への換算基準

連結決算日の為替相場により円換算しております。

(11) ヘッジ会計の方法

銀行子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ又は時価ヘッジによっております。固定金利の貸出金の相場変動を相殺するヘッジにおいては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年(2002年)2月13日。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。短期固定金利の預金に係る予定取引のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別監査委員会報告第24号に基づき一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。また、その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。これらについては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

(12) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内償還期限の到来する短期投資からなっております。

(13) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、損害保険子会社の損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。なお、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、主として、その他資産に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。

(14) 責任準備金の積立方法

保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。

イ. 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式(平成8年(1996年)大蔵省告示第48号)

ロ. 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

4 表示方法の変更

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 前連結会計年度において、営業活動によるキャッシュ・フローの小計に含まれる「その他」に含めておりました「金融派生商品損益(△は益)」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、営業活動によるキャッシュ・フローの小計に含まれる「その他」に表示していた28,339百万円は、「金融派生商品損益(△は益)」30,050百万円、「その他」△1,710百万円として組み替えております。

2. 前連結会計年度において、投資活動によるキャッシュ・フローの資産運用活動計に含まれる「その他」に含めておりました「金融派生商品の決済による収支(純額)」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、投資活動によるキャッシュ・フローの資産運用活動計に含まれる「その他」に表示していた△35,401百万円は、「金融派生商品の決済による収支(純額)」△35,401百万円として組み替えております。

注記事項

(2018年3月31日に終了した年度)

1 連結貸借対照表関係

1. 担保に供している資産及び担保付債務の額は、次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	426,523百万円
貸出金	306,589百万円
担保資産に対応する債務	
債券貸借取引受入担保金	303,889百万円
コールマネー及び売渡手形	96,000百万円
借入金	170,000百万円
売現先勘定	31,696百万円
上記のほか、内国為替決済、デリバティブ等の取引の担保として、次のものを差し入れております。	
有価証券	12,229百万円
金融商品等差入担保金	18,559百万円
先物取引差入証拠金	18,324百万円

2. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の連結貸借対照表価額は、235,886百万円であります。

3. 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式12,630百万円を含んでおります。なお、このうち共同支配企業に対する投資額は12,245百万円であります。

4. 貸出金のうち、破綻先債権は91百万円（貸倒引当金控除前）、延滞債権は1,075百万円（貸倒引当金控除前）であります。なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という）のうち、法人税法施行令（昭和40年（1965年）政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

5. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権はありません。なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

6. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権は842百万円（貸倒引当金控除前）であります。なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

7. 破綻先債権、延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額は2,009百万円（貸倒引当金控除前）であります。

8. ローン・パーティシパシオンで、「ローン・パーティシパシオンの会計処理及び表示」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号平成26年（2014年）11月28日）に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、7,278百万円であります。

9. 有形固定資産の減価償却累計額は、36,648百万円であります。

10. 保険業法第118条に規定する生命保険子会社の特別勘定の資産の額は、1,128,817百万円であります。なお、負債の額も同額であります。

11. 生命保険子会社に係る契約者配当準備金の異動状況は、次のとおりであります。

期首残高	5,729百万円
契約者配当金支払額	3,517百万円
利息による増加等	0百万円
契約者配当準備金繰入額	3,271百万円
期末残高	5,484百万円

12. 生命保険子会社は、土地の再評価に関する法律（平成10年（1998年）3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、評価損部分については税金相当額に評価性引当額を認識したことからその全額を、評価益部分については税金相当額を再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上しこれを控除した金額を、土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

●再評価を行った年月日 2002年3月31日

●同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年（1998年）3月31日公布政令第119号）第2条第5号に定める鑑定評価に基づいて算出

13. 生命保険子会社及び銀行子会社の当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合には、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、31,245百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが29,700百万円あります。

14. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する連結会計年度末における生命保険子会社の今後の負担見積額は、10,480百万円であります。なお、当該負担金は拠出した連結会計年度の事業費として処理しております。

15. 1株当たり純資産額は、1,433円73銭であります。

16. 金融商品の時価等に関する事項は次のとおりであります。

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、保険業法・銀行法等の規定に基づく生命保険事業、損害保険事業及び銀行事業等を行っております。金融資産（生命保険事業においては、保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定に限る）については、安定的な投資収益の確保のため、公社債・外国公社債・国内株式・貸出金等の様々な投資資産を保有しております。また、金融負債については、銀行事業において個人顧客からの預金による調達に占めております。このように、当社グループは主として金利・為替等の変動リスクを伴う金融資産及び金融負債を有していることから、金利・為替変動等による不利な影響が生じないよう、資産負債の適切なバランスを保つことを目的に、各事業ごとに資産負債の総合管理（以下「ALM」という）を行っております。また、リスクをコントロールする手段として、生命保険事業及び銀行事業においてはデリバティブ取引も行っております。

②金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融商品は、主として有価証券、貸出金、預金及びデリバティブ取引であります。これらは金利・為替・株価等の変動により価値が変動して損失を被る市場リスク、信用供与先の財務状況等の悪化により資産の価値が減少または消失し、損失を被る信用リスクに晒されております。また、市場の混乱等により市場において取引できなかつたり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被る市場流動性リスクにも晒されております。

有価証券は主に国内外の公社債、その他にも国内株式、外国証券、組合出資金等を保有しております。

貸出金は、生命保険事業における保険約款貸付、銀行事業における個人向けの住宅ローンが中心であります。ただし、保険約款貸付においては貸付額を解約返戻金の範囲内に制限しております。また、住宅ローンにおいては不動産担保等を設定しております。これらにより、貸出金に係るリスクの低減を図っております。

預金は、主として個人顧客からの預金による調達であり、外貨建のものを含んでおります。

生命保険事業におけるデリバティブ取引は、主として金融資産及び負債の市場リスクをヘッジする目的で金利スワップ取引、為替予約取引、株価指数先物取引等を行っており、投機的なデリバティブ取引は行わない方針であります。また、生命保険事業の利用しているデリバティブ取引にヘッジ会計は適用していません。

銀行事業におけるデリバティブ取引は、主にALMの一環で、金融資産及び負債の市場リスクをヘッジする目的で金利スワップ取引等を行っております。この内、固定金利の貸出金、預金及び債券の金利リスクに対しては、金利スワップ取引をヘッジ手段としてヘッジ会計を適用してしております。ヘッジ会計においては、「金融商品に関する会計基準」等に定められた要件に基づき、ヘッジの有効性の評価を行っております。

③金融商品に係るリスク管理体制

当社は「リスク管理基本規則」を制定し、子会社の規模、特性、及び業務内容に応じたリスク管理を行っております。

当社グループのリスク管理に関する具体的な体制等は「リスク管理ガイドライン」に定めており、子会社においてそれぞれ自律的なリスク管理を行っております。当社はリスク管理統括部署によるモニタリング、リスク管理会議の開催などを通じ、子会社のリスク管理状況を把握し、取締役会、経営会議へ定期的に報告を行っております。

(i) 信用リスクの管理

当社グループにおける主たる子会社での信用リスク管理は、以下のように行っております。

(a) 生命保険子会社においては、リスク管理部門が、有価証券の発行体の信用リスクやカウンターパーティリスクに関するリスク管理方法や手続等の詳細を規程に明記して管理しており、これらの情報を取締役会及び経営会議において定期的に報告しております。

(b) 損害保険子会社においては、資産運用リスクに関する諸規程に従い、有価証券の発行体の信用情報や時価の把握を行い、リスク管理部門がその状況を定期的に取締役会及び経営会議に報告しております。

(c) 銀行子会社においては、信用リスクに関する管理諸規程を整備し、同諸規程に従い、それぞれの金融資産の特性に応じた信用リスク管理を行っております。個人向け貸出金については、個別案件ごとの与信審査、信用情報管理、担保の設定、問題債権への対応など個人与信管理に関する体制を整備して管理しております。

法人向け貸出金・社債等については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、信用格付け、保証や担保の設定、問題債権への対応など法人与信・市場与信管理に関する体制を整備して管理しております。

さらに、有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引に関するカウンターパーティリスク等の市場与信リスク管理においては、時価の把握を定期的に行っております。

これらの信用リスク管理ならびに与信管理は、リスク管理部門ならびに審査部門が行い、その管理状況を、取締役会や経営会議に定期的に報告しております。さらに、内部監査部門による監査を実施しております。

(ii) 市場リスクの管理

当社グループにおける主たる子会社での市場リスク管理は、以下のように行っております。

(a) 生命保険子会社においては、市場リスクであるそれぞれのリスクに対して、以下のよう管理しております。

- **金利リスク** リスク管理部門が、金利リスクに関するリスク管理方法や手続等の詳細を規程に明記して管理しており、経営会議において対応等の協議を行い、ここで決定されたALMに関する方針に基づき、取締役会において実施状況の把握・確認を行っております。また、金融商品の金利や期間を総合的に把握し、「バリュー・アット・リスク（以下「VaR」という）」を用いたリスク量の分析等によりモニタリングを行い、これらの情報を取締役会及び経営会議において定期的に報告しております。

- **為替リスク** リスク管理部門が、為替リスクに関するリスク管理方法や手続等の詳細を規程に明記して管理しており、これらの情報を取締役会及び経営会議において定期的に報告しております。

- **株式の市場価格変動リスク** リスク管理部門が、株式の市場価格変動リスクに関するリスク管理方法や手続等の詳細を規程に明記して管理しており、これらの情報を取締役会及び経営会議において定期的に報告しております。

- **デリバティブ取引** リスク管理部門が、デリバティブ取引に関するリスク管理方法や手続等の詳細を規程に明記して管理しており、これらの情報を取締役会及び経営会議において定期的に報告しております。

(b) 損害保険子会社においては、市場リスクであるそれぞれのリスクに対して、以下のよう管理しております。

- **金利リスク** 取締役会において決定されたリスク管理方針に基づき、リスク管理方法や手続等の詳細を明記した資産運用リスクに関する諸規程を定めております。これに基づき、リスク管理部門がモニタリングを実施し、その状況を定期的に取締役会及び経営会議に報告しております。

- **価格変動リスク** 政策投資として取得した株式については、資産運用リスクに関する諸規定に従い、リスク管理部門が市場環境や財務状況等のモニタリングを実施し、その状況を定期的に取締役会及び経営会議に報告しております。

(c) 銀行子会社においては、市場リスクであるそれぞれのリスクに対して、以下のよう管理しております。いずれもリスク管理部門において行われ、また、定期的に経営陣による取締役会や経営会議において、リスク管理状況の報告を行っております。さらに、内部監査部門による監査を実施しております。

- **金利・為替リスク** 市場リスクに関する管理諸規程を整備し、同諸規程に従い、金利・為替・株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む）の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクを管理しております。市場リスクに関する管理諸規程において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、取締役会にて決定されたALM及びリスク管理に関する方針に基づき、原則として1か月に1回開催されるALM委員会及びリスク管理委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応、リスクの状況等について協議を行っております。日次管理はリスク管理部門において、金融資産及び金融負債の金利や為替レート、期間等を総合的に把握し、VaRや金利感応度分析等により、モニタリングならびに規程の遵守状況等の管理を行っております。なお、ALMの観点により、金利、為替の変動リスクをヘッジするための金利スワップ、通貨スワップ、為替取引等のデリバティブ取引も行っております。

- **市場価格変動リスク** 有価証券を含む投資商品の保有については、市場リスクならびに市場与信リスクに関する管理諸規程に従い行われております。市場運用部門では外部から有価証券の購入を行っており、審査部門による事前審査、リスク管理部門による投資限度額設定・管理のほか、各部門の継続的なモニタリングを通じて、市場価格変動リスクの管理を行っております。

- **デリバティブ取引** デリバティブ取引に関しては、市場リスクに関する管理諸規程に基づき実施されております。また、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制態勢を整備しております。

- **市場リスクに係る定量的情報** 主要なリスク変数である金利リスク及び為替リスクの影響を受ける、主な金融商品は、「貸出金」、「有価証券」、「銀行業における預金」、「デリバティブ取引」となります。

これらの金融資産及び金融負債について、観測期間250営業日の金利及び為替の合理的な予想変動幅を用いた当面20営業日の損益に与える影響額をヒストリカル法により算出し、金利及び為替の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。2018年3月31日現在における当該数値は、99%の信頼区間において927百万円（前連結会計年度末は1,621百万円）となっております。

当該影響額は、金利及び為替を除くリスク変数が一定の場合を前提としております。また、金利及び為替の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。以上の市場リスク管理は、リスク管理部門を中心に行い、また、その管理状況を、取締役会や経営会議に、定期的に報告しております。さらに、内部監査部門による監査を実施しております。

(iii) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループにおける主たる子会社での流動性リスク管理は、以下のように行っております。

- (a) 生命保険子会社においては、「流動性リスク管理規程」に則り、各部署からの報告に基づき、経理部門が適時に資金繰り計画を作成・更新し、資金繰りの管理を行い、リスク管理部門は流動性リスクを管理しております。経理部門及びリスク管理部門は、これらの情報を取締役会及び経営会議において定期的もしくは必要に応じて報告しております。
- (b) 損害保険子会社においては、流動性リスクに関する諸規程に従い、資金繰り管理部門が資金繰り計画の作成・更新を行い、リスク管理部門がモニタリングを実施し、その状況を定期的に取締役会及び経営会議に報告しております。
- (c) 銀行子会社においては、流動性リスクに関する管理諸規程を整備し、同諸規程に従い、各種流動性リスクの管理を実施しております。まず、資金繰りリスクの管理については、資金繰りの状況をその資金繰りの逼迫度に応じてフェーズ分けし、各フェーズにおける管理手法、報告方法などを定めるとともに、必要に応じて、ガイドラインなどの設定と見直しを行っております。また、市場流動性リスクの管理については、各種取扱商品に対する市場流動性の状況を把握し、必要に応じて、商品ごとのガイドラインなどの設定と見直しを行っております。これらの流動性リスク管理は、リスク管理部門が行い、また、その管理状況を、取締役会や経営会議に、定期的に報告しております。さらに、内部監査部門による監査を実施しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2018年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2)参照)。

3月31日現在	2018		
	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
①現金及び預貯金	¥ 327,633	¥ 327,633	¥ —
②コールローン及び買入手形	65,500	65,500	—
③金銭の信託			
その他の金銭の信託	291,582	291,582	—
④有価証券			
売買目的有価証券	1,048,062	1,048,062	—
満期保有目的の債券	6,547,276	8,146,787	1,599,510
責任準備金対応債券	401,958	436,842	34,884
その他有価証券	1,558,456	1,558,456	—
⑤貸出金	1,785,877		
貸倒引当金(*1)	△809		
貸出金(貸倒引当金控除後)	1,785,067	1,971,747	186,679
資産計	¥12,025,535	¥13,846,610	¥1,821,074
①預金	¥ 2,159,246	¥ 2,160,277	¥ 1,030
②コールマネー及び売渡手形	96,000	96,000	—
③借入金	173,944	173,603	△340
④社債	20,000	20,010	10
⑤債券貸借取引受入担保金	303,889	303,889	—
負債計	¥ 2,753,079	¥ 2,753,780	¥ 700
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	¥ 10,387	¥ 10,387	¥ —
ヘッジ会計が適用されているもの	(12,857)	(12,857)	—
デリバティブ取引計	¥ (2,470)	¥ (2,470)	¥ —

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法**資産****①現金及び預貯金、②コールローン及び買入手形**

時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券（債券）については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「18. 金銭の信託に関する事項」に記載しております。

④有価証券

株式は取引所の価格、債券及び投資信託は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「17. 有価証券に関する事項」に記載しております。

⑤貸出金**(i) 銀行事業の貸出金**

貸出金は、貸出金の種類ごとに、将来キャッシュ・フローを見積もり、一定の割引率で割り引いて時価を算定しております。割引率は、LIBORベースのイールドカーブにリスクリュミアムとして一般貸倒引当金の引当率を加えた利率を使用しております。

(ii) 生命保険事業の保険約款貸付

保険約款貸付の時価は将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引いた価額によっております。

(iii) 生命保険事業の一般貸付

一般貸付の時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債**①預金**

預金は、預金種別ごとに、将来キャッシュ・フローを見積もり、一定の割引率で割り引いて時価を算定しております。割引率は、LIBORベースのイールドカーブにリスクリュミアムとして銀行子会社の格付け別累積デフォルト率を加えた利率を使用しております。

②コールマネー及び売渡手形

時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③借入金

借入金は、元利金の将来キャッシュ・フローを、LIBORベースのイールドカーブで割り引いて現在価値を算定しております。

④社債

社債は、取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

⑤債券貸借取引受入担保金

時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「19. デリバティブ取引に関する事項」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産

④有価証券」には含まれておりません。

	百万円
	2018
	連結貸借対照表 計上額
3月31日現在	
①非上場の非連結子会社・関連会社株式(*1)	¥12,630
②①以外の非上場株式(*1)	169
③組合出資金(*2)	12,653
合計	¥25,453

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(注) 非上場株式及び組合出資金のうち、実質価額が取得原価に比べて著しく下落しており、実質価額が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該実質価額をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という）しております。

当連結会計年度において、非上場株式について19百万円、組合出資金について664百万円の減損処理を行っております。

また、実質価額が「著しく下落した」と判断するための基準は、原則として実質価額が取得原価に比べて50%以上下落した場合としております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

百万円

3月31日現在	2018			
	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預貯金	¥327,633	¥ —	¥ —	¥ —
コールローン及び買入手形	65,500	—	—	—
有価証券				
満期保有目的の債券	3,236	27,887	330,510	6,414,090
公社債	3,236	27,687	330,510	5,886,640
国債・地方債	2,224	25,798	328,610	5,548,530
社債	1,012	1,889	1,900	338,110
その他	—	200	—	527,449
責任準備金対応債券	—	—	3,220	394,683
公社債	—	—	3,220	366,530
国債・地方債	—	—	—	265,130
社債	—	—	3,220	101,400
その他	—	—	—	28,153
その他有価証券のうち満期があるもの	124,871	405,464	307,135	556,077
公社債	36,905	155,718	274,185	388,350
国債・地方債	28,895	80,175	271,000	388,350
社債	8,009	75,542	3,185	—
その他	87,966	249,745	32,950	167,727
貸出金(*)	12,387	46,021	62,679	1,455,540
合計	¥533,629	¥479,373	¥703,545	¥8,820,391

(*) 貸出金のうち、期間の定めのない保険約款貸付189,460百万円及び当座貸越18,895百万円は含めておりません。

(注4) 預金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

百万円

3月31日現在	2018					
	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預金(*)	¥2,042,073	¥44,265	¥23,553	¥ 9,119	¥11,295	¥28,939
コールマネー及び売渡手形	96,000	—	—	—	—	—
借入金	462	20,122	50,122	100,122	3,112	—
社債	—	—	—	—	10,000	10,000
債券貸借取引受入担保金	303,889	—	—	—	—	—
合計	¥2,442,425	¥64,388	¥73,676	¥109,242	¥24,407	¥38,939

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

17. 有価証券に関する事項は次のとおりであります。

※連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

(1) 売買目的有価証券

百万円

3月31日現在	2018
当連結会計年度の損益に含まれた評価差額	¥36,944

(2) 満期保有目的の債券

		2018		
		連結貸借対照表 計上額	時価	差額
3月31日現在				
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの				
公社債		¥5,723,643	¥7,377,238	¥1,653,595
国債・地方債		5,570,041	7,206,713	1,636,672
社債		153,601	170,524	16,923
その他		63,558	67,533	3,975
小計		5,787,201	7,444,772	1,657,570
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの				
公社債		517,815	479,378	△38,436
国債・地方債		325,625	304,563	△21,061
社債		192,189	174,814	△17,375
その他		242,259	222,636	△19,623
小計		760,074	702,014	△58,060
合計		¥6,547,276	¥8,146,787	¥1,599,510

(3) 責任準備金対応債券

		2018		
		連結貸借対照表 計上額	時価	差額
3月31日現在				
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの				
公社債		¥340,492	¥376,212	¥ 35,720
国債・地方債		270,889	297,041	26,152
社債		69,602	79,171	9,568
その他		6,286	6,506	219
小計		346,779	382,719	35,939
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの				
公社債		47,203	46,279	△924
国債・地方債		5,309	5,240	△68
社債		41,894	41,039	△855
その他		7,975	7,843	△131
小計		55,179	54,123	△1,055
合計		¥401,958	¥436,842	¥ 34,884

(4) その他有価証券

		2018		
		連結貸借対照表 計上額	取得原価	差額
3月31日現在				
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの				
公社債		¥ 930,432	¥ 806,099	¥124,332
国債・地方債		857,801	734,672	123,129
社債		72,630	71,427	1,203
株式		33,416	13,796	19,619
その他		296,084	290,380	5,703
小計		1,259,933	1,110,277	149,656
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの				
公社債		61,926	62,232	△306
国債・地方債		46,059	46,351	△292
社債		15,866	15,880	△13
株式		275	301	△25
その他		241,698	246,264	△4,565
小計		303,900	308,798	△4,897
合計		¥1,563,834	¥1,419,076	¥144,758

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額169百万円)及び組合出資金(同12,653百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

(5) 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券

該当事項はありません。

(6) 当連結会計年度中に売却した責任準備金対応債券

該当事項はありません。

(7) 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

3月31日に終了した1年間	2018		
	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
公社債	¥15,993	¥ 89	¥—
国債・地方債	10,213	61	—
社債	5,779	27	—
株式	573	455	—
その他	37,797	241	12
合計	¥54,364	¥785	¥12

(8) 減損処理を行った有価証券

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、減損処理を行っております。

当連結会計年度において、減損処理は行っておりません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、原則として時価が取得原価に比べて30%以上下落した場合としております。

18. 金銭の信託に関する事項は次のとおりであります。

(1) 運用目的の金銭の信託

該当事項はありません。

(2) 満期保有目的及び責任準備金対応の金銭の信託

該当事項はありません。

(3) その他の金銭の信託(運用目的、満期保有目的及び責任準備金対応以外)

3月31日現在	2018				
	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	¥291,582	¥253,030	¥38,552	¥38,552	¥—

(注) 1. 本表には合同運用の金銭の信託40百万円を含んでおります。

2. 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(4) 減損処理を行った金銭の信託

その他の金銭の信託において信託財産として運用している時価のある有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、減損処理を行っております。

当連結会計年度において、減損処理は行っておりません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、原則として時価が取得原価に比べて30%以上下落した場合としております。

19. デリバティブ取引に関する事項は次のとおりであります。

(1) ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

① 金利関連取引

3月31日現在	区分	種類	2018			
			契約額等	契約額等のうち1年超	時価	評価損益
店頭		金利スワップ				
		受取固定・支払変動	¥13,461	¥13,461	¥△66	¥△66
		受取変動・支払固定	13,461	13,461	66	66
合計			—	—	¥ —	¥ —

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定: 割引現在価値により算定した価額や取引金融機関から提示された価格によっております。

②通貨関連取引

			2018			
区分	種類		契約額等	契約額等のうち1年超	時価	評価損益
店頭	為替予約	売建	¥220,252	¥—	¥ 5,927	¥ 5,927
		買建	153,241	—	495	495
	外国為替証拠金	売建	62,635	—	2,480	2,480
		買建	21,987	—	1,020	1,020
	通貨オプション	売建	156	—	△1	0
		買建	206	—	1	0
	通貨先渡	買建	14,216	—	△325	△325
合計			—	—	¥ 9,600	¥ 9,600

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
2. 時価の算定：割引現在価値やオプション価格計算モデルにより算定しております。

③株式関連取引

			2018			
区分	種類		契約額等	契約額等のうち1年超	時価	評価損益
金融商品取引所	株価指数先物	売建	¥106,875	¥—	¥786	¥786
合計			—	—	¥786	¥786

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
2. 時価の算定：取引所における連結会計年度末の最終価格によっております。

(2) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

①金利関連取引

			2018		
ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超	時価
原則的処理方法	金利スワップ				
	受取変動・支払固定	預金	¥103,000	¥103,000	¥ 130
ヘッジ対象に係る損益を認識する方法	金利スワップ				
	受取変動・支払固定	その他有価証券(債券)	268,367	241,415	△12,300
合計			—	—	¥△12,169

(注) 1. 業種別監査委員会報告第24号に基づく繰延ヘッジによるものとヘッジ対象に係る損益を認識する方法によるものがあります。
2. 時価の算定：割引現在価値等により算定しております。

②通貨関連取引

			2018		
ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超	時価
ヘッジ対象に係る損益を認識する方法	通貨スワップ	その他有価証券(債券)	¥19,200	¥14,000	¥△687
合計			—	—	¥△687

(注) 1. ヘッジ対象に係る損益を認識する方法によっております。
2. 時価の算定：割引現在価値等により算定しております。

20. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。

(1) 採用している退職給付制度の概要

生命保険子会社では、営業社員においては退職一時金制度、内務職員においては確定給付型企业年金制度及び確定拠出年金制度を設けております。損害保険子会社では、退職一時金制度及び確定拠出年金制度を設けております。当社及び銀行子会社では、主に退職一時金制度を設けております。なお、当社及び一部の連結子会社は退職給付債務の計算にあたり、簡便法を採用しております。

(2) 確定給付制度

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表(⑨に掲げられたものを除く)

	百万円
3月31日に終了した1年間	2018
退職給付債務の期首残高	¥ 42,567
勤務費用	4,768
利息費用	102
数理計算上の差異の発生額	321
退職給付の支払額	△2,604
過去勤務費用の発生額	67
退職給付債務の期末残高	¥ 45,222

②年金資産の期首残高と期末残高の調整表(⑨に掲げられたものを除く)

	百万円
3月31日に終了した1年間	2018
年金資産の期首残高	¥14,032
期待運用収益	143
数理計算上の差異の発生額	562
事業主からの拠出額	1,122
退職給付の支払額	△258
年金資産の期末残高	¥15,601

③退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	百万円
3月31日現在	2018
積立型制度の退職給付債務	¥ 11,938
年金資産	△15,601
	△3,663
非積立型制度の退職給付債務	33,416
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	29,753
退職給付に係る負債	33,179
退職給付に係る資産	△3,426
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	¥ 29,753

④退職給付費用及びその内訳項目の金額

	百万円
3月31日に終了した1年間	2018
勤務費用	¥ 4,768
利息費用	102
期待運用収益	△143
数理計算上の差異の費用処理額	909
過去勤務費用の費用処理額	67
その他	62
確定給付制度に係る退職給付費用	¥ 5,765

(注) 簡便法を採用している会社の退職給付費用は、「その他」に計上しております。

⑤退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

	百万円
3月31日に終了した1年間	2018
数理計算上の差異	¥1,150
合計	¥1,150

⑥退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

	百万円
3月31日現在	2018
未認識数理計算上の差異	¥△2,724
合計	¥△2,724

⑦年金資産に関する事項

(i) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	%
3月31日現在	2018
債券	68
株式	28
その他	4
合計	100

(ii) 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑧数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	0.2% ~ 0.7%
長期期待運用収益率	1.0% ~ 2.4%

⑨簡便法を採用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	百万円
3月31日に終了した1年間	2018
退職給付に係る負債の期首残高	¥111
退職給付費用	12
退職給付の支払額	△3
制度への拠出額	△4
その他	16
退職給付に係る負債の期末残高	¥132

(3) 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、332百万円であります。

21. ストック・オプション等に関する事項は次のとおりであります。

(1) ストック・オプション等に係る費用計上額及び科目名

事業費等 94百万円

(2) ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

①ストック・オプションの内容

当社第1回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当社業務執行取締役 4名
株式の種類別のストック・オプションの付与数 ^(注)	普通株式 52,900株
付与日	2016年8月8日
権利確定条件	権利は付与時に確定します。 ただし、2017年定時株主総会までに当社の業務執行取締役の役位を喪失した場合には、ストック・オプションの割当個数に2016年7月から当該役位喪失日を含む月までの業務執行取締役の在任月数を乗じた数を12で除した数のストック・オプションにつき行使することができ、割当個数のうちの残りのストック・オプションは、当該役位喪失日以降行使することができなくなり、消滅することとなります。
対象勤務期間	自 2016年6月24日 至 2017年定時株主総会
権利行使期間	自 2016年8月9日 至 2046年8月8日 ただし、新株予約権付与対象者は、上記の新株予約権の行使期間内において、当社の業務執行取締役の役位を喪失した日の翌日から10日(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)を経過する日までの間に限り、保有する全ての新株予約権を一括してのみ行使できます。
当社第2回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当社業務執行取締役 3名 当社子会社業務執行取締役 7名
株式の種類別のストック・オプションの付与数 ^(注)	普通株式 41,700株
付与日	2017年8月7日
権利確定条件	権利は付与時に確定します。 ただし、2018年定時株主総会までに当社及び当社子会社の業務執行取締役のいずれの役位を喪失した場合には、ストック・オプションの割当個数に2017年7月から当該役位喪失日を含む月までの業務執行取締役の在任月数を乗じた数を12で除した数のストック・オプションにつき行使することができ、割当個数のうちの残りのストック・オプションは、当該役位喪失日以降行使することができなくなり、消滅することとなります。
対象勤務期間	自 2017年6月21日 至 2018年定時株主総会
権利行使期間	自 2017年8月8日 至 2047年8月7日 ただし、新株予約権付与対象者は、上記の新株予約権の行使期間内において、当社及び当社子会社の業務執行取締役のいずれの役位を喪失した日の翌日から10日(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)を経過する日までの間に限り、保有する全ての新株予約権を一括してのみ行使できます。

(注) 株式数に換算して記載しております。

②ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

(i) スtock・オプションの数

	当社第1回新株予約権	当社第2回新株予約権
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	—	—
付与	—	41,700
失効	—	—
権利確定	—	41,700
未確定残	—	—
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	52,900	—
権利確定	—	41,700
権利行使	17,200	—
失効	—	—
未行使残	35,700	41,700

(ii) 単価情報

	当社第1回新株予約権	当社第2回新株予約権
権利行使価格	1円	1円
行使時平均株価	1,779円	—
付与日における公正な評価単価	1,236円	1,695円

(3) スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

①使用した評価技法

ブラック・ショールズ式

②主な基礎数値及び見積方法

	当社第2回新株予約権
株価変動性(*1)	33.735%
予想残存期間(*2)	5.4年
予想配当(*3)	55円/株
無リスク利子率(*4)	△0.057%

(*1) *2の予想残存期間(5.4年)に対応する期間の過去の株価をもとに算定しております。

(*2) 予想在任期間を見積り、付与金額で加重平均することにより算定しております。

(*3) 2017年3月期の配当実績によっております。

(*4) 残存期間が*2の予想残存期間(5.4年)に近似する長期国債の複利利回りの平均値を使用しております。

(4) スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(5) 譲渡制限付株式報酬の内容

	当社第1回譲渡制限付株式報酬
付与対象者の区分及び人数	当社業務執行取締役 3名 当社執行役員 4名 当社子会社業務執行取締役 7名 当社子会社執行役員 30名
付与数	普通株式 27,513株
付与日	2017年8月7日
譲渡制限期間	自 2017年8月7日 至 2020年8月7日
解除条件	譲渡制限期間中継続して、当社の業務執行取締役等の役位にあったことを条件とし、譲渡制限期間満了時に解除します。 ただし、当社取締役会が正当と認める事由により譲渡制限期間満了時までに当社の業務執行取締役等の役位を喪失した場合には、当該役位就任日を含む月から喪失日を含む月までの業務執行取締役等の在任月数を乗じた数を12で除した数の本割当株式につき譲渡制限を解除することができ、譲渡制限が解除される対象とならない割当株式は、当該解除後速やかに当社が当然に無償で取得します。
付与日における公正な評価単価	2,020円

22. 税効果会計に関する事項は次のとおりであります。

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	百万円
3月31日現在	2018
繰延税金資産	
保険契約準備金	¥ 38,672
価格変動準備金	13,478
退職給付に係る負債	8,367
有価証券減損	1,270
税務上の繰越欠損金	1,556
減価償却費	4,667
繰延ヘッジ損益	479
その他	8,364
繰延税金資産小計	76,855
評価性引当額	△4,115
繰延税金資産合計	72,740
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△50,868
その他	△628
繰延税金負債合計	△51,497
繰延税金資産(△負債)の純額	¥ 21,242

(注) 当連結会計年度における繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	百万円
3月31日現在	2018
資産の部－繰延税金資産	¥21,242
負債の部－繰延税金負債	0

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	%
3月31日現在	2018
法定実効税率	30.9
(調整)	
子会社との税率差異	△2.4
評価性引当金の増減	0.5
その他	1.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.4

23. 資産除去債務に関する事項は次のとおりであります。

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

営業用不動産の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務及び投資用不動産の石綿障害予防規則に基づくアスベスト除去費用等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15～50年と見積もり、割引率は0.1～2.3%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当連結会計年度における総額の増減

	百万円
3月31日に終了した1年間	2018
期首残高	¥ 2,214
有形固定資産の取得に伴う増加額	280
有形固定資産の売却に伴う減少額	△356
時の経過による調整額	19
資産除去債務の履行による減少額	△27
期末残高	¥ 2,131

24. 賃貸等不動産の時価に関する事項は次のとおりであります。

一部の連結子会社は、東京都その他の地域において、主に賃貸用のオフィスビルを有しております。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は5,705百万円、固定資産等処分益は13,258百万円であります。また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

	百万円
3月31日に終了した1年間	2018
連結貸借対照表計上額	
当連結会計年度期首残高	¥ 104,731
当連結会計年度増減額	△18,354
当連結会計年度末残高	86,376
当連結会計年度末の時価	¥ 154,911

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
 2. 当連結会計年度増減額のうち、当連結会計年度の主な増加は一部の連結子会社使用のオフィスから賃貸用のオフィスへの振替(6,539百万円)及び新規連結による増加(308百万円)であり、主な減少は不動産売却(23,691百万円)であります。
 3. 当連結会計年度末の時価の算定にあたっては、当連結会計年度末時点の外部の不動産鑑定士による不動産鑑定評価に基づいております。

25. 重要な後発事象に関する事項は次のとおりであります。

(子会社の設立)

当社は、2018年5月14日の取締役会において、以下のとおり会社分割(簡易新設分割)により子会社を設立することを決議いたしました。

(1) 目的

Fintech等の分野に強みを持つベンチャー企業への投資を行い、財務的なリターンの獲得に加え、ベンチャー企業と当社グループ各社との連携や協業により当社グループの既存事業を強化するとともに、新規事業の創出にも取り組んでまいります。

(2) 子会社の概要

商号	ソニーフィナンシャルベンチャーズ株式会社
本店所在地	東京都千代田区
事業内容	ベンチャーキャピタル業務、その他ベンチャーキャピタル業務に附帯または関連する一切の業務
資本金の額	10百万円
発行株式総数	10,000株
設立年月日	2018年7月10日
株主構成	当社100%

2 連結損益計算書関係

1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益は、119円30銭であります。算定上の基礎である親会社株主に帰属する当期純利益は51,895百万円であり、その全額が普通株式に係るものであります。なお、普通株式の期中平均株式数は434,979千株であります。

潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益は、119円29銭であります。算定上の基礎である親会社株主に帰属する当期純利益調整額はなく、潜在株式を考慮した普通株式増加数は60千株であります。

3 連結包括利益計算書関係

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額は次のとおりであります。

		百万円
3月31日に終了した1年間		2018
その他の有価証券評価差額金		
当期発生額		¥ 838
組替調整額		△2,092
税効果調整前		△1,254
税効果額		396
その他の有価証券評価差額金		△857
繰延ヘッジ損益		
当期発生額		1,025
組替調整額		△662
税効果調整前		363
税効果額		△111
繰延ヘッジ損益		251
土地再評価差額金		
当期発生額		△378
組替調整額		—
税効果調整前		△378
税効果額		378
土地再評価差額金		—
退職給付に係る調整額		
当期発生額		240
組替調整額		909
税効果調整前		1,150
税効果額		△322
退職給付に係る調整額		827
その他の包括利益合計		¥ 221

4 連結株主資本等変動計算書関係

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

3月31日に終了した1年間	千株			
	当連結会計 年度期首株式数	当連結会計 年度増加株式数	当連結会計 年度減少株式数	当連結会計 年度末株式数
発行済株式				
普通株式	435,000	27	—	435,027
合計	435,000	27	—	435,027
自己株式				
普通株式	52	—	17	35
合計	52	—	17	35

- (注) 1. 普通株式の発行済株式の株式数の増加27千株は、取締役会決議による譲渡制限付株式の割当によるものであります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少17千株は、新株予約権(ストック・オプション)の権利行使によるものであります。

2. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	当連結会計期間末残高 (百万円)
当社	ストック・オプションとしての新株予約権	97

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2017年6月21日 定時株主総会	普通株式	23,922百万円	55円	2017年3月31日	2017年6月22日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2018年6月22日 定時株主総会	普通株式	26,099百万円	利益剰余金	60円	2018年3月31日	2018年6月25日

5 連結キャッシュ・フロー計算書関係

1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

3月31日に終了した1年間	百万円
現金及び預貯金	2018 ¥327,633
生命保険子会社のコールローン	65,500
現金及び現金同等物	¥393,133

2. 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る貸付業務から生じるキャッシュ・フローを含んでおります。

自己資本の充実の状況等について

定性的な開示事項

1 連結の範囲に関する事項

当社の連結自己資本比率は、「銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年（2006年）3月27日金融庁告示第20号、以下「持株自己資本比率告示」）」に基づき、連結自己資本比率算出の対象となる会社の集団（以下「持株会社グループ」という。）に属する連結子会社を、ソニー銀行、ソニーペイメントサービス、SmartLink Network Hong Kong、ソニー・ライフケア、ライフケアデザインおよびクラウドライフの6社として算出しています。同告示第15条第2項に基づき、保険子会社であるソニー生命、ソニー損保、Sony Life Singapore、Sony Life Financial Advisersの4社および持分法適用会社であるソニーライフ・エイゴン生命、SA Reinsuranceの2社については、連結の範囲に含めていません。上述の保険子会社については、同告示第17条第2項第5号（特定項目に係る10パーセント基準超過額）に掲げるコア資本に係る調整項目の対象としています。

一方、連結財務諸表規則に基づき連結の範囲に含まれる子会社は、ソニー生命、ソニー損保、ソニー銀行、ソニーペイメントサービス、SmartLink Network Hong Kong、ソニー・ライフケア、ライフケアデザイン、クラウドライフの8社、持分法適用会社は、ソニーライフ・エイゴン生命、SA Reinsuranceの2社です。

持株会社グループに属する連結子会社であるソニー銀行、ソニーペイメントサービス、SmartLink Network Hong Kongの業務内容については、本誌P31～56およびP84をご参照ください。

持株会社グループに属さない会社であって会計連結範囲に含まれるものとして、ソニー生命、ソニー損保、ソニーライフ・エイゴン生命、SA Reinsuranceが該当します。これらの4社の2018年3月末時点の貸借対照表の総資産の額および純資産の額は以下のとおりです。業務内容については、本誌P31～56およびP84をご参照ください。

	総資産	純資産
ソニー生命(単体)	9,567,689百万円	492,787百万円
ソニー損保	204,362百万円	33,189百万円
ソニーライフ・エイゴン生命	496,730百万円	8,261百万円
SA Reinsurance	79,395百万円	16,525百万円

なお、当社の持株会社グループの会社間の資金および自己資本の移動に係る制限等は特段行っておりませんが、当社は子会社であるソニー銀行の健全性に十分留意し、必要な自己資本を維持するように努めています。

2 自己資本調達手段の概要

2018年3月末時点の自己資本調達手段は次表のとおりです。

発行主体	自己資本調達手段	株数	コア資本に係る基礎項目の額に算入された額
ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社	普通株式	434,991,738株	256,124百万円

3 持株自己資本比率告示上の持株会社グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要

持株自己資本比率告示に基づいて算出した、2018年3月末の連結自己資本比率は17.18%と、国内基準である4%を大きく上回っており、経営の健全性、安全性を十分に保っています。連結自己資本比率算出に当たっては、信用リスクについては基礎的内部格付手法を、オペレーショナル・リスクについては基礎的手法を採用しています。

また、持株自己資本比率告示上の持株会社グループにおける中核会社であるソニー銀行では、自己資本比率による管理、評価に加えて、リスクと収益のバランスをとり十分な健全性を確保するために、「資本配賦」による管理を実施しています。これは、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等の各種リスクに対して自己資本を割り当てた上で、それぞれのリスクの特性に応じて計測したリスク量が、その範囲に収まるよう管理を行うものです。

また、ソニー銀行のリスクプロファイルや外部環境等を勘案の上、経営に対して重大な影響を及ぼし得る事象を反映したシナリオを策定してストレステストを実施しており、これにより自己資本の十分性を点検しております。

当社は、ソニー銀行における資本配賦の手法、配賦資本の水準ならびに配賦資本に対する実際の使用資本の水準等のモニタリングを行っています。これにより、総合的な観点からソニー銀行の自己資本ならびに持株会社グループの連結自己資本の十分性の確保を図っています。

持株自己資本比率告示上の持株会社連結リスク・アセットにおいて、以下の各種リスクに関する事項に関しては、ソニー銀行以外の持株会社グループに属する会社が保有する資産におけるリスク・アセットの占める割合は小さいため、以下ではソニー銀行におけるリスク管理に関する事項を中心に説明します。

なお、当社は銀行持株会社として、以下に説明するようなソニー銀行におけるリスク管理態勢全般をモニタリングしており、リスク管理ガイドラインの設定、リスク管理会議の開催等を通じ、ソニーフィナンシャルグループ全体としてのリスク管理を推進しています。ソニーフィナンシャルグループにおけるリスク管理態勢全般については、本誌P72～73の「リスク管理」をご参照ください。

4 信用リスクに関する事項

1 リスク管理の方針および手続きの概要

(1) 個人与信リスク

「個人与信リスク」は、個人与信先の信用状況の悪化などにより、与信にかかる資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクをいいます。ソニー銀行において、当該リスクの所管部署は、リスクの測定、モニタリング、管理等に係る方策を講じる役割を担い、取締役会は個人与信リスクの所在と性質およびその測定・管理手法を認識した上で、個人与信リスク管理に関する基本方針の策定と、適切な信用リスク管理体制の構築を行います。

個人与信リスクは、住宅ローン、目的別ローン、カードローン、その他個人与信リスク管理が必要と認められる対顧客取引を管理の対象としています。当該対象与信は、与信審査部署が管理する審査基準に基づき、担当部署が審査を行います。また個人与信リスク所管部署では、実行後債権の信用状況をモニタリングしており、その結果について定期的に取締役会に報告しています。

貸倒引当金は償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。正常先および要注意先（要管理先を除く）に相当する債権については、過去の一定期間における各々の債務者区分に応じた倒産確率等に基づく今後1年間の予想損失額について一般貸倒引当金を計上することとしています。要管理先に相当する債権については、過去の一定期間における倒産確率等に基づく今後3年間の予想損失額について一般貸倒引当金を計上することとしています。破綻懸念先に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対する今後3年間の予想損失額について個別貸倒引当金を計上することとしています。実質破綻先及び破綻先に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した全額について個別貸倒引当金を計上することとしております。なお、不動産担保に関しては、毎年1回評価の洗い替えを実施しています。すべての債権は、自己査定基準に基づき実施部署が資産査定を行っており、その査定結果により引当をしています。

(2) 市場与信リスク

「市場与信リスク」は、保有する有価証券の発行体の信用状況が変化することにより有価証券の時価が変動し、損失を被るリスク、および市場取引における契約相手の財務状況の悪化などにより、契約の履行が行われなくなることにより損失を被るリスクです。ソニー銀行において、当該リスクの所管部署は、リスクの測定、モニタリング、管理等に係る方策を講じる役割を担い、取締役会は、市場与信リスクの所在と性質、およびその測定・管理手法を認識した上で、市場与信リスク管理に関する基本方針の策定と、適切な信用リスク管理体制の構築を行います。

市場与信リスクにおいては、有価証券取引、円・外貨資金取引、外国為替取引、金融派生商品取引（デリバティブ）、証券化商品、およびその他リスク管理が必要と認められる市場取引から発生するリスクを管理の対象としています。市場与信リスクの管理方法は、原則として債務者格付、証券化格付に基づく与信限度額等の設定を行い、設定した限度額等の遵守状況をモニタリング、報告し、限度額等を超過する場合は経営陣に報告して必要な対応を検討します。また、リスク管理状況について、定期的に取締役会に報告しています。なお、与信審査部署が、債務者格付、証券化格付の付与を行うとともに、事業債等への投資枠の付与や証券化商品への投資可否判断において審査を行っております。

保有する有価証券については、ソニー銀行が定める自己査定基準や分類方法に従い、管理を行います。

(3) 法人与信リスク

「法人与信リスク」は、法人与信先の信用状況の悪化などにより、与信にかかる資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクをいいます。ソニー銀行において、当該リスクの所管部署は、リスクの測定、モニタリング、管理等に係る方策を講じる役割を担い、取締役会は法人与信リスクの所在と性質およびその測定・管理手法を認識した上で、法人与信リスク管理に関する基本方針の策定と、適切な信用リスク管理体制の構築を行います。

法人与信リスクは、シンジケートローン、貸付債権買取りおよびローンパーティシペーション、ソニー銀行子会社向け与信（貸出、支払承諾等）を管理の対象としています。当該対象与信は、与信審査部署が管理する審査基準に基づき、担当部署が審査を行います。また法人与信リスク所管部署では、債務者格付に基づく与信限度額等の設定を行い、設定した限度額等の遵守状況や実行後債権の信用状況をモニタリングしており、その結果について定期的に取締役会に報告しています。

貸倒引当金は償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。正常先および要注意先（要管理先を除く）に相当する債権については、過去の一定期間における各々の債務者区分に応じた倒産確率等に基づく今後1年間の予想損失額について一般貸倒引当金を計上することとしています。要管理先に相当する債権については、過去の一定期間における倒産確率等に基づく今後3年間の予想損失額について一般貸倒引当金を計上することとしております。破綻懸念先に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対する今後3年間の予想損失額について個別貸倒引当金を計上することとしています。実質破綻先および破綻先に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した全額について個別貸倒引当金を計上することとしています。すべての債権は、自己査定基準に基づき実施部署が資産査定を行っており、その査定結果により引当をしています。

2 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて

(1) 使用する内部格付手法の種類

基礎的内部格付手法を採用しています。

(2) 内部格付手法の概要

ソニー銀行の内部格付手法では、信用リスク評価の統一的な基準として、事業法人等向けエクスポージャーに対しては「事業法人等向け内部格付制度」、リテール向けエクスポージャーに対しては「リテール向け内部格付制度」の各内部格付制度を導入しています。証券化エクスポージャーに対しては信用リスクの評価体系として「証券化格付」を導入しています。

「事業法人等向け内部格付制度」および「リテール向け内部格付制度」の適切性を維持するため、年1回以上の頻度で検証を実施し、その結果を経営会議及びリスク管理委員会に報告しています。

① 内部格付制度

(i) 事業法人等向け内部格付制度

「事業法人等向け内部格付制度」は、「債務者格付」および「案件格付」から構成されています。

債務者格付

「債務者格付」は、市場と信および法人与信にかかる全ての与信先を対象とし、定量面および定性面の両面から総合的に勘案の上、与信先の信用力を格付で区分するものです。また、「債務者格付」は、自己査定における債務者区分と整合するものとなっています。

債務者格付と債務者区分の関係

債務者格付	債務者区分	デフォルト基準
S1		
S2		
A1		
A2		
A3		
B1		
B2	正常先	非デフォルト
B3		
C1		
C2		
C3		
C4		
C5		
D	要注意先	
E		
F	破綻懸念先	デフォルト
G	実質破綻先	
H	破綻先	

案件格付

「案件格付」は、個々の案件に対し、保全の状況に応じてデフォルト時の損失可能性を勘案し評価するものです。

(ii) リテール向け内部格付制度

「リテール向け内部格付制度」は、商品毎（住宅ローン、カードローン、目的別ローン、投資用マンションローン）に個々の取引のリスク特性が同種のグループ（プール区分）に分類し、プール区分毎にリスクを把握し、管理する制度です。

② 証券化格付

「証券化格付」は、個々の証券化商品に対し、定量面および定性面の両面からリスク特性を確認の上、外部格付機関による評価を参照し格付で区分するものです。

③ パラメータ推計

内部格付制度においては、事業法人等向けエクスポージャーでは債務者格付毎にPD（デフォルト確率）を、リテール向けエクスポージャーではプール区分毎にPD、LGD（デフォルト時損失率）およびEAD（デフォルト時エクスポージャー）を推計しております。推計された各種パラメータ（PD・LGD・EAD等）は、与信判断や信用リスクの計量化、採算管理等、銀行内部の業務運営にも活用しています。

④ 内部格付制度の検証

内部格付制度の検証は、「事業法人等向け内部格付制度」、「リテール向け内部格付制度」および「パラメータ推計」について、信用リスク管理部署が年1回以上の頻度で実施することにより、内部格付制度の正確性並びにその一貫性の確保及び適切な見直しを行うことを目的としています。

3 標準的手法が適用されるポートフォリオについて

ソニー銀行では、信用リスク・アセットの額の算出にあたり原則として基礎的内部格付手法を適用することとしておりますが、金額が僅少であり、信用リスク管理の観点から重要性が低いと判断される一部の資産及び連結子会社については例外的に標準的手法を適用しています。いずれも自己資本比率を算出する上では、重要な影響を与えるものではありません。

標準的手法を適用しているソニー銀行の連結子会社としては、ソニーペイメントサービス(株)およびSmartLink Network Hong Kong Limitedがあります。

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

ソニー銀行では、リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の5つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは実施しておりません。

(株)格付投資情報センター(R&I)、(株)日本格付研究所(JCR)、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)、S&Pグローバル・レーティング(S&P)、フィッチ・レーティングス・リミテッド(Fitch)。

5 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続きの概要

ソニー銀行における貸出エクスポージャーは、住宅ローン、目的別ローン、カードローンの個人向け貸出(ローン)、およびシンジケートローンを中心とした法人向け貸出であり、十分な分散が図られています。住宅ローンでは不動産担保を取得し保金を確保のうえ、さらに債権回収会社(サービサー)へ回収業務を委託することにより、回収の実効性を高めています。なお、住宅ローンでは、一部提携先の保証を取得しているものがありますが、過度の集中はございません。

有価証券の信用リスクを削減する手法として、クレジット・デリバティブを取扱う場合があります。なお、クレジット・デリバティブ取引は、内部格付に基づく与信極度額管理の枠組に含め、特定の提供者に偏ることのないように管理することとしています。また、派生商品取引について、法的に有効なネットティング契約を用いるにあたっては、ISDAマスター契約を締結する上で、かかる法的有効性について確認を行っています。

6 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

ソニー銀行では、市場リスクの適切な管理を行うことを主な目的として、派生商品取引を取扱っています。派生商品取引には、市場の変動により損失を被る可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を被る可能性のある信用リスクが内包されています。

市場リスクへの対応は、日次で取引評価損益、および市場リスク量の算出を行っています。ソニー銀行全体の市場リスク量は、予想最大損失額(Value at Risk)を用いて一元的に管理し、そのリスク量に限度額を設けることにより、リスク量が適切な範囲内に収まるように管理しています。

また、信用リスクへの対応は、取引先の内部格付に基づく与信極度額管理の枠組に含め、管理を行っています。なお、担保による保全および引当金の算定は行っていません。また、万一ソニー銀行の信用力の悪化により、取引相手に対して担保の追加提供をする必要が生じたとしても、提供可能な資産を十分に保有しており、影響は限定的です。

なお、長期決済期間取引は該当ありません。

7 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理の方針およびリスク特性の概要

ソニー銀行では、投資可能な証券化エクスポージャーの定義を明確にし、市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などを把握することで、適切なリスク管理に努める方針としています。

証券化商品は市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに加え、裏付けとなる原資産のデフォルト・リスクや回収リスク等の原資産のポートフォリオに関するリスクに晒されています。また、オリジネーターのリスクや商品のストラクチャーに関するリスクが存在します。

(2) 持株自己資本比率告示第227条第4項第3号から第6号までに規定する体制の整備およびその運用状況の概要

ソニー銀行は、裏付けとなる資産内容、クレジット・イベントの内容等のストラクチャーの分析、原資産ポートフォリオの運営・管理を行うオリジネーター・マネージャー等の運用状況等について、案件ごとに分析を行っています。また、取引金融機関や格付機関等の外部機関から、包括的なリスク特性に係る情報や裏付資産のパフォーマンス情報等を継続的に入手し、構造上の特性を含め、定期的にモニタリングを行っています。なお、持株自己資本比率告示第1条第2号の2イまたは口の規定により再証券化取引から除かれる証券化エクスポージャーの保有はありません。

(3) 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

ソニー銀行は、信用リスク削減手法として証券化取引を用いていません。

(4) 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

ソニー銀行は、外部格付準拠方式を採用しています。

- (5) 証券化エクスポージャーのマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称
ソニー銀行は、持株自己資本比率告示第16条に基づき、自己資本比率の算式にマーケット・リスク相当額を算入していないため、該当ありません。
- (6) 持株会社グループが証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類および持株会社グループが当該取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別
持株会社グループによる当該取引はありません。
- (7) 持株会社グループの子法人等および関連法人等のうち、持株会社グループが行った証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称
持株会社グループの子法人等および関連法人等による、証券化エクスポージャーの保有はありません。
- (8) 証券化取引に関する会計方針
ソニー銀行は、証券化取引については、金融商品会計基準等に準拠し、適切に会計処理を行っています。
- (9) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称
ソニー銀行では、リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の5つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは実施していません。
(株)格付投資情報センター(R&I)、(株)日本格付研究所(JCR)、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)、S&Pグローバル・レーティング(S&P)、フィッチ・レーティングス・リミテッド(Fitch)。
- (10) 内部評価方式を用いている場合には、その概要
ソニー銀行は、内部評価方式を用いていません。
- (11) 定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容
該当ありません。

8 マーケット・リスクに関する事項

持株自己資本比率告示第16条に基づき、連結自己資本比率の算式にマーケット・リスク相当額を算入していないため、該当ありません。

9 オペレーショナル・リスクに関する事項

1 リスク管理の方針および手続きの概要

ソニー銀行では、事務管理上の不具合に関連して生じる過失、不正、トラブル等によって同社が有形無形の損失を被る「事務リスク」、システムに関連して生じるトラブル、損壊、不正利用、情報流出等によって同社が損失を被る「システムリスク」、業務委託先の業務管理や情報管理が不適切であること、委託契約の継続が困難になること等により損失を被る「業務委託リスク」、法令違反の行為または契約上の問題等により損失を被る「法務リスク」、社会倫理性に反する行為、不公正な取引、不適切な情報開示等に基づき市場や顧客の間における会社の評判が悪化することにより損失を被る「風評リスク」、社員等における人事運営上の不公平、不公正、差別的行為から生じる損失、損害などにより会社が損失を被る「人的リスク」を、オペレーショナル・リスクととらえています。各々のリスク所管部署は、リスクの測定、モニタリング、管理等に係る方策を講じる役割を担い、取締役会は、リスクの所在と性質、およびその測定・管理手法を認識した上で、リスク管理に関する基本方針の策定と、適切なリスク管理体制の構築を行います。

リスク所管部署は、所管するリスクのモニタリングを実施し、重大なリスクが顕在化した場合は経営陣に報告して必要な対応を検討します。また、リスク管理状況について、定期的に取り締役に報告しています。

2 オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

基礎的手法を採用しています。

10 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続きの概要

持株会社グループにおいて、政策保有株式を保有しております。政策保有株式については、当社の制定する「政策保有株式に関するグループ基本方針」に基づいた適正な運用・管理を行っております。

11 金利リスクに関する事項

1 リスク管理の方針および手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動により損失を被るリスクです。ソニー銀行においては、定期的な評価、計測を行い、適宜対策を講じる態勢としています。

具体的には、バーゼルⅢで計測する金利リスクの管理、評価に加えて、金利感応度 (BPV、GPS) 分析、一定の金利ショックを想定した銀行勘定の金利リスク量の把握、予想最大損失額 (Value at Risk) の計測などを、定期的を実施し、経営陣への報告をするとともに、リスク管理委員会ならびにALM委員会で協議検討するなどして、資産、負債構成の最適化に向けたリスク・コントロールに努めています。

2 内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

銀行勘定における金利リスクは、資産、負債のうち、市場金利変動の影響を受けるもの (例えば貸出金、預金、有価証券等) が、金利ショックにより損失を被るリスクです。なお、流動性預金については明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される要求払預金ですが、このうち引き出されることなく長期間金融機関に滞留する部分をコア預金と定義し、残高や満期を想定した上で、金利リスクを算定しています。

ソニー銀行では、バーゼルⅢにおける銀行勘定の金利リスクを、以下の定義に基づき算定しています。

計測方法	GPS 計算方式
金利感応資産・負債	預金、貸出金、外国為替、有価証券、資金取引、金融派生商品
コア預金	対象：日本円流動性預金 (普通預金) 算定方法：①過去5年の最低残高、 ②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、 ③現残高の50%相当額、のうち最小の額を採用。 満期：5年以内 (平均2.5年)
期限前返済	住宅ローンについて、過去の実績に基づき期限前返済比率を算出し、それを加味したキャッシュフローを生成
金利ショック幅	過去5年の観測期間で計測される保有期間1年の金利変動の、99% タイル又は1% タイル値

定量的な開示事項

1 その他金融機関等であって銀行持株会社の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

該当ありません。

2 自己資本の構成に関する事項

	百万円	
	2017	2018
	経過措置による 不算入額	経過措置による 不算入額
3月31日現在		
コア資本に係る基礎項目		
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	¥252,944	¥255,120
うち、資本金及び資本剰余金の額	215,177	211,085
うち、利益剰余金の額	36,913	41,527
うち、自己株式の額(△)	81	55
うち、社外流出予定額(△)	23,922	26,099
うち、上記以外に該当するものの額	24,858	28,662
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額	△65	△82
うち、為替換算調整勘定	—	—
うち、退職給付に係るものの額	△65	△82
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	49	97
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	—	—
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	—	—
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	1,022	988
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	253,950	256,124
コア資本に係る調整項目		

(次頁に続く)

自己資本の構成に関する事項(続き)

	2017		2018	
		経過措置 による 不算入額		経過措置 による 不算入額
3月31日現在				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額	2,057	1,338	3,744	790
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	49	—	583	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	2,008	1,338	3,160	790
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—	—	—
適格引当金不足額	1,253	—	1,013	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—	—	—
自己保有普通株式等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	1	0	1	0
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	—	—	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	131,059	—	130,925	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	131,059	—	130,925	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	134,372	—	135,683	—
自己資本				
自己資本の額((イ) - (ロ)) (ハ)	119,577	—	120,440	—
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額	586,057	—	609,857	—
資産(オン・バランス)項目	578,616	—	601,543	—
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△15,628	—	△9,542	—
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)	1,338	—	790	—
うち、繰延税金資産	—	—	—	—
うち、退職給付に係る資産	—	—	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△16,969	—	△10,333	—
うち、上記以外に該当するものの額	2	—	1	—
オフ・バランス取引等項目	6,658	—	7,548	—
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	742	—	734	—
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	40	—	29	—
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	—	—	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	86,029	—	91,196	—
信用リスク・アセット調整額	159,042	—	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	831,128	—	701,053	—
連結自己資本比率				
連結自己資本比率((ハ) / (ニ))	14.39%	—	17.18%	—

(注) 1. 持株自己資本比率告示に基づき算出しております。当社は国内基準を採用しており、信用リスク・アセットの算出においては、基礎的内部格付手法を採用しております。

2. 2017年3月期ではソニー生命保険株式会社、ソニー損害保険株式会社、ソニーライフ・エイゴン生命保険株式会社、SA Reinsurance Ltd. を連結の範囲に含めず算出しております。2018年3月期は、上記4社に加えて新たに設立したSony Life Singapore Pte. Ltd.、Sony Life Financial Advisers Pte. Ltd. も連結の範囲に含めず算出しております。

3 自己資本の充実度に関する事項

1 所要自己資本の額

3月31日現在	百万円	
	2017	2018
標準的手法が適用されるエクスポージャー	¥ 1,048	¥ 1,813
適用除外資産	1,048	1,813
段階的適用資産	—	—
内部格付手法が適用されるエクスポージャー	35,194	35,260
事業法人等向けエクスポージャー	7,899	6,728
事業法人向け(特定貸付債権を除く)	4,086	3,273
特定貸付債権	—	—
中堅中小企業向け	—	—
ソブリン向け	626	545
金融機関等向け	3,187	2,909
リテール向けエクスポージャー	22,523	23,659
居住用不動産向け	14,888	13,730
適格リボルビング型リテール向け	—	—
その他リテール向け	7,635	9,929
株式等	3	3
PD/LGD方式	—	—
マーケット・ベース方式(簡易手法)	3	3
マーケット・ベース方式(内部モデル手法)	—	—
経過措置適用分	—	—
みなし計算(ファンド等)	3,507	3,104
証券化	90	589
購入債権	420	344
その他資産等	749	830
CVAリスク相当額	59	58
中央清算機関関連エクスポージャー	3	2
リスク・ウェイト100%を適用するエクスポージャー	107	63
リスク・ウェイト250%を適用するエクスポージャー	41,840	41,993
リスク・ウェイト1250%を適用するエクスポージャー	—	—
調整項目に相当するエクスポージャー(△)	27,784	27,756
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	1,357	826
信用リスク 計(A)	49,110	50,608
オペレーショナル・リスク 計(B)	6,882	7,295
合計 (A)+(B)	¥55,992	¥57,904

(注) 1. 信用リスクの所要自己資本の額は、「信用リスク・アセットの額×1.06×8%+期待損失額」により算出しております。ただし、標準的手法が適用されるエクスポージャーについては、「信用リスク・アセットの額×8%」により算出しております。

2. オペレーショナル・リスクの所要自己資本の額は、「オペレーショナル・リスク相当額÷8%×8%」により算出しております。

2 連結総所要自己資本額

3月31日現在	百万円	
	2017	2018
連結総所要自己資本額(国内基準)(リスク・アセット額×4%)	¥33,245	¥28,042

4

信用リスク(信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)に関する事項

1 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及び主な種類別の内訳

- 信用リスクに関するエクスポージャー及び三月以上延滞またはデフォルトしたエクスポージャーの期末残高(種類別、地域別、業種・取引相手別、残存期間別)

3月31日現在 種類別	2017				
	信用リスク・エクスポージャー			うち3ヵ月以上延滞 またはデフォルトした エクスポージャー	
	うち貸出金	うち債券	うちデリバティブ		
標準的手法が適用されるポートフォリオ	¥ 24,927	¥ —	¥ 2,000	¥ —	¥ —
内部格付手法が適用されるポートフォリオ	2,457,844	1,540,336	494,524	4,221	3,022
種類別計	2,482,771	1,540,336	496,524	4,221	3,022
地域別					
国内	2,315,103	1,537,784	333,618	3,753	3,022
国外	167,668	2,552	162,906	468	—
地域別計	2,482,771	1,540,336	496,524	4,221	3,022
業種別・取引相手別					
法人	453,358	67,534	272,027	4,217	—
ソブリン	548,243	1,523	224,497	—	—
個人	1,481,170	1,471,279	—	4	3,022
業種別・取引相手別計	2,482,771	1,540,336	496,524	4,221	3,022
残存期間別					
1年以下	517,285	15,714	103,310	498	4
1年超3年以下	147,292	23,088	123,245	284	—
3年超5年以下	182,718	27,464	154,445	809	3
5年超7年以下	63,239	25,254	35,386	2,599	—
7年超10年以下	57,528	44,848	12,649	31	151
10年超	1,453,442	1,385,819	67,489	—	2,761
期間の定めのないもの	61,266	18,149	—	—	101
残存期間別計	¥2,482,771	¥1,540,336	¥496,524	¥4,221	¥3,022

百万円

3月31日現在	2018				
	信用リスク・エクスポージャー			うち3ヶ月以上延滞 またはデフォルトした エクスポージャー	
	うち貸出金	うち債券	うちデリバティブ		
種類別					
標準的手法が適用されるポートフォリオ	¥ 36,074	¥ 7	¥ —	¥ —	¥ 50
内部格付手法が適用されるポートフォリオ	2,704,029	1,597,078	464,510	4,150	2,044
種類別計	2,740,104	1,597,085	464,510	4,150	2,094
地域別					
国内	2,590,802	1,595,533	318,507	4,150	2,094
国外	149,302	1,552	146,003	—	—
地域別計	2,740,104	1,597,085	464,510	4,150	2,094
業種別・取引相手別					
法人	430,098	50,391	247,897	4,148	42
ソブリン	750,723	1,519	216,613	—	—
個人	1,559,283	1,545,175	—	2	2,051
業種別・取引相手別計	2,740,104	1,597,085	464,510	4,150	2,094
残存期間別					
1年以下	712,211	13,196	73,114	668	49
1年超3年以下	166,212	19,291	145,490	756	3
3年超5年以下	148,682	25,396	122,682	604	6
5年超7年以下	30,450	19,821	8,556	2,073	38
7年超10年以下	84,988	44,311	40,494	49	112
10年超	1,530,282	1,456,108	74,174	—	1,790
期間の定めのないもの	67,277	18,961	—	—	92
残存期間別計	¥2,740,104	¥1,597,085	¥464,510	¥4,150	¥2,094

- (注) 1. 「信用リスク・エクスポージャー」には、株式等エクスポージャー、証券化エクスポージャー、信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及びCVAリスクに係るエクスポージャーを含んでおりません。
2. 「デフォルトしたエクスポージャー」には、内部格付手法を適用したエクスポージャーのうち、与信先の債務者区分が「要管理先」以下であるものを計上しております。
3. 信用リスクに関するエクスポージャーについて、期末残高はその期のリスク・ポジションから大幅に乖離しておりません。

● ソニー銀行(単体)の貸出金の科目別・業務部門別期末残高

百万円

3月31日現在	2017			2018		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
手形貸付	¥ —	¥ —	¥ —	¥ —	¥ —	¥ —
証書貸付	1,514,358	7,187	1,521,546	1,569,455	8,024	1,577,480
当座貸越	18,081	2	18,084	18,893	1	18,895
割引手形	—	—	—	—	—	—
合計	¥1,532,440	¥7,190	¥1,539,630	¥1,588,349	¥8,026	¥1,596,376

● ソニー銀行(単体)の貸出金の残存期間別期末残高

百万円

3月31日現在	2017			2018		
	固定金利	変動金利	合計	固定金利	変動金利	合計
1年以下	¥ 913	¥ 14,787	¥ 15,700	¥ 1,316	¥ 11,861	¥ 13,178
1年超3年以下	2,675	20,897	23,572	2,068	17,214	19,282
3年超5年以下	5,658	22,143	27,802	5,548	21,251	26,800
5年超7年以下	10,631	13,768	24,399	10,439	7,958	18,397
7年超10年以下	28,493	16,324	44,818	28,072	16,209	44,282
10年超	630,990	754,262	1,385,252	629,749	825,790	1,455,540
期間の定めのないもの	—	18,084	18,084	—	18,895	18,895
合計	¥679,363	¥860,267	¥1,539,630	¥677,195	¥919,180	¥1,596,376

(注) 期間の定めのないものは、カードローンの残高になります。

● 有価証券の種類別・業務部門別期末残高

3月31日現在	2017			2018		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
国債	¥103,083	¥ —	¥103,083	¥ 96,872	¥ —	¥ 96,872
地方債	34,866	—	34,866	36,001	—	36,001
社債	65,611	—	65,611	65,366	—	65,366
株式	24,832	—	24,832	24,965	—	24,965
その他	5,378	423,209	428,588	5,998	468,935	474,934
うち外国債券	—	423,209	423,209	—	468,935	468,935
その他の証券	5,378	—	5,378	5,998	0	5,999
合計	¥233,772	¥423,209	¥656,981	¥229,205	¥468,935	¥698,141

● 有価証券の残存期間別期末残高

3月31日現在	2017							合計
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め ないもの	
国債	¥ 19,154	¥ 15,117	¥ 2,113	¥ —	¥ —	¥66,696	¥ —	¥103,083
地方債	—	516	34,034	315	—	—	—	34,866
社債	5,055	15,042	37,066	6,139	2,079	228	—	65,611
株式	—	—	—	—	—	—	24,832	24,832
その他	87,714	152,294	109,574	43,461	10,574	19,589	5,378	428,588
うち外国債券	87,714	152,294	109,574	43,461	10,574	19,589	—	423,209
その他の証券	—	—	—	—	—	—	5,378	5,378
合計	¥111,924	¥182,971	¥182,789	¥49,916	¥12,653	¥86,515	¥30,210	¥656,981

3月31日現在	2018							合計
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め ないもの	
国債	¥ 12,867	¥ 15,078	¥ 2,085	¥ —	¥20,363	¥ 46,478	¥ —	¥ 96,872
地方債	1,501	14,603	19,896	—	—	—	—	36,001
社債	3,724	26,618	34,823	—	—	200	—	65,366
株式	—	—	—	—	—	—	24,965	24,965
その他	88,227	145,038	107,084	16,794	17,819	93,970	5,999	474,934
うち外国債券	88,227	145,038	107,084	16,794	17,819	93,970	—	468,935
その他の証券	—	—	—	—	—	—	5,999	5,999
合計	¥106,320	¥201,338	¥163,889	¥16,794	¥38,182	¥140,649	¥30,965	¥698,141

2 一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金並びに特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額

3月31日に終了した1年間	2017			2018		
	期首残高	当期増減額	期末残高	期首残高	当期増減額	期末残高
一般貸倒引当金	¥ 512	¥△73	¥438	¥438	¥ △22	¥416
個別貸倒引当金	523	9	532	532	△91	440
法人	—	—	—	—	42	42
個人	523	9	532	532	△134	397
特定海外債権引当勘定	—	—	—	—	—	—
合計	¥1,035	¥△64	¥971	¥971	¥△114	¥857

(注) 1. 個別貸倒引当金については、すべて国内業務から発生したものです。
2. 一般貸倒引当金については、地域、業種別の算定を行っておりません。

3 業種別の貸出金償却の額

3月31日に終了した1年間	百万円	
	2017	2018
貸出金償却	¥ 0	¥ 0
法人	—	—
個人	¥ 0	¥ 0

4 標準的手法が適用されるエクスポージャーについてリスク・ウェイトの区分ごとの残高

3月31日現在	百万円			
	2017		2018	
	エクスポージャーの額		エクスポージャーの額	
リスク・ウェイト区分	格付あり	格付なし	格付あり	格付なし
0%	¥ —	¥ 49	¥ —	¥ 54
10%	—	—	—	—
20%	11,758	3,553	14,937	993
35%	—	—	—	—
50%	757	—	3,378	50
75%	—	14	—	15
100%	489	7,729	538	15,422
150%	—	—	—	—
250%	—	574	—	682
1250%	—	—	—	—
合計	¥13,006	¥11,921	¥18,854	¥17,219

(注) 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

5 内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、スロッシング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権のリスク・ウェイト区分ごとの残高

該当ありません。

6 内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、マーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャーのリスク・ウェイト区分ごとの残高

3月31日現在	リスク・ウェイト	百万円	
		2017	2018
区分			
上場	300%	¥—	¥—
非上場	400%	9	9
合計		¥ 9	¥ 9

7 内部格付手法が適用されるポートフォリオに関する事項

(1) 事業法人向け、ソブリン向け、金融機関等向けエクスポージャー及びPD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャーに係る債務者格付別パラメータ等

		2017					百万円
		債務者区分	PD 加重平均値	LGD 加重平均値	リスク・ ウェイト 加重平均値	EAD	
3月31日現在						オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目
債務者格付							
事業法人向け			0.14%	32.88%	18.88%	¥161,673	¥ 84,964
上位格付	正常先		0.05%	46.28%	24.79%	123,554	675
中位格付	正常先		0.10%	19.12%	11.63%	37,418	84,289
下位格付	要注意先		24.50%	45.00%	231.96%	700	—
デフォルト	要管理先以下		—	—	—	—	—
ソブリン向け			0.00%	45.00%	1.31%	411,108	147,695
上位格付	正常先		0.00%	45.00%	1.15%	409,606	147,695
中位格付	正常先		0.15%	45.00%	58.51%	1,501	—
下位格付	要注意先		—	—	—	—	—
デフォルト	要管理先以下		—	—	—	—	—
金融機関等向け			0.06%	40.02%	21.40%	152,122	21,392
上位格付	正常先		0.05%	39.82%	20.83%	140,604	20,438
中位格付	正常先		0.08%	42.59%	28.65%	11,517	953
下位格付	要注意先		—	—	—	—	—
デフォルト	要管理先以下		—	—	—	—	—
PD/LGD方式を適用する株式等			—	—	—	—	—
上位格付	正常先		—	—	—	—	—
中位格付	正常先		—	—	—	—	—
下位格付	要注意先		—	—	—	—	—
デフォルト	要管理先以下		—	—	—	—	—

		2018					百万円
		債務者区分	PD 加重平均値	LGD 加重平均値	リスク・ ウェイト 加重平均値	EAD	
3月31日現在						オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目
債務者格付							
事業法人向け			0.07%	30.60%	17.16%	¥131,452	¥ 90,421
上位格付	正常先		0.05%	47.18%	26.45%	102,747	675
中位格付	正常先		0.09%	16.13%	9.04%	28,704	89,746
下位格付	要注意先		—	—	—	—	—
デフォルト	要管理先以下		—	—	—	—	—
ソブリン向け			0.00%	39.45%	0.68%	513,422	418,115
上位格付	正常先		0.00%	39.45%	0.68%	513,420	418,115
中位格付	正常先		0.10%	45.00%	48.44%	1	—
下位格付	要注意先		—	—	—	—	—
デフォルト	要管理先以下		—	—	—	—	—
金融機関等向け			0.06%	36.70%	18.39%	142,964	41,264
上位格付	正常先		0.05%	36.61%	18.24%	137,186	39,498
中位格付	正常先		0.10%	38.73%	21.97%	5,778	1,765
下位格付	要注意先		—	—	—	—	—
デフォルト	要管理先以下		—	—	—	—	—
PD/LGD方式を適用する株式等			—	—	—	—	—
上位格付	正常先		—	—	—	—	—
中位格付	正常先		—	—	—	—	—
下位格付	要注意先		—	—	—	—	—
デフォルト	要管理先以下		—	—	—	—	—

- (注) 1. 「上位格付」とはS格とA格、「中位格付」とはB格とC格、「下位格付」とはD格、「デフォルト」とは格付区分E格以下としております。
2. パラメータ推計値やリスク・ウェイトには、信用リスク削減手法の効果を勘案しています。
3. 「リスク・ウェイト加重平均値」は1.06のスケールリングファクターを乗じる前の信用リスク・アセットの額を基に算出しております。
4. オフ・バランス資産項目のEADは、CCF(与信換算掛目)適用後の数値を使用しています。

(2) 居住用不動産向け、適格リボルビング型リテール向け及びその他リテール向けエクスポージャーに係るプール区分別パラメータ等

		2017							
3月31日現在		PD	LGD	ELdefault	リスク・	EAD		コミットメント未引出額	
プール区分		加重平均値	加重平均値	加重平均値	ウェイト	オン・バランス	オフ・バランス	掛目	加重平均値
						資産項目	資産項目		
居住用不動産向けエクスポージャー		0.58%	20.91%	—	11.72%	¥1,321,281	¥	—	—
非延滞		0.34%	20.89%	—	11.67%	1,318,120	—	—	—
延滞		84.59%	21.09%	—	38.48%	240	—	—	—
デフォルト		100.00%	27.47%	25.13%	29.31%	2,921	—	—	—
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー		—	—	—	—	—	—	—	—
非延滞		—	—	—	—	—	—	—	—
延滞		—	—	—	—	—	—	—	—
デフォルト		—	—	—	—	—	—	—	—
その他リテール向けエクスポージャー(事業性)		0.94%	100.00%	—	97.88%	131,826	—	—	—
非延滞		0.94%	100.00%	—	97.88%	131,826	—	—	—
延滞		—	—	—	—	—	—	—	—
デフォルト		—	—	—	—	—	—	—	—
その他リテール向けエクスポージャー(非事業性)		10.43%	100.00%	—	149.82%	18,171	9,886	20,375	48.52%
非延滞		9.96%	100.00%	—	150.01%	17,980	9,882	20,359	48.54%
延滞		51.67%	100.00%	—	255.44%	92	0	5	5.00%
デフォルト		100.00%	100.00%	—	0.00%	97	3	10	34.97%

		2018							
3月31日現在		PD	LGD	ELdefault	リスク・	EAD		コミットメント未引出額	
プール区分		加重平均値	加重平均値	加重平均値	ウェイト	オン・バランス	オフ・バランス	掛目	加重平均値
						資産項目	資産項目		
居住用不動産向けエクスポージャー		0.48%	20.12%	—	10.76%	¥1,345,589	¥	—	—
非延滞		0.32%	20.11%	—	10.72%	1,343,454	—	—	—
延滞		76.69%	22.07%	—	59.23%	182	—	—	—
デフォルト		100.00%	28.77%	26.32%	30.54%	1,952	—	—	—
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー		—	—	—	—	—	—	—	—
非延滞		—	—	—	—	—	—	—	—
延滞		—	—	—	—	—	—	—	—
デフォルト		—	—	—	—	—	—	—	—
その他リテール向けエクスポージャー(事業性)		0.94%	100.00%	—	95.15%	180,610	—	—	—
非延滞		0.88%	100.00%	—	95.21%	180,495	—	—	—
延滞		100.00%	100.00%	—	0.00%	115	—	—	—
デフォルト		—	—	—	—	—	—	—	—
その他リテール向けエクスポージャー(非事業性)		16.81%	100.00%	—	182.19%	18,970	14,106	20,446	68.99%
非延滞		16.47%	100.00%	—	182.48%	18,794	14,090	20,426	68.98%
延滞		50.98%	100.00%	—	256.65%	95	4	6	66.77%
デフォルト		100.00%	100.00%	—	0.00%	81	11	14	84.40%

(注) 1. 「リスク・ウェイト加重平均値」は1.06のスケールリングファクターを乗じる前の信用リスク・アセットの額を基に算出しております。
2. オフ・バランス資産項目のEADは、CCF(与信換算掛目)適用後の数値を使用しています。

8 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向け及びその他リテール向けエクスポージャーごとの直前期における損失額の実績値と過去の実績値との対比

3月31日に終了した1年間	百万円	
	2017	2018
事業法人向け	¥ —	¥ —
ソブリン向け	—	—
金融機関等向け	—	—
PD/LGD方式を適用する株式等	—	—
居住用不動産向け	558	434
適格リボルビング型リテール向け	—	—
その他リテール向け	46	52
合計	¥604	¥487

(注) 資産区分毎の損失額の実績値は、以下を合計した額としております。

- 部分直接償却額、個別貸倒引当金及び必要管理先に対する一般貸倒引当金の期末残高
- 過去1年間に発生した直接償却額及び貸出債権売却等による損失

9 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向け及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値との対比

3月31日に終了した1年間	2017			2018		
	損失額の推計値 (A)	損失額の実績値 (B)	対比 (B)-(A)	損失額の推計値 (A)	損失額の実績値 (B)	対比 (B)-(A)
事業法人向け	¥ 138	¥ —	¥ △138	¥ 138	¥ —	¥ △138
ソブリン向け	6	—	△6	6	—	△6
金融機関等向け	41	—	△41	41	—	△41
PD/LGD方式を適用する株式等	—	—	—	—	—	—
居住用不動産向け	1,760	558	△1,202	1,760	434	△1,326
適格リボルビング型リテール向け	—	—	—	—	—	—
その他リテール向け	246	46	△200	246	52	△194
合計	¥2,193	¥604	¥△1,589	¥2,193	¥487	¥△1,706

(注) 2017年3月期の損失額の推計値について、2016年3月期は標準的手法を採用しており、適切性・正確性の観点から、2017年3月期の推計値を参考値として記載しております。

5 信用リスク削減手法に関する事項

• 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

3月31日現在	2017				百万円
	適格金融資産担保	適格資産担保	保証	クレジット・デリバティブ	
	¥	¥	¥	¥	¥
標準的手法が適用されるポートフォリオ	—	—	—	—	—
内部格付手法が適用されるポートフォリオ	89,096	—	178,029	—	—
事業法人向け	70,000	—	1,118	—	—
ソブリン向け	—	—	16,853	—	—
金融機関等向け	19,096	—	10,993	—	—
居住用不動産向け	—	—	—	—	—
適格リボルビング型リテール向け	—	—	—	—	—
その他リテール向け	—	—	149,065	—	—
合計	¥89,096	—	¥178,029	—	—

3月31日現在	2018				百万円
	適格金融資産担保	適格資産担保	保証	クレジット・デリバティブ	
	¥	¥	¥	¥	¥
標準的手法が適用されるポートフォリオ	—	—	—	—	—
内部格付手法が適用されるポートフォリオ	279,975	—	237,657	—	—
事業法人向け	76,000	—	1,062	—	—
ソブリン向け	170,000	—	21,639	—	—
金融機関等向け	33,975	—	11,730	—	—
居住用不動産向け	—	—	—	—	—
適格リボルビング型リテール向け	—	—	—	—	—
その他リテール向け	—	—	203,226	—	—
合計	¥279,975	—	¥237,657	—	—

- (注) 1. エクスポージャーの額については、信用リスク削減手法の効果が勘案された額を記載しております。
また、ボラティリティ調整率によるエクスポージャーの額の上調整を行っている場合は、当該上調整額に相当する額を減額した額を記載しております。
2. 適格資産担保(不動産、債権担保、その他資産)、貸出金と自行預金の相殺については、信用リスク削減手法の効果を勘案しておりません。

6 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

1 与信相当額の算出に用いる方式

カレント・エクスポージャー方式を使用しております。

2 与信相当額

3月31日現在	百万円	
	2017	2018
グロス再構築コストの額	¥1,890	¥3,069
グロスのアドオンの額	4,396	4,522
グロスの与信相当額	6,287	7,592
（i）外国為替関連取引	1,343	2,416
（ii）金利関連取引	4,944	5,176
（iii）金関連取引	—	—
（iv）株式関連取引	—	—
（v）貴金属（金を除く）関連取引	—	—
（vi）その他コモディティ関連取引	—	—
（vii）クレジット・デリバティブ	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果（△）	2,608	3,805
ネットの与信相当額（担保による信用リスク削減効果勘案前）	3,678	3,786
担保の額	262	449
ネットの与信相当額（担保による信用リスク削減効果勘案後）	¥3,416	¥3,337

（注）1. グロス再構築コストは、0を下回らないものに限っております。

2. グロス再構築コストの合計額及びグロスのアドオンの合計額から、担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額は、上表の「一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果」に表示した額です。

3. 派生商品取引において、担保による信用リスク削減手法を実施しております。

3 クレジット・デリバティブの想定元本額

該当ありません。

7 証券化エクスポージャーに関する事項

1 オリジネーターである場合の信用リスク・アセット算出対象となる証券化エクスポージャー

該当ありません。

2 投資家である場合の信用リスク・アセット算出対象となる証券化エクスポージャー

(1) 主な原資産の種類別の内訳

3月31日現在	百万円	
	2017	2018
証券化エクスポージャーの額	¥15,193	¥99,354
法人等向け	14,620	72,899
中小企業等・個人向け	573	11,409
抵当権付住宅ローン	—	15,045

（注）再証券化エクスポージャーに該当する取引は保有しておりません。

(2) リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額及び所要自己資本の額

百万円

3月31日現在	2017		2018	
	エクスポージャー残高	所要自己資本の額	エクスポージャー残高	所要自己資本の額
リスク・ウェイト区分				
20%以下	¥15,193	¥90	¥99,354	¥589
20%超50%以下	—	—	—	—
50%超100%以下	—	—	—	—
100%超250%以下	—	—	—	—
250%超650%以下	—	—	—	—
650%超1250%未満	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
合計	¥15,193	¥90	¥99,354	¥589

(注) 1. 再証券化エクスポージャーに該当する取引は保有しておりません。
2. 所要自己資本の額は、「信用リスク・アセットの額×1.06×8%」により算出しております。

3 自己資本比率告示第247条第1項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

該当ありません。

4 再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

該当ありません。

5 オリジネーターである場合のマーケット・リスク相当額算出対象となる証券化エクスポージャー

該当ありません。

6 投資家である場合のマーケット・リスク相当額算出対象となる証券化エクスポージャー

該当ありません。

8 マーケット・リスクに関する事項

該当ありません。

9 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

1 連結貸借対照表計上額及び時価

百万円

3月31日現在	2017		2018	
	連結貸借対照表計上額	時価	連結貸借対照表計上額	時価
区分				
上場株式等エクスポージャー	¥—	¥—	¥—	¥—
上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー	9		9	

2 売却及び償却に伴う損益の額

非上場株式について19百万円減損処理を行っております。

3 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

4 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

5 株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額

3月31日現在	百万円	
	2017	2018
区分		
PD/LGD方式	¥—	¥—
マーケット・ベース方式(簡易手法)	9	9
マーケット・ベース方式(内部モデル手法)	—	—
合計	¥9	¥9

10 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー

3月31日現在	百万円	
	2017	2018
区分		
ルックスルー方式	¥111,836	¥106,251
単純過半数方式	—	—
運用基準方式	—	—
簡便方式(リスク・ウェイト400%)	—	—
簡便方式(リスク・ウェイト1250%)	—	—
合計	¥111,836	¥106,251

11 金利リスクに関する事項

3月31日現在	百万円	
	金利リスク量	
	2017	2018
金利ショックに対する経済価値の減少額	¥1,579	¥2,790
日本円	1,208	1,683
アメリカ・ドル	305	626
その他	65	480
アウトライヤー比率	1.8%	3.2%

- (注) 1. 定性的な開示事項の、「11 金利リスクに関する事項」(P121)に記載の算定手法に基づいて、金利ショックに対する経済価値の減少額を計測しています。
2. 当社、ソニー・ペイメントサービス及びSmartLink Network Hong Kongの金利リスクは僅少であるため、諸計数はソニー銀行単体ベースで管理しております。

ソニー生命の2018年3月末のMCEV

1 MCEVの計算結果

2018年3月末のMCEVは、保険リスクの計測手法等の見直し*や新契約の獲得などにより、1,921億円の増加となりました。

	2017	2018	増減
3月31日現在			
MCEV	¥ 14,411	¥ 16,332	¥1,921
修正純資産	16,577	17,861	1,284
保有契約価値	△2,167	△1,529	637

*保険リスクの計測手法については、2018年3月末において、ソニー生命のリスク特性を考慮した手法へ見直しました。同時に、資本コスト率を2.5%から3.0%に見直しています。

2 修正純資産

2018年3月末の修正純資産は、金利の低下による満期保有目的債券の含み益の増加等により、1,284億円の増加となりました。修正純資産の内訳は以下のとおりです。

	2017	2018	増減
3月31日現在			
修正純資産	¥ 16,577	¥ 17,861	¥ 1,284
純資産の部合計	4,736	4,928	192
価格変動準備金	460	479	19
危険準備金	825	899	75
一般貸倒引当金	0	0	△0
共同保険式再保険に係る再保険借	12	21	9
満期保有目的債券の含み損益	14,456	15,826	1,371
責任準備金対応債券の含み損益	260	349	89
土地・建物の含み損益	710	697	△13
退職給付の未積立債務	△36	△24	11
無形固定資産	△194	△232	△39
前9項目に係る税効果相当額	△4,618	△5,044	△426
子会社および関連会社の評価損益	△34	△37	△4

	2017	2018	増減
3月31日現在			
修正純資産	¥16,577	¥17,861	¥ 1,284
フリー・サープラス	4,961	9,261	4,300
必要資本	11,617	8,600	△3,016

ソニー生命の必要資本は、日本の法定最低水準の資本要件であるソルベンシー・マージン比率200%を維持するために必要な資本の額と、経済価値ベースの内部モデルから算定されるリスク対応資本の額の大きい方としています。2018年3月末の必要資本は、保険リスクの計測手法等の見直しにより減少しています。

3 保有契約価値

2018年3月末の保有契約価値は、金利の低下が保有契約価値を減少させる方向に働いたものの保険リスクの計測手法等の見直しや新契約の獲得等により、637億円の増加となりました。保有契約価値の内訳は以下のとおりです。

	2017	2018	増減
3月31日現在			
保有契約価値	¥△2,167	¥△1,529	¥ 637
確実性等価利益現価	3,500	3,167	△333
オプションと保証の時間価値	△1,452	△1,360	91
フリクショナル・コスト	△356	△227	129
ヘッジ不能リスクに係る費用	△3,859	△3,109	750

4 新契約価値

2018年3月期の新契約価値は、年間を通じての金利水準が前年度と比べて高かったこと等により413億円の増加となりました。新契約価値の内訳は以下のとおりです。

3月31日に終了した1年間	億円		
	2017	2018	増減
新契約価値	¥ 291	¥ 704	¥ 413
确实性等価利益現価	683	1,063	379
オプションと保証の時間価値	△91	△69	23
フリクショナル・コスト	△1	△2	△1
ヘッジ不能リスクに係る費用	△298	△268	31
その他の損益	△2	△20	△19

5 新契約マージン

収入保険料現価に対する新契約価値の比率である新契約マージンは以下のとおりです。なお、収入保険料現価の計算は新契約価値計算と同様の前提条件を用いて計算したもので、再保険料控除前の保険料に基づきます。2018年3月期は、商品構成の変化や年間を通じての金利水準が前年度と比べて高かったこと等により新契約マージンが上昇しました。

3月31日に終了した1年間	億円		
	2017	2018	増減
新契約価値	¥ 291	¥ 704	¥ 413
収入保険料現価	12,974	12,138	△835
新契約マージン	2.2%	5.8%	3.6pt

6 前年度からの変動要因分析

2017年3月末からのMCEVの変動要因は以下のとおりです。

	億円			
	フリー・サープラス	必要資本	保有契約価値	MCEV
前年度末MCEV	¥ 4,961	¥ 11,617	¥ △2,167	¥14,411
前年度末MCEVの調整	△231	—	—	△231
調整後MCEV	¥ 4,730	¥ 11,617	¥ △2,167	¥14,180
当年度新契約価値	△32	11	725	704
保有契約価値からの貢献(リスクフリーレートの割り戻し)	△14	△28	205	164
保有契約価値からの貢献(当年度の期待超過収益)	6	12	51	68
保有契約価値および必要資本からフリー・サープラスへの移管	△88	△616	703	—
うち当年度新契約価値からの移管	△661	—	661	—
保険関係の前提条件と実績の差異	1,195	△1,143	40	92
保険関係の前提条件の変更	91	△91	362	362
保険事業に係るその他の要因に基づく差異	3,733	△3,733	804	804
保険事業活動によるMCEV増減	4,892	△5,588	2,890	2,194
経済的前提条件と実績の差異	△361	2,571	△2,253	△42
その他の要因に基づく差異	—	—	—	—
MCEV増減総計	4,531	△3,016	637	2,152
当年度末MCEVの調整	—	—	—	—
当年度末MCEV	¥ 9,261	¥ 8,600	¥ △1,529	¥16,332

(注) 1. 当年度期待超過収益を計算するために使用した期待利回りは、△0.147%です。

2. 保険関係の前提条件の変更は、保険事故発生率、解約・失効率、事業費率等の実績に基づき、将来の前提条件を変更したことによる影響を表しています。2018年3月期は、主に保険事故発生率の改善により保有契約価値が増加しました。

3. 保険事業に係るその他の要因に基づく差異には、MCEVの計算に使用するモデルの改善・修正等による影響を反映しています。

保険リスクの計測手法については、ソニー生命のリスク特性を考慮した手法へ見直しました。この見直しにより、保有契約価値は1,496億円増加し、必要資本は4,136億円減少しました。同時に、資本コスト率を2.5%から3.0%に見直しており、この見直しにより、保有契約価値は530億円減少し、必要資本は518億円増加しました。

また、市場データがない超長期(日本円：40年超、米ドル：30年超)部分のヘッジ不能金利リスクについて、保険監督者国際機構(IAIS)が策定中の国際的な資本規制であるICSの議論等を参考に金利の変化率を見直した影響も含まれます。この見直しにより、必要資本は584億円減少しました。

なお、2018年2月と2018年4月に一部の商品について保険料率の改定を行っており、プロジェクトにおける更新後の保険料率にその改定を反映しています。

7 センシティブリティ(感応度分析)

前提条件を変更した場合のMCEVへのセンシティブリティは以下のとおりです。

MCEVへのセンシティブリティ

前提条件	前提条件等の変化	億円		
		MCEV	変化額	変化率
ベースケース	なし	¥16,332	¥ —	—
金利	50bp低下	15,526	△806	△5%
	50bp上昇	16,792	460	3%
	スワップ	16,563	231	1%
株式・不動産の時価	10%下落	16,107	△225	△1%
株式・不動産のインプライド・ボラティリティ	25%上昇	16,042	△289	△2%
金利スワップションのインプライド・ボラティリティ	25%上昇	16,145	△187	△1%
維持費	10%減少	16,597	265	2%
解約・失効率	×0.9	16,179	△153	△1%
死亡率	死亡保険：×0.95	16,993	661	4%
	第三分野・年金：×0.95	16,208	△123	△1%
罹患率	×0.95	16,986	655	4%
必要資本	法定最低水準	16,521	189	1%
為替レート	10%円高	16,135	△197	△1%

MCEVの変化額のうち修正純資産と保有契約価値の内訳は以下のとおりです。なお、記載のないものについては保有契約価値のみが変化しており、修正純資産は変化していません。

前提条件	前提条件等の変化	億円		
		MCEV	修正純資産	保有契約価値
金利	50bp低下	¥△806	¥ 8,308	¥△9,114
	50bp上昇	460	△7,182	7,642
株式・不動産の時価	10%下落	△225	△84	△140
為替レート	10%円高	△197	1	△198

8 主な前提条件

確実性等価プロジェクトにおいては、参照金利として2018年3月末における日本国債および米国債の金利を用いています。

キャッシュ・フローが合理的に予測可能であり非流動的であるため流動性プレミアムを適用することが適切であると考えられる対象商品がないことから、リスクフリーレートに流動性プレミアムは加算していません。

市場データのない超長期部分の補外については、終局金利を用いた方法としています。具体的には、終局金利を3.5%、補外開始年度を40年目(米ドル：30年目)とし、41年目(米ドル：31年目)以降のフォワードレートは、20年間(米ドル：30年間)で終局金利の水準に収束するようにSmith-Wilson法により補外しています。これらは主にICSの議論を参考に設定しました。なお、補外開始年度を40年目(米ドルの場合は30年目)とした理由は以下のとおりです。

- 年限40年(米ドル：30年)の国債は高い流動性があり、市場データが取得可能であること
- ソニー生命は年限30～40年(米ドル：30年)の国債を多く保有しており、資産と負債の評価の整合性を確保すること

計算に使用した主な期間のリスクフリーレート（パーセント換算）は以下のとおりです。

3月31日現在 期間	日本円		米ドル	
	2017	2018	2017	2018
1年	△0.25%	△0.13%	1.02%	2.09%
5年	△0.12%	△0.11%	1.92%	2.56%
10年	0.07%	0.04%	2.39%	2.74%
20年	0.64%	0.53%	2.75%	2.85%
30年	0.84%	0.74%	3.01%	2.97%
40年	0.96%	0.89%	3.04%	3.02%
50年	1.25%	1.19%	3.07%	3.05%
60年	1.45%	1.40%	3.09%	3.08%
70年	1.57%	1.53%	3.11%	3.09%
80年	1.65%	1.61%	3.12%	3.10%

(データ：日本国債は財務省(補外後)、米国債はBloomberg(補外後))

保険事故発生率、解約・失効率、事業費率等の前提条件は2018年3月末のベスト・エスティメイトに基づき、商品ごとに設定しました。ベスト・エスティメイト前提とは過去、現在の実績および将来期待される前提条件を考慮することによって設定されます。前提条件に対して将来期待される変化は、十分な根拠が見込まれるときだけ考慮されるものです。保険事故発生率については悪化トレンドを織り込みましたが、それ以外に使用したベスト・エスティメイト前提には将来期待される変化は見込まれていません。

9 第三者機関によるレビューについての意見書

ソニー生命は、MCEV評価について専門的な知識を有する第三者機関（アクチュアリー・ファーム）ミリマン・インク（Milliman, Inc.）に算出手法、前提条件および算出結果のレビューを依頼し、意見書を受領しています。意見書の詳細は、ソニー生命のリリース資料「2018年3月末市場整合的エンベディッド・バリューの開示」(<http://www.sonylife.co.jp/>)をご覧ください。

10 経済価値ベースのリスク量（税引後）

ソニー生命では、経済価値ベースでの財務健全性に対する理解をより深めていただくため、2012年3月末より経済価値ベースのリスク量の開示を行っています。経済価値ベースのリスク量*とは、ソニー生命が保有する各種リスク（保険リスク、市場関連リスク等）を、市場整合的な方法で総合的に評価したリスク総量です。ソニー生命の経済価値ベースのリスク量は、保険リスクの計測手法等の見直しにより、2017年3月末から2,508億円減少し、7,297億円となりました。リスク量の内訳は以下のとおりです。

3月31日現在	億円	
	2017	2018
保険リスク(注1)	¥ 9,375	¥ 4,975
市場関連リスク	4,051	3,806
うち金利リスク(注2)	3,089	2,753
オペレーショナルリスク	281	310
カウンターパーティリスク	19	26
分散効果	△3,920	△1,820
経済価値ベースのリスク量	¥ 9,806	¥ 7,297

(注) 1. 2017年3月末は、Life区分、Health区分間での分散効果考慮前の金額です。

2. 市場関連リスク内での分散効果考慮前の金額です。

ソニー生命では、経済価値ベースのリスク量を、経済価値ベースの自己資本であるMCEVに対して適切な水準に保つことで、財務健全性の確保に努めています。

* 経済価値ベースのリスク量の測定においては、1年VaR99.5%水準とした内部モデルを採用しています。

MCEVに関する用語の定義を含め、詳細につきましては、データ集「ソニー生命のMCEV」をご参照ください。

https://www.sonyfh.co.jp/ja/financial_info/annualreport

データ集 掲載内容



「データ集」もあわせてご覧ください。

各事業会社の詳細な財務データについては、別冊「データ集」をご参照ください。
なお「データ集」は、SFHウェブサイトのみの開示とさせていただきます。

https://www.sonyfh.co.jp/ja/financial_info/annualreport

SFH 財務データ(連結)

- 主要な経営指標等の推移
- 連結貸借対照表
- 連結損益計算書及び連結包括利益計算書
- 連結株主資本等変動計算書
- 連結キャッシュ・フロー計算書

ソニー生命 財務データ(単体)

- 貸借対照表
- 損益計算書
- 株主資本等変動計算書
- キャッシュ・フロー計算書
- 1. 債務者区分による債権の状況
- 2. リスク管理債権の状況
- 3. 経理に関する指標等
- 4. 経常利益等の明細(基礎利益)
- 5. 有価証券等の時価情報(一般勘定)
- 6. 有価証券等の時価情報(会社計)

ソニー生命 業務指標等(単体)

- 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標
- 主要な業務の状況を示す指標等
- 保険契約に関する指標等
- 資産運用に関する指標等(一般勘定)
- 保険金等の支払能力の充実の状況
- 特別勘定資産残高の状況
- 個人変額保険及び個人変額年金保険特別勘定資産の運用の経過
- 個人変額保険及び個人変額年金保険の状況
- 代理店数の推移
- 従業員の在籍・採用状況
- 平均給与

ソニー損保 財務データ

- 貸借対照表
- 損益計算書
- 株主資本等変動計算書
- キャッシュ・フロー計算書
- 1. 債務者区分による債権の状況
- 2. リスク管理債権の状況
- 3. 資産・負債の明細
- 4. 損益の明細
- 5. 時価情報等

ソニー損保 業務指標等

- 主要な経営指標等の推移
- 保険引受の状況
- 資産運用の状況
- 単体ソルベンシー・マージン比率

ソニー銀行 財務データ(連結)

- 連結貸借対照表
- 連結損益計算書
- 連結包括利益計算書
- 連結株主資本等変動計算書
- 連結キャッシュ・フロー計算書

ソニー銀行 財務データ(単体)

- 貸借対照表
- 損益計算書
- 株主資本等変動計算書
- 1. 資産査定状況
- 2. リスク管理債権の状況
- 3. 損益の状況
- 4. 時価情報

ソニー銀行 業務指標等(単体)

- 主要経営指標
- 営業の状況(預金)
- 営業の状況(貸出金)
- 営業の状況(有価証券)

ソニー生命 MCEV

- MCEVの計算結果
- 前提条件
- MCEVの計算方法
- MCEVの概要
- MCEV関連用語集

あ行

いじょうきげんじゆんびきん

異常危険準備金 損保

保険業法施行規則により、異常災害による損害のてん補に充てるため、損害保険会社が毎決算期に収入保険料を基礎として計算した金額を積み立てることとされている責任準備金のひとつです。損害保険会社の担保する危険が広範囲であるという特性から、地震、台風などの異常災害発生による巨額の保険金支払いが必要な場合に備えて、積立を複数事業年度にわたって累積的に行い、異常災害が発生した年度に取崩すという仕組みが設けられています。

いっばんかんじよう

一般勘定 生保

特別勘定を除いた財産を経理する勘定で、ここでは一定の予定利率を保険契約者に保証し、生命保険会社が資産運用のリスクを負っています。

えきむとりひきとうしゆうし

役務取引等収支 銀行

役務とはサービスのことで、役務を提供することで得られる銀行振込手数料、投信販売手数料などの収益から、役務提供に係る費用を差し引いたものです。

か行

がいだてほげん

外貨建保険 生保

保険料が外貨建で運用される保険です。ソニー生命では、米ドル建保険を取扱っており、保険契約者は、米ドル建の保険料を円に換算して払い込み、保険金などは円または米ドルのいずれかを選択して受け取ることができます。

かいやくしつこうりつ

解約・失効率 生保 損保

解約とは、将来に向かって保険契約を解消することです。解約によって契約は消滅し、以降の保障・補償はなくなります。一方、失効とは、保険契約者が保険料の払込猶予期間を過ぎても保険料を支払わないときに保険契約の効力がなくなることを行い、以降の保障はなくなります。

解約・失効率とは、年度始の保有契約高に対する解約・失効高の割合のことです。当該年度の解約高と失効高の合計額を年度始の保有契約高で除して算出します。

かいやくへんれいきん

解約返戻金 生保 損保

保険契約が解約などにより解除された場合、保険契約者に払い戻す金額です。解約返戻金の有無や額は、保険の種類、保険期間、経過年数などによって異なります。

かかくへんどうじゆんびきん

価格変動準備金 生保 損保

保険会社が保有する株式・債券などの価格変動による損失に備えるため、あらかじめ積み立てる準備金です。

きげんじゆんびきん

危険準備金 生保 損保

保険リスク、予定利率リスクなどの将来発生が見込まれる危険に備えるための準備金です。

きそてきないぶかくづけしゆほう

基礎的内部格付手法 銀行

自己資本比率の算定における信用リスク・アセットの額を算出する手法には、標準的手法と内部格付手法があります。標準的手法は、当局設定のリスク・ウェイトを使用して信用リスク・アセットの額を算出する手法です。内部格付手法は、高度なリスク管理を行っている金融機関が内部で推計したデフォルト率などを利用して信用リスク・アセットの額を算出する手法であり、一部デフォルト時の損失率などについて当局設定値を用いる基礎的内部格付手法と、いずれも自社推計値を用いる先進的内部格付手法があります。

きそりえき

基礎利益 生保

「経常利益」から、生命保険会社が保有している資産を売却することにより得られる利益など、いわゆる生命保険の本業以外での利益である「有価証券売却損益」や「臨時損益」などを除いて算出したもので、生命保険本業の1年間の期間損益を示す指標になっています。

ぎょうむあがりえき

業務粗利益 銀行

銀行本来の業務の収支である「資金運用収支」「役務取引等収支」「特定取引収支」および「その他業務収支」の4つの合計です。粗利益（売上高－仕入れ）に相当するもので、銀行が本来の業務でどれくらいの利益を上げているかの指標となります。

ぎんこうまどほん

(保険商品の)銀行窓販 生保 損保 銀行

銀行が保険代理店となり、銀行の窓口などで保険募集を行うことです。

けいやくしやくかじつ

契約者貸付 生保

生命保険会社の資産運用業務のひとつで、保険契約者は契約している生命保険の解約返戻金の一定範囲内で貸し付けを受けることができます。一般的に、契約者貸付を受けている間も保障は変わりなく継続し、配当金を受け取る権利も継続します。ただし、保険の種類などによっては利用できない場合があります。

けいやくしやくはいとうじゆんびきん

契約者配当準備金 生保

保険業法施行規則により、契約者への配当財源として積み立てることとされている準備金のことをいいます。

こじんねんきんほけん

個人年金保険 生保

払い込まれた保険料から積み立てられた資金を原資として、契約時に定めた一定の年齢から年金を受け取れる保険で、年金を受け取る期間、年金の形態、保険料の払込方法、年金受取開始日前の死亡保障により、いろいろなタイプがあります。

コンバインド・レシオ 損保

正味損害率と正味事業費率の合算値で、損害保険会社の保険本業での収益力を示す指標です。

さ行

さいほけん

再保険 生保 損保

保険会社が、自己の引き受けた保険のうち、保険契約のリスクを分散するために国内外の再保険引受会社と結ぶ保険契約のことです。

さんこうじゆんりつ

参考純率 損保

損害保険の保険料率は、保険金に充当する純保険料率と保険事業を営むために付加保険料率によって構成されます。このうち、純保険料率について損害保険料率算出機構が算出したものを参考純率といえます。損害保険料率算出機構の会員である保険会社は、自社の保険料率を算出する際の基礎としてこの参考純率を使用することができます。

じぎょうひりつ

事業費率 生保 損保

収入保険料に対する事業費の割合で、保険会社の経営効率化を示す指標として用いられます。事業費は保険の募集や維持管理、保険金などの支払いのために使用する費用です。

しきんうんようしゆうし

資金運用収支 銀行

業務粗利益の4つの収支の中でもっとも大きなウエイトを占めるのが資金運用収支です。銀行では一般的に、個人などから集まった預金やインターバンクで市場調達した資金を、個人・法人向けの貸出や有価証券運用に充てています。資金運用収支は、貸出金などから受け取った利息の合計額（「資金運用収益」）と預金などに支払った利息の合計額（「資金調達費用」）の差、つまり利息の収支です。利息の収支ということは、金利が変動することによる影響（例えば、預金金利は上がって貸出金利が変わらなければ、そこから得られる利息の収支は減少します）や、預金や貸出金の残高による影響を受けます。

じこしほんひりつ

自己資本比率 銀行

自己資本を総資産で割った比率で、信用リスク・アセット(総資産のうち、万が一の場合に貸倒れの可能性がある資産)などに対して自己資本などの自己資本がどれくらいあるかを示す指標のことで、多額の貸出金の回収ができないというような場合には、自己資本を取り崩して処理をすることとなる可能性もあります。自己資本が大幅に減ってしまうと、銀行の経営が困難となってきます。

自己資本比率規制とは、自己資本比率を一定水準以上に保つことによって銀行経営の健全性を確保しようとするもので、自己資本比率は銀行経営の健全性を示す重要な指標のひとつとなっています。海外に営業拠点を持つ銀行に対しては、その健全性を確保する国際的な統一ルールとして8%以上の自己資本比率を、海外に営業拠点を持たない銀行では、日本では4%の自己資本比率が求められています。

じどうしゃそんがいばいしやうせきにん じばいせき ほけん

自動車損害賠償責任(自賠責)保険 損保

自動車による人身事故の被害者を救済するためのもので、法律ですべての自動車に加入が義務づけられている強制保険です。同様のものに自動車損害賠償責任共済(自賠責共済)があります。この自賠責保険(共済)の賠償金の最高支払限度額は1事故1名につき、死亡3,000万円、重度の後遺障害4,000万円、傷害120万円までと決められています。車やモノの損害に対しては保険金が支払われません。

しほらいびきん

支払備金 生保 損保

支払義務が発生している保険金、返戻金その他の給付金のうち、決算期末時点で保険金支払額が未確定のものや保険金が未払いのものについて、その保険金の見込額や未払額を積み立てる準備金のことをいいます。

しゅうしんほけん

終身保険 生保

被保険者が死亡または高度障害状態になったときに保険金をお支払いする保険です。定期保険と異なり、保障が一生続きます。

じゆん

順ざや 生保

予定利率により見込んでいた運用収益より実際の運用収益が上回る額のことです。

しょうみしゅうにゅうほけんりょう

正味収入保険料 損保

保険契約者から直接受け取った保険料(元受正味保険料)から再保険料を加減(支払再正味保険料を控除し、受再正味保険料を加える)した額をいいます。

せいぜんきゅうふほけん

生前給付保険 生保

被保険者が三大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)など所定の状態になったとき、一括して保険金をお支払いする保険です。

せきにんじゆんびきん

責任準備金 生保 損保

保険会社が将来の保険金・年金・給付金の支払いなどの保険契約上の保険会社が負う債務に備え、保険料や運用収益などを財源として、あらかじめ積み立てておく準備金です。

たぎょうむしゅうし

その他業務収支 銀行

銀行の本来の業務のうち「資金運用収支」「役務取引等収支」「特定取引収支」以外の業務をいいます。例えば、ドルなどの外貨を売買する業務です。この場合、外貨をある金額で仕入れ、それより高く売れた場合は仕入れを上回った分が収益(「その他業務収益」)に、安く売った場合は仕入れを下回った分が費用(「その他業務費用」)になります。

ソルベンシー・マージン 生保 損保

ソルベンシー・マージンとは「支払余力」という意味です。保険会社は、将来の保険金などの支払いに備えて責任準備金を積み立てているため、通常予測できる範囲のリスクについては十分対応できます。しかし、大災害や株の大暴落など環境の変化によって、予想外の出来事が起こる場合があります。そのような通常の予測を超えて発生するリスクに対応できる「支払余力」をどの程度有しているかを判断するための行政監督上の指標のひとつが「ソルベンシー・マージン比率」です。

そんがいちやうさひ

損害調査費 損保

保険会社が保険事故の調査などに要した人件費・物件費などの社費をいいます。

そんがいりつ

損害率 損保

収入保険料に対する支払った保険金の割合をいいます。保険会社の経営分析や保険料率の算出に用いられます。正味損害率は正味支払保険金に損害調査費を加えて正味収入保険料で除した割合をいいます。

た行

ていきほけん

定期保険 生保

契約時に定めた保険期間内に被保険者が死亡または高度障害状態になったときに保険金をお支払いする保険です。

デュレーション 生保

対象となる資産(運用資産)や負債(保険契約債務)の将来キャッシュ・フロー(利息収入、元本償還、保険料受取、保険金・配当金支払いなど)の現在価値が、金利変動によってどの程度影響を受けるかという感応度を示す指標です。さまざまな種類・計算方法のデュレーションがありますが、対象キャッシュ・フローの加重平均残存期間で表す方法が比較的多く用いられます。

とうしがた

投資型クラウドファンディング 銀行

ベンチャー企業等のプロジェクトへの資金調達ニーズと投資家の資金運用ニーズをインターネット上で結びつける仕組みです。金銭のリターンを伴わない寄付型や購入型のクラウドファンディングと異なり、分配金の支払を受けることができますが、ベンチャー企業等の業績などにより、分配金が支払われなかったり出資金を下回ったりするなど、リスクを伴う投資商品の性格を持ちます。

とくべつかんじょう

特別勘定 生保

変額保険や変額年金保険など、運用成果を直接契約者に還元するために、会社の有する他の財産とは区分して運用される勘定のことです。

とくやく

特約 生保 損保

主契約に付加して契約することにより、主契約の保障内容を充実させることができます。特約のみでは契約できません。主契約に複数の特約を付加することができます。主契約が満期や解約などによって消滅すると、特約も消滅します。

な行

ねんかんさんほけんりょう

年換算保険料 生保

保険料の支払い方法には、月払い、年払い、一時払いなどがあります。そうした支払方法の違いを調整し、契約期間中に平均して支払うと仮定した場合に、生命保険会社が保険契約から1年間にどのくらいの保険料収入を得ているかを示すもので、経営指標のひとつです。

は行

ひょうじゅんせいめいひょう

標準生命表 生保

公益社団法人日本アクチュアリー会が作成している、死亡率や平均余命などを男女別、年齢別にまとめた表です。このうち、死亡率については、金融庁長官が検証した後、保険業法で定められた標準責任準備金を計算する際の予定死亡率として使用されます。

▶P141 予定死亡率

ひょうじゅんりつ

標準利率 生保 損保

保険会社が将来の保険金支払いのために責任準備金を積み立てるときに使用が義務づけられている計算利率をいいます。

ひりょうさいけん

不良債権 生保 損保 銀行

経営が破綻している先や業績不振などによって経営が実質的に破綻している先、あるいは破綻する危険がある先に対する債権のことです。元または利息の支払いが3カ月以上滞っている貸出金や、当初の条件どおりに返済できず金利の減免（引き下げ）や元本の返済が猶予されている貸出金も含まれます。

へんがくこじんねんきんほけん

変額個人年金保険 生保

株式や債券を中心に資産を運用し、その運用の実績によって年金や解約返戻金などが増減する個人年金保険で、資産運用リスクは保険契約者が負います。

へんがくほけん

変額保険 生保

株式や債券を中心に資産を運用し、運用の実績によって保険金や解約返戻金が増減する生命保険で、資産運用リスクは保険契約者が負います。なお、基本保険金額は運用実績にかかわらず最低保証されます。

ほけんけいやくじゅんびきん

保険契約準備金 生保 損保

保険契約に基づく保険金支払いなどの責任を果たすために、保険業法において保険会社が将来の保険金などの支払いに備えて積み立てることが義務づけられている準備金で、貸借対照表の負債の部に記載されます。保険契約準備金には、「支払備金」「責任準備金」などがあります。

ほけんひきうけりえき

保険引受利益 損保

保険引受収益（正味収入保険料など）から、保険引受費用（正味支払保険金や損害調査費など）と保険引受に係る営業費および一般管理費を控除し、その他収支（自賠責保険などにかかる法人税相当額など）を加減したものをいいます。

ほけんりょう

保険料 生保 損保

保険契約者が保険契約に基づいて保険会社に支払う金銭のことです。保険契約の申し込みをしても、保険料の支払いがなければ保障・補償されません。

ほゆうけいやくたか

保有契約高 生保

個々の保険契約者に対して生命保険会社が保障する金額の総合計額です。契約者から払い込まれた保険料の総合計額（保険料収入）とは異なります。

ま行

ちとうけいしょうみほけんりょう

元受正味保険料 損保

元受保険料から元受解約返戻金および元受その他返戻金を控除したものです。

や行

ようろうほけん

養老保険 生保

契約時に定めた保険期間内に死亡または高度障害状態になったときには死亡・高度障害保険金を、満期時に生存していたときには満期保険金をお支払いする保険です。

よていじぎょうひりつ

予定事業費率 生保 損保

保険会社は事業の運営上必要な経費をあらかじめ見込んで、保険料の中に組み込んでおり、この割合を予定事業費率といいます。

よていしほりつ

予定死亡率 生保

多数の人々のうち、1年間に死亡する人数の割合が死亡率です。予定死亡率とは、将来の保険金の支払いに充てるために必要な保険料を算定する際に用いる死亡率のことで、過去の統計をもとに男女別・年齢別の死亡者数を予測したものと なっています。

よていりりつ

予定利率 生保 損保

保険会社は資産運用による一定の収益をあらかじめ見込んで、その分だけ保険料を割り引いています。その割引率を予定利率といいます。

A

ALM (Asset Liability Management) 生保 損保 銀行

資産と負債の特性を勘案して総合的に把握・管理することで、資産価値から負債価値を控除した純資産価値を最大化・安定化させるための手法です。

E

そんがいらつ

E.I. (アード・インカード) 損害率 損保

支払備金・普通責任準備金の繰入・戻入を加味し、当期発生ベースでの損害率を示す指標で、以下の式で算出します。

E.I. 損害率 = (正味支払保険金 + 支払備金繰入額 + 損害調査費) ÷ 既経過保険料 [除く地震保険、自賠責保険]

ERM (Enterprise Risk Management) 生保 損保 銀行

企業が直面するリスクを一元的に把握・管理し、企業全体の視点からリスクの最適化を図ることにより、企業の戦略目標を達成し、企業価値の持続的向上を目指す手法です。

ESR (Economic Solvency Ratio) 生保

リスクに対して十分な資本を確保しているかを示す健全性指標のひとつです。

ソニー生命では、MCEVを経済価値ベースのリスク量で除して算出しています。MCEVおよび経済価値ベースのリスク量の詳細についてはデータ集の「ソニー生命のMCEV」をご覧ください。

EV (Embedded Value) 生保

生命保険会社の企業価値を示す指標のひとつです。ソニー生命はMCEV Principlesに準拠したMCEVを開示しています。MCEVの詳細についてはデータ集の「ソニー生命のMCEV」をご覧ください。

R

ROEV (Return on Embedded Value) 生保

生命保険会社の企業価値を示す指標であるEV（エンベディッド・バリュー）の増加額を生保会計の特殊性を考慮した利益とみなし、企業価値の成長性を測定する指標です。

コアROEVは、運用利回りや割引率の変動などによる影響を除いたEVの成長率を指します。

保険業法施行規則第210条の10の2

保険持株会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項

1. 経営の組織(保険持株会社の子会社等(法第271条の25第1項前段に規定する説明書類の内容に重要な影響を与えない子会社等を除く。)の経営管理に係る体制を含む。)	83
2. 資本金の額及び発行済株式の総数	85
3. 持株数の多い順に10以上の株主に関する次に掲げる事項	
(1) 氏名(株主が法人その他の団体である場合には、その名称)	85
(2) 各株主の持株数	85
(3) 発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合	85
4. 取締役及び監査役 (監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役)の氏名及び役職名	58～59
5. 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称	該当なし
6. 会計監査人の氏名又は名称	65

保険持株会社及びその子会社等の概況に関する次に掲げる事項

1. 保険持株会社及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	32、36～37、44～45、50～51
2. 保険持株会社の子会社等に関する次に掲げる事項	
(1) 名称	84
(2) 主たる営業所又は事業所の所在地	84
(3) 資本金又は出資金の額	84
(4) 事業の内容	84
(5) 設立年月日	84
(6) 保険持株会社が保有する子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合	84
(7) 保険持株会社の一の子会社等以外の子会社等が保有する当該一の子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合	84

保険持株会社及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

1. 直近の営業又は事業年度における事業の概況	33～35、38～43、46～49、52～56
2. 直近の5連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項	
(1) 経常収益	14～15
(2) 経常利益又は経常損失	14～15
(3) 親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失	14～15
(4) 包括利益	14～15
(5) 純資産額	14～15
(6) 総資産額	14～15
(7) 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率	14～15

保険持株会社及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

1. 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書	88～94
2. 貸付金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
(1) 破綻先債権に該当する貸付金	35、42、48、56
(2) 延滞債権に該当する貸付金	35、42、48、56
(3) 3カ月以上延滞債権に該当する貸付金	35、42、48、56
(4) 貸付条件緩和債権に該当する貸付金	35、42、48、56
3. 保険金等の支払能力の充実の状況(法第271条の28の2各号に掲げる額に係る細目として別表に掲げる額を含む。)及び保険持株会社の子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況(法第130条各号に掲げる額を含む。)	35、43、49
4. 保険持株会社及びその子法人等が2以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額(以下「経常収益等」という。)として算出したもの(各経常収益等の総額に占める割合が少ない場合を除く。)	32、88～95
5. 保険持株会社が連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書について金融商品取引法第193条の2(公認会計士又は監査法人による監査証明)の規定に基づき公認会計士又は監査法人の証明を受けている場合にはその旨	88

事業年度の末日において、当該保険持株会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他当該保険持株会社の経営に重要な影響を及ぼす事象(以下「重要事象等」という。)が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容 該当なし

銀行法施行規則第34条の26

銀行持株会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項

1. 経営の組織(銀行持株会社の子会社等(法第52条の25に規定する子会社等(法第52条の29第1項前段に規定する説明書類の内容に重要な影響を与えない子会社等を除く。)をいう。以下同じ。)の経営管理に係る体制を含む。)	83
2. 資本金及び発行済株式の総数	85
3. 持株数の多い順に10以上の株主に関する次に掲げる事項	
(1) 氏名(株主が法人その他の団体である場合には、その名称)	85
(2) 各株主の持株数	85
(3) 発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合	85
4. 取締役及び監査役 (監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役)の氏名及び役職名	58～59
5. 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称	該当なし
6. 会計監査人の氏名又は名称	65

銀行持株会社及びその子会社等の概況に関する次に掲げる事項

1. 銀行持株会社及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	32、36～37、44～45、50～51
2. 銀行持株会社の子会社等に関する次に掲げる事項	
(1) 名称	84
(2) 主たる営業所又は事務所の所在地	84
(3) 資本金又は出資金	84
(4) 事業の内容	84
(5) 設立年月日	84
(6) 銀行持株会社が保有する子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合	84
(7) 銀行持株会社の一の子会社等以外の子会社等が保有する当該一の子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合	84

銀行持株会社及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

1. 直近の中間事業年度又は事業年度における事業の概況	33～35、38～43、46～49、52～56
2. 直近の3中間連結会計年度及び2連結会計年度又は直近の5連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項	
(1) 経常収益又はこれに相当するもの	14～15
(2) 経常利益若しくは経常損失又はこれらに相当するもの	14～15
(3) 親会社株主に帰属する中間純利益若しくは親会社株主に帰属する中間純損失又は親会社株主に帰属する当期純利益若しくは親会社株主に帰属する当期純損失	14～15
(4) 包括利益	14～15
(5) 純資産額	14～15
(6) 総資産額	14～15
(7) 連結自己資本比率	14～15

銀行持株会社及びその子会社等の直近の2中間連結会計年度又は2連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

1. 中間連結貸借対照表又は連結貸借対照表、中間連結損益計算書又は連結損益計算書及び中間連結株主資本等変動計算書又は連結株主資本等変動計算書(これらに類する事項を含む。6.において同じ。)	88～94
2. 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
(1) 破綻先債権に該当する貸出金	35、42、48、56
(2) 延滞債権に該当する貸出金	35、42、48、56
(3) 3カ月以上延滞債権に該当する貸出金	35、42、48、56
(4) 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	35、42、48、56
3. 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	116～135
4. 連結財務諸表規則第15条の2第1項に規定するセグメント情報又はこれに相当するもの	32
5. 法第52条の28第1項の規定により作成した書面(同条第2項の規定により作成された電磁的記録を含む。)について会社法第396条第1項による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	88
6. 銀行持株会社が中間連結貸借対照表又は連結貸借対照表、中間連結損益計算書又は連結損益計算書及び中間連結株主資本等変動計算書又は連結株主資本等変動計算書について金融商品取引法第193条の2の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨	88
7. 連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨	該当なし

報酬等(報酬、賞与その他の職務執行の対価として銀行持株会社若しくはその子会社等から受ける財産上の利益又は労働基準法第11条に規定する賃金をいう。)に関する事項であつて、銀行持株会社及びその子会社等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの 68

事業年度の末日において、当該銀行持株会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他当該銀行持株会社の経営に重要な影響を及ぼす事象(以下「重要事象等」という。)が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容 該当なし

特例企業会計基準等適用法人等にあつては、その採用する企業会計の基準 該当なし

SFHホームページのご案内

SFHでは、タイムリーな情報発信とソニーフィナンシャルグループをよりご理解いただくためにウェブサイトを積極的に活用しています。

<https://www.sonyfh.co.jp/>

SFHウェブサイトはスマートフォンからもご覧いただけます。



本アニュアルレポート(ディスクロージャー誌)および財務データがご覧いただけます。



データ集
「データ集」はSFHウェブサイトのみでの開示とさせていただきます。

プレスリリースは、SFHおよびセグメント別にソートできます。また、カテゴリラベルから、プレスリリース内容をご確認いただけます。

コーポレート・ガバナンスについては、こちらからご覧いただけます。

